

那 霸 市 公 報

第 1 4 7 8 号
 毎月2回 1, 15日発行
 発 行 所
 那覇市泉崎1丁目1番1号
 那覇市総務部総務課

目 次

条 例

那覇市手数料条例の一部を改正する条例（市民課）…………… 61

訓 令

那覇市新庁舎建設検討委員会規程（新庁舎建設準備室）…………… 65

那覇市本庁舎仮移転及び事務室配置検討委員会規程（新庁舎建設準備室）… 68

那覇市事務決裁規程の一部を改正する訓令（経営企画室）…………… 71

那覇市職員服務規程の一部を改正する訓令（人事課）…………… 78

特別の勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令
 （人事課）…………… 80

地方独立行政法人那覇市立病院の設立等に伴う関係訓令の整備に関する訓令
 （経営企画室）…………… 82

那覇市組織機構等の改正に伴う関係訓令の整備に関する訓令（経営企画室）
 …………… 86

那覇市部長会議規程及び那覇市政策推進会議規程を廃止する訓令
 （経営企画室）…………… 92

那覇市緑化推進本部規程の一部を改正する訓令（経営企画室・共同訓令）
 …………… 94

那覇市男女共同参画行政推進委員会規程の一部を改正する訓令
 （経営企画室・共同訓令）…………… 96

那覇市生涯学習推進本部規程の一部を改正する訓令（経営企画室・共同訓令）
 …………… 98

那覇市職員セクシュアル・ハラスメント防止規程の一部を改正する訓令
 （経営企画室・共同訓令）…………… 100

告 示

平成 20 年 (2008 年) 4 月那覇市議会臨時会の招集について (総務課) ……	101
個人情報目的外利用等届出書の公表について (総務課) ……	101
市道路線の認定及び廃止に関する告示 (道路管理室) ……	102
市道路線の変更に関する告示 (道路管理室) ……	108
市道路線の供用廃止に関する告示 (道路管理室) ……	113
歩行者専用道路の指定に関する告示 (道路管理室) ……	116
市道路線の区域決定、区域変更及び供用開始に関する告示 (道路管理室) ……	120
市道路線の区域決定、区域変更及び供用開始に関する告示 (道路管理室) ……	129
平成 20 年度一般廃棄物処理実施計画について (環境政策課) ……	151
那覇市歴史博物館の受付及び観覧料等の収納業務の委託について (歴史博物館) ……	159
平成 19 年度那覇市老人保健特別会計補正予算 (第 2 号) (医療制度改革推進課) ……	159
平成 19 年度那覇市市街地再開発事業特別会計補正予算 (第 2 号) (市街地整備課) ……	160
平成 20 年度那覇市国民健康保険事業特別会計予算 (国民健康保険課) ……	162
平成 20 年度那覇市老人保健特別会計予算 (医療制度改革推進課) ……	165
平成 20 年度那覇市後期高齢者医療特別会計予算 (医療制度改革推進課) ……	166
平成 20 年度那覇市市街地再開発事業特別会計予算 (市街地整備課) ……	167
平成 20 年度那覇市介護保険事業特別会計予算 (ちゃーがんじゅう課) ……	168
那覇市保育所保育料等の集金代行業務委託について (こどもみらい課) ……	170

公 告

平成 19 年度、道路位置の指定 (変更 ・ 廃止) について (建築指導課) ……	171
那覇広域都市計画地区計画の変更について (都市計画課) ……	172

那覇広域都市計画公園事業の施行について(花とみどり課)	172
那覇広域都市計画公園事業の施行について(花とみどり課)	173
那覇広域都市計画公園事業の施行について(花とみどり課)	174
那覇広域都市計画公園事業の施行について(花とみどり課)	175
那覇広域都市計画公園事業の施行について(花とみどり課)	175
那覇広域都市計画公園事業の施行について(花とみどり課)	176
那覇広域都市計画公園事業の施行について(花とみどり課)	177
那覇広域都市計画公園事業の施行について(花とみどり課)	177
那覇広域都市計画事業真嘉比古島第一地区土地区画整理事業の事業計画変更 について(区画整理課)	178
那覇広域都市計画事業小禄金城土地区画整理事業の事業計画変更について (区画整理課)	179
那覇広域都市計画事業壺川土地区画整理事業の事業計画変更について (区画整理課)	180

消防本部訓令

那覇市生涯学習推進本部規程の一部を改正する訓令(共同訓令)	98
那覇市職員セクシュアル・ハラスメント防止規程の一部を改正する訓令 (共同訓令)	100
那覇市火災等予防査察規程の一部を改正する訓令	181

上下水道局規程

那覇市生涯学習推進本部規程の一部を改正する訓令(共同訓令)	98
那覇市職員セクシュアル・ハラスメント防止規程の一部を改正する訓令 (共同訓令)	100

上下水道局告示

平成 19 年度那覇市水道事業会計補正予算(第 3 号)	183
平成 19 年度那覇市下水道事業会計補正予算(第 3 号)	184

平成 20 年度那覇市水道事業会計予算	185
平成 20 年度那覇市下水道事業会計予算	188
公共下水道の供用開始について	190
那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について	201
那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止について	202

病院管理規程

那覇市病院事業管理者の職務代理者を定める規程等を廃止する規程	203
--------------------------------	-----

病院告示

那覇市病院事業の業務に係る公金の出納事務の一部を取り扱わせる金融機関の指定についての廃止について	205
--	-----

教育委員会規則

那覇市立視聴覚ライブラリー設置条例施行規則を廃止する規則	206
那覇市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則	207
那覇市立図書館協議会規則の一部を改正する規則	213
那覇市教育委員会公印規則の一部を改正する規則	215
那覇市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則	219

教育委員会訓令

那覇市教育委員会職員被服貸与規程の一部を改正する訓令	231
----------------------------	-----

教育委員会教育長訓令

那覇市緑化推進本部規程の一部を改正する訓令 (共同訓令)	94
那覇市男女共同参画行政推進委員会規程の一部を改正する訓令 (共同訓令)	96
那覇市生涯学習推進本部規程の一部を改正する訓令 (共同訓令)	98

那覇市職員セクシュアル・ハラスメント防止規程の一部を改正する訓令 (共同訓令)	100
那覇市教育委員会教育長事務決裁規程の一部を改正する訓令	233
那覇市立視聴覚ライブラリー視聴覚機器及び教材貸出規程を廃止する訓令	237
那覇市教育委員会局議規程の一部を改正する訓令	238
那覇市教育委員会自家用電気工作物保安規程の一部を改正する訓令	239

選挙管理委員会告示

那覇市農業委員会委員の解任請求に要する選挙権を有する者の数について	240
那覇市選挙管理委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規程	240

監査委員訓令

那覇市監査委員の権限に属する事務の委任に関する規程	242
那覇市監査委員事務局処務規程の一部を改正する訓令	243

公平委員会規則

那覇市職員団体の登録に関する規則の一部を改正する規則	245
管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	249

正 誤

那覇市公報号外第 688 号の正誤	250
-------------------------	-----

条 例

那覇市条例第22号

平成20年4月11日

公 布 済

那覇市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市手数料条例の一部を改正する条例

那覇市手数料条例(1951年那覇市条例第2号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]
備考	
1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	
2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

この条例は、平成20年5月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表(第1条関係)

	事務	手数料の名称	手数料の額
[略]			
(2)	住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第12条第1項又は第2項に規定する住民票の写しの交付	[略]	
(3)	住民基本台帳法第12条の2第1項に規定する住民票の写しの交付	[略]	
(4)	住民基本台帳法第20条第1項に規定する戸籍の附票の写しの交付	[略]	
[略]			
(10)	戸籍法(昭和22年法律第224号)第10条第1項の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第117条の4第1項の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	[略]	
(11)	戸籍法第10条第1項の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	[略]	

(12)	戸籍法第12条の2第1項の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第117条の4第1項の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	[略]
(13)	戸籍法第12条の2第1項の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	[略]
(14)	戸籍法第48条第1項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付又は同法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付	[略]
[略]		

[改正後 別記]

別表(第1条関係)

	事務	手数料の名称	手数料の額
[略]			
(2)	住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第12条第1項、第12条の2第1項又は第12条の3第1項、第2項若しくは第8項に規定する住民票の写しの交付	[略]	
(3)	住民基本台帳法第12条の4第1項に規定する住民票の写しの交付	[略]	
(4)	住民基本台帳法第20条第1項から第4項までに規定する戸籍の附票の写しの交付	[略]	
[略]			
(10)	戸籍法(昭和22年法律第224号)第10条第1項、第10条の2第1項か	[略]	

	ら第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	
(11)	戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで又は第126条の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	[略]
(12)	戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	[略]
(13)	戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定又は同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	[略]
(14)	戸籍法第48条第1項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付又は同法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)若しくは第126条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付	[略]
	[略]	

訓 令

那覇市訓令第1号

平成20年3月28日

施 行 済

那覇市新庁舎建設検討委員会規程を次のように定める。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市新庁舎建設検討委員会規程

(設置)

第1条 新庁舎の建設に関して調査及び検討するため、那覇市新庁舎建設検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(審議事項)

第2条 委員会が審議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 新庁舎建設の基本計画についての調査及び検討に関する事項
- (2) その他新庁舎の建設に関する必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次の者をもって組織し、委員長に総務部担当の副市長、副委員長に他の副市長をもって充てる。

副市長 各部の長 会計管理者 生涯学習部長 学校教育部長 議会事務局長

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第5条 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

(幹事会)

第6条 委員長の命を受けて、委員会に提出する事項又は委員会から求められた事項について調査及び検討するため、委員会の下に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、次の者をもって組織し、幹事長に新庁舎建設室長、副幹事長に総務課長をもって充てる。

新庁舎建設室長 総務課長 人事課長 管財課長 企画財務部参事(行政改革推進担当) 経営企画室長 情報政策課長 財政課長 市民協働推進課長 市民課長 商工振興課長 環境政策課長 福祉政策課長 国保・後期高齢医療課長 こども政策課長 都市計画課長 建築指導課長 建設企画課長 建築工事課長 出納室副参事 生涯学習部総務課長 議会事務局庶務課長

- 3 幹事長は、幹事会を掌理し、会議の議長となる。

4 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるとき、又は幹事長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 幹事会は、必要に応じ幹事長が招集する。

(専門部会)

第7条 幹事会は、必要があると認めるときは、専門部会を置くことができる。

2 専門部会に属する幹事は、幹事長が指名する。

3 専門部会に部会長及び副部会長を置き、専門部会の会員の互選によりこれを定める。

4 前条第3項から第5項までの規定は、専門部会について準用する。

(関係職員の出席)

第8条 委員会、幹事会及び専門部会において必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会、幹事会及び専門部会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

付 則

1 この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

2 那覇市新庁舎建設検討委員会規程(平成2年訓令第6号)は、廃止する。

那霸市訓令第2号

平成20年3月28日

施 行 済

那霸市本庁舎仮移転及び事務室配置検討委員会規程を次のように定める。

那霸市長 翁 長 雄 志

那覇市本庁舎仮移転及び事務室配置検討委員会規程

(設置)

第1条 本庁舎の建て替えの間の一時的な庁舎(以下「仮庁舎」という。)への移転(以下「仮移転」という。)及び事務室配置計画に関して調査及び検討するため、那覇市本庁舎仮移転及び事務室配置検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(審議事項)

第2条 委員会が審議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 仮移転計画についての調査及び検討に関する事項
- (2) 仮庁舎への事務室配置計画についての調査及び検討に関する事項
- (3) その他仮移転及び事務室配置計画に関する必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次の者をもって組織し、委員長に総務部担当の副市長、副委員長に他の副市長をもって充てる。

副市長 総務部長 企画財務部長 市民文化部長 健康福祉部長 健康保険局長
長 こどもみらい部長 会計管理者 議会事務局長

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第5条 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

(幹事会)

第6条 委員長の命を受けて、委員会に提出する事項又は委員会から求められた事項について調査及び検討するため、委員会の下に幹事会を置く。

2 幹事会は、次の者をもって組織し、幹事長に新庁舎建設室長、副幹事長に管財課長をもって充てる。

新庁舎建設室長 管財課長 総務課長 経営企画室長 情報政策課長 税制課長
市民協働推進課長 市民課長 福祉政策課長 健康推進課長 こども政策課長
出納室副参事 議会事務局庶務課長

3 幹事長は、幹事会を掌理し、会議の議長となる。

4 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるとき、又は幹事長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 幹事会は、必要に応じ幹事長が招集する。

(作業チーム)

第7条 幹事会は、仮移転及び事務室配置計画に関する事項の具体的な作業をさせるため、作業チームを置く。

2 作業チームは、チームリーダー、サブリーダー及びチーム員で組織し、チームリーダーに新庁舎建設室長、サブリーダーに管財課長及び情報政策課長をもって充てる。

3 チーム員は、次の課に属する副参事、主幹、主査その他これらに相当する職員から、各課2名以上の者をもって充てる。

新庁舎建設室 管財課 情報政策課 総務課 秘書広報課 平和交流・男女参画室 人事課 経営企画室 財政課 税制課 市民税課 資産税課 納税課 市民協働推進課 市民課 福祉政策課 障害福祉課 ちゃーがんじゅう課 保護課 健康推進課 国保・後期高齢医療課 特定健診課 こども政策課 こどもみらい課 子育て応援課 出納室 議会事務局庶務課 議会事務局議事課 議会事務局調査課

4 前条第3項から第5項までの規定は、作業チームについて準用する。

(チーム員の職務)

第8条 チーム員は、チームリーダーの指揮を受けて、具体的な各課の仮移転計画及び事務室内の配置計画を立案し、これらに関連する連絡調整に係る事務を処理する。

(関係職員の出席)

第9条 委員会、幹事会及び作業チームにおいて必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会、幹事会及び作業チームの運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

付 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

那霸市訓令第3号

平成20年3月28日

施 行 済

那霸市事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那霸市長 翁 長 雄 志

那覇市事務決裁規程の一部を改正する訓令

那覇市事務決裁規程(1971年那覇市訓令第8号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>(3) 副部長 事務分掌規則第2条第1項の副部長、<u>公室長</u>、局長及び管理センター長並びに那覇市消防本部の組織等に関する規則(昭和47年那覇市規則第55号。以下「消防本部組織規則」という。)第3条第1項の副消防長をいう。</p> <p>(4) 参事 事務分掌規則第2条第4項の参事<u>をいう。</u></p> <p>(5)～(7) [略]</p> <p>(8) 主幹 事務分掌規則第2条第4項の主幹<u>をいう。</u></p> <p>(9)～(14) [略]</p> <p>[別表第3 別記]</p>	<p>(用語の意義)</p> <p>[略]</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>(3) 副部長 事務分掌規則第2条第1項の副部長、局長及び管理センター長並びに那覇市消防本部の組織等に関する規則(昭和47年那覇市規則第55号。以下「消防本部組織規則」という。)第3条第1項の副消防長をいう。</p> <p>(4) 参事 事務分掌規則第2条第4項の参事及び消防本部組織規則第3条第2項の参事<u>をいう。</u></p> <p>(5)～(7) [略]</p> <p>(8) 主幹 事務分掌規則第2条第4項の主幹及び消防本部組織規則第3条第2項の主幹<u>をいう。</u></p> <p>(9)～(14) [略]</p> <p>[別表第3 別記]</p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を削る。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める</p> <p>3 表の改正規定において、改正部分及び改正部分に係る罫線に対応する改正後部分及び改正後部分に係る罫線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係る罫線を削る。</p> <p>4 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係る罫線に対応する改正部分及び改正部分に係る罫線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係る罫線を加える。</p>	

付 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表第3(第5条関係)

個別専決事項

所属	事項	専 決 者	
秘書広報課	[略]		
	広報紙の編集発行に関すること。	公 室 長	
平和交流・男女参画室	[略]		
	女性センターの使用許可及びその取消しに関すること。	[略]	
なは未来室	政策推進会議に関すること。	公 室 長	
総務課	[略]		
[略]			
経営企画室	[略]		
	事務改善の推進に関すること。	[略]	
	那覇軍港の跡地利用の基本政策に関すること。	部 長	
	那覇軍港の移設に伴う市域の振興政策等の策定及び推進に関すること。	部 長	
[略]			
財政課	[略]		
市民税課	各特別徴収義務者に徴収させる特別徴収額の額の決定に関すること。	課 長	
	特別徴収に係る納期の特例に関すること。	課 長	
資産税課	[略]		
納税課	[略]		
	滞納処分の執行の停止に関すること。	[略]	
		10万円以上100万円未満	副 部 長
	10万円未満 取消	課 長	

[略]		
市税の滞納処分による財産差押え(参加差押えを含む。)に関する事。	100万円以上	部長
	10万円以上100万円未満	副 部 長
	10万円未満 解除	課長
[略]		
競売の求意見書に関する事。		[略]
電話加入権の加入契約解除見込み通知及び設置場所変更に関する事。		主査
[略]		
労働農水課	[略]	
	延滞金の減免に関する事。	[略]
	消費者の啓蒙及び消費者団体の指導育成に関する事。	課長
	消費者モニターに関する事。	部長
	補助に係る優良農機具の指定に関する事。	[略]
	[略]	
[略]		
環境政策課	[略]	
	し尿・浄化槽汚泥処理業及び浄化槽清掃業の指導に関する事。	[略]
	し尿及び浄化槽汚泥の処分に関する事。	課長
	公衆便所の維持管理に関する事。	課長
	ごみ減量の実施に関する事。	課長
	[略]	
	大規模事業所等に係る一般廃棄物減量化計画の未作成等の事実の公表及び一般廃棄物の搬入拒否に関する事。	部長
[略]		
ク リ ー ン	[略]	

推進課	ごみの資源化の処理に関すること。	[略]	
[略]			
国民健康 保険課	[略]		
	納税の猶予に関すること。	課長	
	滞納処分による差押え(参加差押えを含む。)に関する こと。	100万円以上	部長
		10万円以上100万円未満	副 部 長
		10万円未満解除	課長
	[略]		
	[略]		
延滞金の減免に関すること。	[略]		
医療制度 改革推進 課	老人保健法(医療)に関すること。	課長	
	後期高齢者医療制度事務に関すること。	課長	
	後期高齢者医療制度の市町村決定に関すること。	局長	
	特定健診・保健指導実施計画に関すること。	課長	
	特定健診・保健指導実施計画の決定に関すること。	局長	
こどもみ らい課	[略]		
[略]			

[改正後 別記]

別表第3(第5条関係)

個別専決事項

所属	事項	専 決 者
秘書広報 課	[略]	
	広報紙の編集発行に関すること。	副 部 長
平和交 流・男女参 画室	[略]	
	女性センターの使用許可及びその取消しに関すること。	[略]
	那覇軍港の跡地利用の基本政策に関すること。	部長

	<u>那覇軍港の移設に伴う市域の振興政策等の策定及び推進に関すること。</u>		部長
総務課	[略]		
[略]			
経営企画室	[略]		
	事務改善の推進に関すること。		[略]
[略]			
財政課	[略]		
資産税課	[略]		
納税課	[略]		
	滞納処分の執行の停止に関すること。	[略]	
		<u>50万円以上～100万円未満</u>	副 部 長
		<u>50万円未満 取消</u>	課長
	[略]		
	市税の滞納処分による財産差押え(参加差押えを含む。)に関すること。	<u>50万円以上</u>	副 部 長
<u>50万円未満 解除</u>		課長	
[略]			
[略]			
労働農水課	[略]		
	延滞金の減免に関すること。		[略]
	補助に係る優良農機具の指定に関すること。		[略]
	[略]		
[略]			
環境政策課	[略]		
	<u>ごみ減量・資源化の推進</u> に関すること。		課長

	[略]		
	大規模事業所等に係る一般廃棄物減量化計画の未作成等の事実の公表に関する <u>こと。</u>		部長
	[略]		
ク リ ー ン 推 進 課	[略]		
	ごみの資源化の実施に関する <u>こと。</u>		[略]
	し尿及び浄化槽汚泥の処分に <u>関</u> する <u>こと。</u>		課長
	公衆便所の維持管理に関する <u>こと。</u>		課長
[略]			
国保・後期 高 齢 医 療 課	[略]		
	納税の猶予に関する <u>こと。</u>		課長
	滞納処分による差押え(参加差押えを含む。)に関する <u>こと。</u>	50万円以上	副 部 長
		50万円未満 解除	課長
	[略]		
	延滞金の減免に関する <u>こと。</u>		[略]
	<u>健康保険等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)第7条の規定による改正前の老人保健法(医療)に関する<u>こと。</u></u>		課長
	後期高齢者医療制度事務に関する <u>こと。</u>		課長
後期高齢者医療制度の市町村決定に関する <u>こと。</u>		部長	
特定健診課	特定健康診査等実施計画に関する <u>こと。</u>		部長
	特定健康診査等実績報告に関する <u>こと。</u>		課長
こどもみらい課	[略]		
[略]			

那霸市訓令第4号

平成20年3月28日

施 行 済

那霸市職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那霸市長 翁 長 雄 志

那覇市職員服務規程の一部を改正する訓令

那覇市職員服務規程(昭和47年那覇市訓令第16号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(年次有給休暇等)</p> <p>第4条 職員は、次の各号に掲げる休暇を受けようとするときは、当該各号に定める文書を提出しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則(昭和47年那覇市規則第20号。以下この条において「規則」という。)別表第2(第14号を除く。)に掲げる休暇 有給休暇願(第1号様式の2)</p> <p>(3) 規則別表第2第14号に掲げる休暇 育児休暇願(第1号様式の3)</p> <p>(4) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>(年次有給休暇等)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則(昭和47年那覇市規則第20号。以下この条において「規則」という。)第21条及び別表第2(第11号を除く。)に掲げる休暇 有給休暇願(第1号様式の2)</p> <p>(3) 規則別表第2第11号に掲げる休暇 育児休暇願(第1号様式の3)</p> <p>(4) [略]</p> <p>2 [略]</p>
<p>備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p>	

付 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

那覇市訓令第5号

平成20年3月28日

施 行 済

特別の勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市長 翁 長 雄 志

特別の勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令

特別の勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程(昭和56年那覇市訓令第4号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表(第2条関係)

号	職員の範囲	週休日	勤務時間の割振り及び休憩時間
1	[略]		
2	<u>財務部各課(財政課を除く。)</u> に勤務する職員のうち所属長が指定するもの	[略]	
3~4	[略]		
5	<u>国民健康保険課</u> に勤務する職員のうち所属長が指定するもの	[略]	
6~7	[略]		
8	[略]		月曜日から日曜日まで及び条例第7条第1項(第2号を除く。)に規定する休日 (1) <u>9時30分から18時15分まで</u> (2) [略] [略]
9~11	[略]		

[改正後 別記]

別表(第2条関係)

号	職員の範囲	週休日	勤務時間の割振り及び休憩時間
1	[略]		
2	<u>企画財務部各課(経営企画課、情報政策課及び財政課を除く。)</u> に勤務する職員のうち所属長が指定するもの	[略]	
3~4	[略]		

5	国保・後期高齢医療課 に勤務する職員のうち 所属長が指定するもの	[略]
6～7 [略]		
8 [略]		月曜日から日曜日まで及び条例第7条第1項(第2号を除く。)に規定する休日 (1) <u>9時から17時45分まで</u> (2) [略] [略]
9～11 [略]		

那覇市訓令第6号

平成20年3月28日

施 行 済

地方独立行政法人那覇市立病院の設立等に伴う関係訓令の整備に関する訓令を次のように定める。

那覇市長 翁 長 雄 志

地方独立行政法人那覇市立病院の設立等に伴う関係訓令の整備に関する訓令

(那覇市事務改善委員会規程の一部改正)

第1条 那覇市事務改善委員会規程(1969年那覇市訓令第2号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第3条 [略] 2 委員長は経営企画室長をもってこれに充て、委員は経営企画室事務改善担当の副参事、各部の総括課長、消防本部総務課長、上下水道局総務課長、 <u>市立病院管理課長</u> 、教育委員会総務課長及び委員長の指名する者をもってこれに充てる。 3～5 [略]	第3条 [略] 2 委員長は経営企画室長をもってこれに充て、委員は経営企画室事務改善担当の副参事、各部の総括課長、消防本部総務課長、上下水道局総務課長、教育委員会総務課長及び委員長の指名する者をもってこれに充てる。 3～5 [略]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

(那覇市電気工作物保安規程の一部改正)

第2条 那覇市電気工作物保安規程(昭和47年那覇市訓令第12号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
別図 首里支所庁舎 ◆イメージ有り◆ 市立病院 ◆イメージ有り◆	別図 首里支所庁舎 ◆イメージ有り◆
備考 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

(那覇市文書取扱規程の一部改正)

第3条 那覇市文書取扱規程(平成9年那覇市訓令第4号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(帳簿等の種類) 第9条 文書の取扱いに要する帳票、帳簿等は、次のとおりとする。 (1) 帳票 ア～ウ [略] エ <u>起案用紙(市立病院専用)</u> (第3号様式) オ [略] (2)～(3) [略] [第3号様式 別記]	(帳簿等の種類) 第9条 [略] (1) 略 ア～ウ [略] エ [略] (2)～(3) [略]

備考

- 1 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。
- 2 改正前の欄中の様式(以下「改正様式」という。)の表示に対応する改正後の欄中に当該様式の表示がない場合は、当該改正様式を削る。

付 則

この訓令は、地方独立行政法人那覇市立病院の成立の日から施行する。

[改正前 別記]
第3号様式

起 案 用 紙 (市 立 病 院 専 用)

決 裁 区 分 公 公	市長・助役・部長・次長・課長・ 係長		保 存 種 目	第 種 号		
	取扱上の注意			年 月 日 起 案		
あ て 先 発 信 者			年 月 日 決 裁			
			年 月 日 施 行			
		公開諾 否第1次	1 公開 2 部分公開 3 非公 開			
		2 又は 3 の 理由	那覇市情報公開条例第6条第1項第 号に該当			
市 長	助 役	助 役	院 長	医 療 調 整 監	副 院 長	
主 管 合 議 先	課 名	部 長	次 長	課 長	係 長	係 員
起 案 者 職 氏 名					電 話 番 号	
件 名						

那覇市訓令第7号

平成20年3月28日

施 行 済

那覇市組織機構等の改正に伴う関係訓令の整備に関する訓令を次のように定める。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市組織機構等の改正に伴う関係訓令の整備に関する訓令

(那覇市副市長事務分担規程の一部改正)

第1条 那覇市副市長事務分担規程(1960年那覇市訓令第6号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第2条 副市長の分担事務は、次のとおりとする。 (1) 當銘副市長 総務部、 <u>経営企画部、財務部</u> 、都市計画部、建設管理部及び消防本部の分掌する事務 (2) [略]	第2条 副市長の分担事務は、次のとおりとする。 (1) 當銘副市長 総務部、 <u>企画財務部</u> 、都市計画部、建設管理部及び消防本部の分掌する事務 (2) [略]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

(那覇市職員被服貸与規程の一部改正)

第2条 那覇市職員被服貸与規程(1964年那覇市訓令第7号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]
備考 1 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

[改正前 別記]

別表(第2条関係)

項	貸与を受ける職員	品目	数量	期間 (年)	対象課等
1	[略]				資産税課、納税課、 <u>国民健康保険課</u> 、建設企画課、道路管理室、公園管理室、市営住宅室及び土木管理事務所
[略]					
17	市長、副市長、総務部長、総務部副部長、総務部総務課長、 <u>市長公室長</u> 及びその他主として防災業務に従事する職員	[略]			[略]
[略]					

[改正後 別記]

別表(第2条関係)

項	貸与を受ける職員	品目	数量	期間 (年)	対象課等
1	[略]				資産税課、納税課、 <u>国保・後期高齢医療課</u> 、建設企画課、道路管理室、公園管理室、市営住宅室及び土木管理事務所
[略]					
17	市長、副市長、総務部長、総務部副部長、総務部総務課長及びその他主として防災業務に従事する職員	[略]			[略]
[略]					

(那覇市行政監察規程の一部改正)

第3条 那覇市行政監察規程(1966年那覇市訓令第17号)一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(事前通知)</p> <p>第6条 <u>経営企画部長</u>は、監察を実施する場合にはあらかじめ監察を実施しようとする関係部課長に通知しなければならない。ただし、事前に通知することが監察の効果をあげる上に特に重大な支障を生ずると認められる場合は、この限りでない。</p> <p>(監察結果の処理)</p> <p>第8条 <u>経営企画部長</u>は、監察を終了したときは、監察計画に基づいて監察結果を取りまとめ市長に報告しなければならない。報告には結果及び関係部課長に対する勧告案、指示案を付記するものとする。</p> <p>2 <u>経営企画部長</u>は、市長の承認を得て関係部課長に対し勧告又は指示をすることができる。</p> <p>3 勧告又は指示を受けた関係部課長は、それぞれの事項につき、速やかに措置し、その結果を<u>経営企画部長</u>を経て市長に報告しなければならない。</p>	<p>(事前通知)</p> <p>第6条 <u>企画財務部長</u>は、監察を実施する場合にはあらかじめ監察を実施しようとする関係部課長に通知しなければならない。ただし、事前に通知することが監察の効果をあげる上に特に重大な支障を生ずると認められる場合は、この限りでない。</p> <p>(監察結果の処理)</p> <p>第8条 <u>企画財務部長</u>は、監察を終了したときは、監察計画に基づいて監察結果を取りまとめ市長に報告しなければならない。報告には結果及び関係部課長に対する勧告案、指示案を付記するものとする。</p> <p>2 <u>企画財務部長</u>は、市長の承認を得て関係部課長に対し勧告又は指示をすることができる。</p> <p>3 勧告又は指示を受けた関係部課長は、それぞれの事項につき、速やかに措置し、その結果を<u>企画財務部長</u>を経て市長に報告しなければならない。</p>

<p>第9条 <u>経営企画部長</u>は、重要な監察結果については、その都度部長会議に報告するものとする。 (業務情報)</p> <p>第10条 経営企画室の職員は、監察計画による業務のほか、常時各部課の業務の実施状況の把握に努め、重要な事項は速やかに<u>経営企画部長</u>に報告するものとする。</p>	<p>第9条 <u>企画財務部長</u>は、重要な監察結果については、その都度部長会議に報告するものとする。 (業務情報)</p> <p>第10条 経営企画室の職員は、監察計画による業務のほか、常時各部課の業務の実施状況の把握に努め、重要な事項は速やかに<u>企画財務部長</u>に報告するものとする。</p>
---	---

備考 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。

(那覇市建設工事競争入札参加者資格審査委員会規程の一部改正)
第4条 那覇市建設工事競争入札参加者資格審査委員会規程(1971年那覇市訓令第11号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、次の者をもって組織する。 都市計画部長、建設管理部長、都市計画部副部長、建設管理部副部長、<u>経営企画部副部長</u>、経済観光部副部長、契約検査室長、区画整理課長、建築工事課長、花とみどり課長、道路建設課長</p>	<p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、次の者をもって組織する。 都市計画部長、建設管理部長、都市計画部副部長、建設管理部副部長、<u>企画財務部副部長(経営企画室担当副部長)</u>、経済観光部副部長、契約検査室長、区画整理課長、建築工事課長、花とみどり課長、道路建設課長</p>

備考 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。

(那覇市職員提案等による業務改善推進規程の一部改正)
第5条 那覇市職員提案等による業務改善推進規程(昭和52年那覇市訓令第4号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(手続)</p> <p>第4条 提案は、参考資料を添付し、<u>経営企画部長</u>に対して行うものとする。</p>	<p>(手続)</p> <p>第4条 提案は、参考資料を添付し、<u>企画財務部長</u>に対して行うものとする。</p>

備考 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。

(那覇市電子計算組織の運営に関する規程の一部改正)
第6条 那覇市電子計算組織の運営に関する規程(昭和57年那覇市訓令第2号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、那覇市(<u>市立病院を除く。</u>)における電子計算組織(市民課における戸籍事務を処理する電子情報処理組織を除く。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。 (組織)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、那覇市における電子計算組織(市民課における戸籍事務を処理する電子情報処理組織を除く。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。 (組織)</p>

<p>第6条 [略]</p> <p>2 委員長に<u>経営企画部長</u>、副委員長に<u>経営企画部副部長</u>をもって充てる。</p> <p>3 [略]</p> <p>(データ保護管理者等)</p> <p>第18条 電算処理に係るデータ保護について適確に管理するためにデータ保護管理者を置き、<u>経営企画部長</u>をもってこれに充てる。</p> <p>2~3 [略]</p>	<p>[略]</p> <p>2 委員長に<u>企画財務部長</u>、副委員長に<u>企画財務部副部長(情報政策課担当副部長)</u>をもって充てる。</p> <p>3 [略]</p> <p>(データ保護管理者等)</p> <p>第18条 電算処理に係るデータ保護について適確に管理するためにデータ保護管理者を置き、<u>企画財務部長</u>をもってこれに充てる。</p> <p>2~3 [略]</p>
<p>備考 第2条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。</p> <p>(都市モノレール対策協議会規程の一部改正)</p>	

第7条 都市モノレール対策協議会規程(昭和59年那覇市訓令第7号)の一部を次のように改正する

改正前	改正後
<p>(組織)</p> <p>第3条 協議会は、次の者をもって組織し、会長に都市計画部担当の副市長、副会長に他の副市長をもって充てる。</p> <p>副市長、都市計画部長、総務部長、<u>経営企画部長</u>、財務部長、建設管理部長</p>	<p>(組織)</p> <p>第3条 協議会は、次の者をもって組織し、会長に都市計画部担当の副市長、副会長に他の副市長をもって充てる。</p> <p>副市長、都市計画部長、総務部長、<u>企画財務部長</u>、建設管理部長</p>
<p>備考 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。</p> <p>(那覇市情報公開諾否調整委員会規程の一部改正)</p>	

第8条 那覇市情報公開諾否調整委員会規程(昭和63年那覇市訓令第2号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(組織)</p> <p>第2条 委員会は、次の者及び付議されている事項を所管する部の副部長をもって組織し、委員長に総務部副部長をもって充てる。</p> <p>総務部副部長、<u>財務部副部長</u>、市民文化部副部長、健康福祉部副部長、建設管理部副部長、都市計画部副部長</p>	<p>(組織)</p> <p>第2条 委員会は、次の者及び付議されている事項を所管する部の副部長をもって組織し、委員長に総務部副部長をもって充てる。</p> <p>総務部副部長、<u>企画財務部副部長(税制課担当副部長)</u>、市民文化部副部長、健康福祉部副部長、建設管理部副部長、都市計画部副部長</p>
<p>備考 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。</p> <p>(那覇市文化振興基金運用検討委員会規程の一部改正)</p>	

第9条 那覇市文化振興基金運用検討委員会規程(平成2年那覇市訓令第2号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、次の者をもって組織</p>	<p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、次の者をもって組織</p>

し、委員長に市民文化部担当の副市長、副委員長に市民文化部長をもって充てる。 市民文化部担当の副市長、市民文化部長、総務部長、 <u>経営企画部長</u> 、生涯学習部長 2 [略]	し、委員長に市民文化部担当の副市長、副委員長に市民文化部長をもって充てる。 市民文化部担当の副市長、市民文化部長、総務部長、 <u>企画財務部長</u> 、生涯学習部長 2 [略]
備考 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

(那覇市公有財産検討委員会規程の一部改正)

第10条 那覇市公有財産検討委員会規程(平成3年那覇市訓令第13号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(組織) 第3条 委員会は、次の者をもって組織し、委員長に総務部担当の副市長、副委員長に総務部長をもって充てる。 総務部担当副市長、総務部長、 <u>経営企画部長</u> 、財務部長、健康福祉部長、都市計画部長、建設管理部長、生涯学習部長	(組織) 第3条 委員会は、次の者をもって組織し、委員長に総務部担当の副市長、副委員長に総務部長をもって充てる。 総務部担当副市長、総務部長、 <u>企画財務部長</u> 、健康福祉部長、都市計画部長、建設管理部長、生涯学習部長
備考 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

(那覇市地域振興基金運用検討委員会規程の一部改正)

第11条 那覇市地域振興基金運用検討委員会規程(平成3年那覇市訓令第8号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(組織) 第3条 委員会は、当分の間、次に掲げる者をもって組織し、委員長に <u>財務部長</u> 、副委員長に環境部長をもって充てる。 財務部長、環境部長、経営企画室長、環境部副部長、経営企画室環境部担当者、環境政策課長、クリーン推進課長	(組織) 第3条 委員会は、当分の間、次に掲げる者をもって組織し、委員長に <u>企画財務部長</u> 、副委員長に環境部長をもって充てる。 企画財務部長、環境部長、経営企画室長、環境部副部長、経営企画室環境部担当者、環境政策課長、クリーン推進課長
備考 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

(那覇市総合計画策定委員会規程の一部改正)

第12条 那覇市総合計画策定委員会規程(平成8年那覇市訓令第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(組織) 第3条 委員会は、 <u>那覇市部長会議規程(昭和59年那覇市訓令第5号)第3条第1項に定める者(以下「委員」という。)</u> をもって組織し、委員長に <u>経営企画部担当の副市長</u> 、副委員長に他の副市長をもって充てる。	(組織) 第3条 委員会は、次に掲げる者を持って組織し、委員長に <u>企画財務部担当の副市長</u> 、副委員長に他の副市長をもって充てる。 副市長、各部の長、参事監(部長級としての専決権を有する者及び市長が指

<p>(代理出席) 第6条 委員(副市長を除く。以下この条において同じ。)に事故があるとき又は委員が欠けたときは、副部長(会計管理者にあつては<u>出納室長</u>)が当該委員に代わって委員会の会議に出席するものとする。 (策定主任、策定員及び調査員) 第7条 総合計画策定に関する事務を担当させるため各部(消防本部、上下水道局、<u>市立病院</u>及び教育委員会を含む。以下同じ。)に策定主任、策定員及び調査員を置く。</p>	<p><u>名する者に限る。以下同じ。)</u>、消防長、<u>会計管理者、上下水道部長、生涯学習部長、学校教育部長</u> (代理出席) 第6条 委員(副市長を除く。以下この条において同じ。)に事故があるとき又は委員が欠けたときは、副部長(会計管理者にあつては<u>出納室副参事</u>)が当該委員に代わって委員会の会議に出席するものとする。 (策定主任、策定員及び調査員) 第7条 総合計画策定に関する事務を担当させるため各部(消防本部、上下水道局及び教育委員会を含む。以下同じ。)に策定主任、策定員及び調査員を置く。</p>
<p>2 [略]</p>	<p>2 [略]</p>
<p>備考 第2条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。 (那覇市環境基本計画策定委員会規程の一部改正)</p>	

第13条 那覇市環境基本計画策定委員会規程(平成9年那覇市訓令第13号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(組織) 第3条 委員会は、次の者をもって組織し、委員長に環境部担当の副市長、副委員長に他の副市長をもって充てる。 副市長、環境部長、総務部長、<u>経営企画部長、財務部長、市民文化部長、経済観光部長、健康福祉部長、こどもみらい部長、都市計画部長、建設管理部長、消防長、上下水道部長、市立病院事務局長、生涯学習部長、学校教育部長</u></p>	<p>(組織) 第3条 委員会は、次の者をもって組織し、委員長に環境部担当の副市長、副委員長に他の副市長をもって充てる。 副市長、環境部長、総務部長、<u>企画財務部長、市民文化部長、経済観光部長、健康福祉部長、こどもみらい部長、都市計画部長、建設管理部長、消防長、上下水道部長、生涯学習部長、学校教育部長</u></p>
<p>備考 第2条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。</p>	

付 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第6条、第12条及び第13条中那覇市立病院に関する改正規定は、地方独立行政法人那覇市立病院の成立の日から施行する。

那覇市訓令第8号

平成20年3月28日

施 行 済

那覇市部長会議規程及び那覇市政策推進会議規程を廃止する訓令を次のように定める。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市部長会議規程及び那覇市政策推進会議規程を廃止する訓令

次に掲げる訓令は、廃止する。

- (1) 那覇市部長会議規程(昭和59年那覇市訓令第5号)
- (2) 那覇市政策推進会議規程(平成15年那覇市訓令第4号)

付 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

那 霸 市 訓 令 第 9 号
那 霸 市 教 育 委 員 会 教 育 長 訓 令 第 2 号
平 成 2 0 年 3 月 2 8 日
施 行 済

那 霸 市 緑 化 推 進 本 部 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 訓 令 を 次 の よ う に 定 め る。

那 霸 市 長 翁 長 雄 志

那 霸 市 教 育 委 員 会 教 育 長 桃 原 致 上

那覇市緑化推進本部規程の一部を改正する訓令

那覇市緑化推進本部規程(平成11年那覇市訓令第17号、教育委員会教育長訓令第5号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(組織) 第3条 [略] 2 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。 総務部長、経営企画部長、財務部長、市民文化部長、経済観光部長、環境部長、都市計画部長、生涯学習部長、学校教育部長</p>	<p>(組織) 第3条 [略] 2 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。 総務部長、企画財務部長、市民文化部長、経済観光部長、環境部長、都市計画部長、生涯学習部長、学校教育部長</p>
<p>備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p>	

付 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

那 霸 市 訓 令 第 1 0 号
那 霸 市 教 育 委 員 会 教 育 長 訓 令 第 3 号
平 成 2 0 年 3 月 2 8 日
施 行 済

那霸市男女共同参画行政推進委員会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那 霸 市 長 翁 長 雄 志

那 霸 市 教 育 委 員 会 教 育 長 桃 原 致 上

那覇市男女共同参画行政推進委員会規程の一部を改正する訓令

那覇市男女共同参画行政推進委員会規程(平成15年那覇市訓令第16号、教育委員会教育長訓令第4号、病院管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(組織)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 委員長に平和交流・男女参画室を担当する副市長、副委員長に総務部長、委員に次に掲げる者をもって充てる。</p> <p><u>経営企画部長 財務部長 市民文化部長 経済観光部長 環境部長 健康福祉部長 健康保険局長 こどもみらい部長 都市計画部長 建設管理部長 消防長 上下水道部長 市立病院事務局長 生涯学習部長 学校教育部長</u></p> <p>(幹事会)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 幹事長に<u>市長公室長</u>、副幹事長に平和交流・男女参画室長、幹事に次の課に属する者で幹事長が指名した者及び委員長がその都度必要と認める者をもって充てる。</p> <p><u>なは未来室 人事課 経営企画室 財政課 市民協働推進課 商工振興課 環境政策課 福祉政策課 健康推進課 こども政策課 こどもみらい課 子育て応援課 ちゃーがんにゅう課 都市計画課 消防本部総務課 上下水道局総務課 市立病院事務局管理課 教育委員会総務課 学校教育課</u></p> <p>4～6 [略]</p>	<p>(組織)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 委員長に平和交流・男女参画室を担当する副市長、副委員長に総務部長、委員に次に掲げる者をもって充てる。</p> <p><u>企画財務部長 市民文化部長 経済観光部長 環境部長 健康福祉部長 健康保険局長 こどもみらい部長 都市計画部長 建設管理部長 消防長 上下水道部長 生涯学習部長 学校教育部長</u></p> <p>(幹事会)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 幹事長に<u>総務部副部長</u>、副幹事長に平和交流・男女参画室長、幹事に次の課に属する者で幹事長が指名した者及び委員長がその都度必要と認める者をもって充てる。</p> <p>人事課 経営企画室 財政課 市民協働推進課 商工振興課 環境政策課 福祉政策課 健康推進課 こども政策課 こどもみらい課 子育て応援課 ちゃーがんにゅう課 都市計画課 消防本部総務課 上下水道局総務課 教育委員会総務課 学校教育課</p> <p>4～6 [略]</p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p>	

付 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第3条第2項及び第6条第3項中那覇市立病院に関する改正規定は、地方独立行政法人那覇市立病院の成立の日から施行する。

那 霸 市 訓 令 第 1 1 号
那 霸 市 消 防 本 部 訓 令 第 3 号
那 霸 市 上 下 水 道 局 規 程 第 2 号
那 霸 市 教 育 委 員 会 教 育 長 訓 令 第 4 号
平 成 2 0 年 3 月 2 8 日
施 行 済

那覇市生涯学習推進本部規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那 霸 市 長 翁 長 雄 志

那覇市消防本部消防長 宮 平 智

那覇市上下水道事業管理者 松 本 親

那覇市教育委員会教育長 桃 原 致 上

那覇市生涯学習推進本部規程の一部を改正する訓令

那覇市生涯学習推進本部規程(平成15年那覇市訓令第17号、消防本部訓令第5号、水道局規程第3号、病院管理規程第33号、教育委員会教育長訓令第5号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]
備考 表の改正規定において、改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)及び改正部分に係る罫線に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)及び改正後部分に係る罫線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係る罫線を削る。	

付 則

この訓令は、地方独立行政法人那覇市立病院の成立の日から施行する。

[改正前 別記]

別表(第6条関係)

部局	幹事
[略]	
上下水道局	[略]
市立病院	管理課長
教育委員会	[略]

[改正後 別記]

別表(第6条関係)

部局	幹事
[略]	
上下水道局	[略]
教育委員会	[略]

那 霸 市 訓 令 第 1 2 号
那 霸 市 消 防 本 部 訓 令 第 4 号
那 霸 市 上 下 水 道 局 規 程 第 3 号
那 霸 市 教 育 委 員 会 教 育 長 訓 令 第 5 号
平 成 2 0 年 3 月 2 8 日
施 行 済

那霸市職員セクシュアル・ハラスメント防止規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那 霸 市 長 翁 長 雄 志

那 霸 市 消 防 本 部 消 防 長 宮 平 智

那 霸 市 上 下 水 道 事 業 管 理 者 松 本 親

那 霸 市 教 育 委 員 会 教 育 長 桃 原 致 上

那覇市職員セクシュアル・ハラスメント防止規程の一部を改正する訓令

那覇市職員セクシュアル・ハラスメント防止規程(平成15年那覇市訓令第18号、教育委員会教育長訓令第6号、水道局規程第4号、病院管理規程第34号、消防本部訓令第6号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(職員に対する指針)</p> <p>第5条 総務部長、消防長、上下水道部長、<u>市立病院事務局長</u>及び生涯学習部長(以下「総務部長等」という。)は、職員がセクシュアル・ハラスメントをしないようにするために職員が認識すべき事項及びセクシュアル・ハラスメントに起因する問題が生じた場合において職員に望まれる対応等について、指針を定めるものとする。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(職員に対する指針)</p> <p>第5条 総務部長、消防長、上下水道部長及び生涯学習部長(以下「総務部長等」という。)は、職員がセクシュアル・ハラスメントをしないようにするために職員が認識すべき事項及びセクシュアル・ハラスメントに起因する問題が生じた場合において職員に望まれる対応等について、指針を定めるものとする。</p> <p>2 [略]</p>
<p>備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p>	

付 則

この訓令は、地方独立行政法人那覇市立病院の成立の日から施行する。

告 示

那覇市告示第 1 6 9 号

平成 2 0 年 3 月 2 1 日

掲 示 済

平成 20 年 (2008 年) 4 月那覇市議会臨時会の招集について

平成 20 年 (2008 年) 4 月那覇市議会臨時会を次のように招集する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 招 集 の 日 平成 20 年 4 月 1 日 (火)
- 2 招 集 の 場 所 那覇市議会議場
- 3 付 議 事 件 名
 - (1) 那覇市手数料条例の一部を改正する条例制定について
 - (2) 専決処分の承認を求めることについて (地方独立行政法人那覇市立病院に承継させる権利の一部変更)
 - (3) 地方独立行政法人那覇市立病院中期計画について
 - (4) 専決処分の報告について (工事請負金額の変更)

那覇市告示第 1 7 3 号

平成 2 0 年 3 月 2 8 日

掲 示 済

個人情報目的外利用等届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 9 条及び同施行規則第 8 条の規定に基づき、個人情報目的外利用等届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志

(別紙省略)

那覇市告示第181号
平成20年3月31日
掲 示 済

市道路線の認定及び廃止に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第8条及び第10条第1項に基づき、市道の路線を次のように認定及び廃止する。

その関係図面は、告示の日から2週間、那覇市建設管理部都市施設管理センター道路管理室において、一般の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

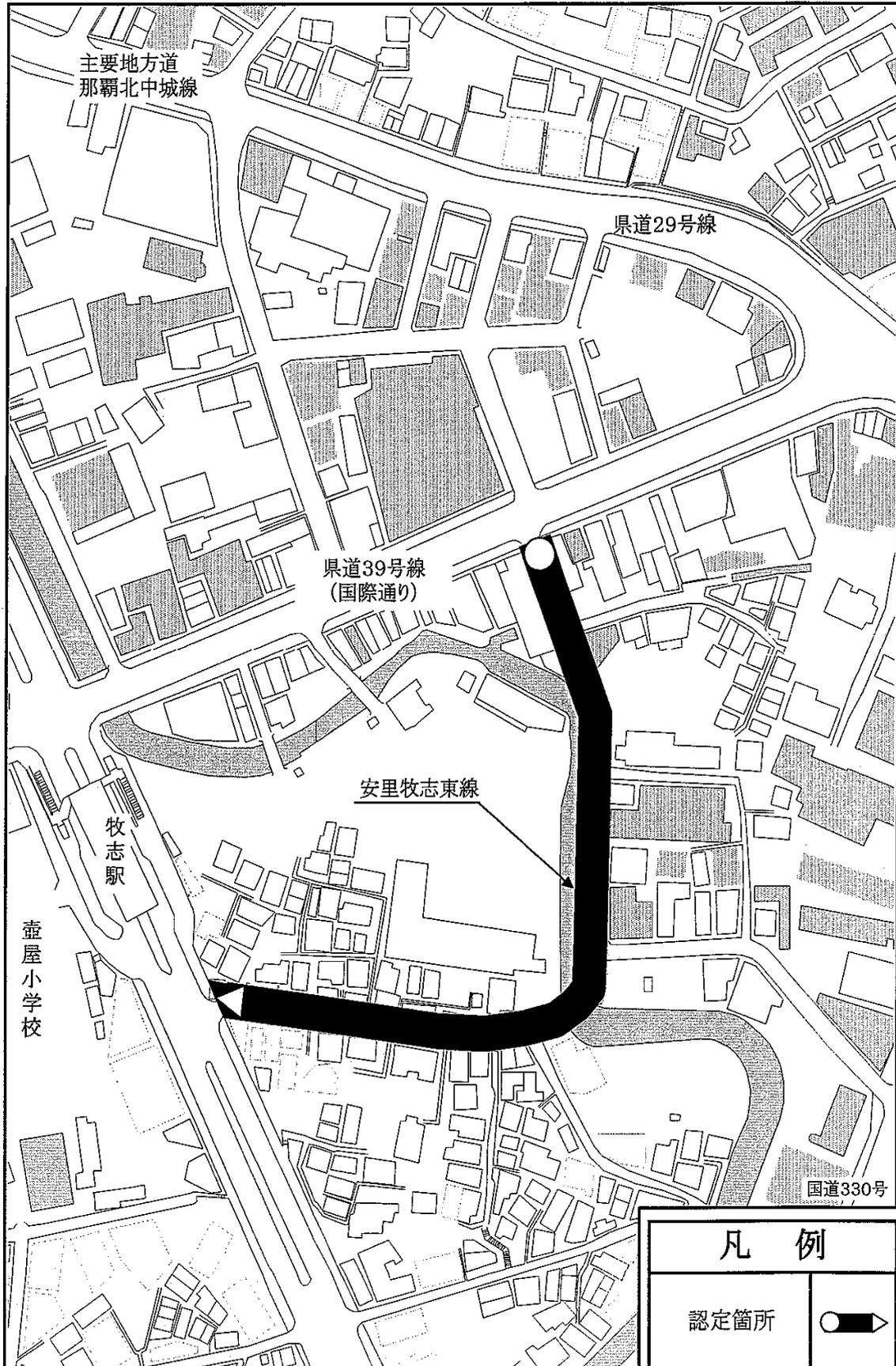
1 認定する路線

整理番号	路線名	起 点 終 点	重要な経過地
2072	安里牧志東線	安里2丁目463番9 牧志3丁目361番1	
2073	安里30号	字安里175番17 字安里173番8	
2074	安里31号	泊1丁目9番12 字安里156番6	
2075	繁多川14号	繁多川3丁目521番12 繁多川3丁目521番14	
2076	石嶺61号	首里石嶺町3丁目281番6 首里石嶺町3丁目288番6	

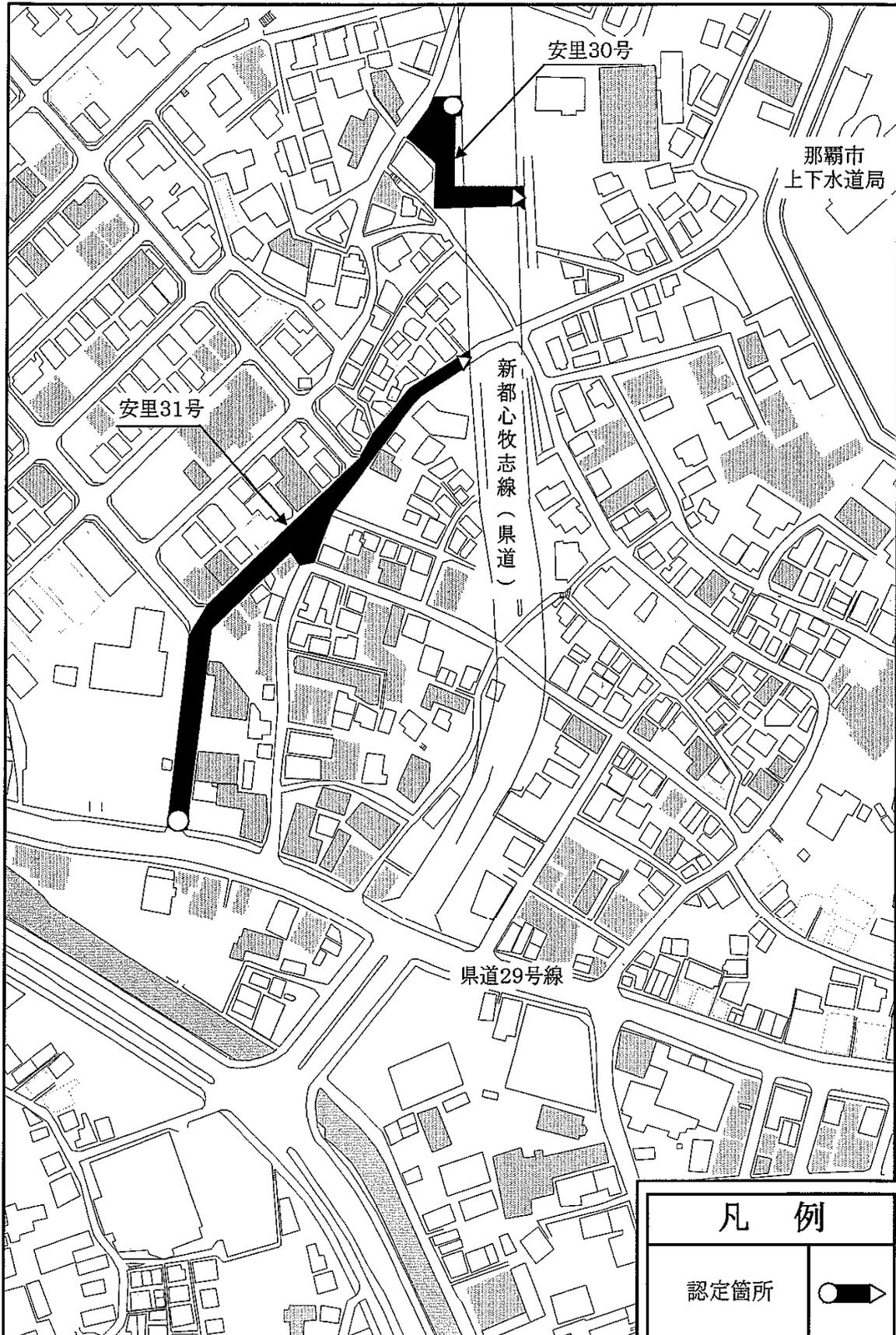
2 廃止する路線

整理番号	路線名	起 点 終 点	重要な経過地
483	泊40号	泊1丁目38番 泊1丁目37番5	
1178	上之屋1号	字上之屋190番21 字上之屋190番21	

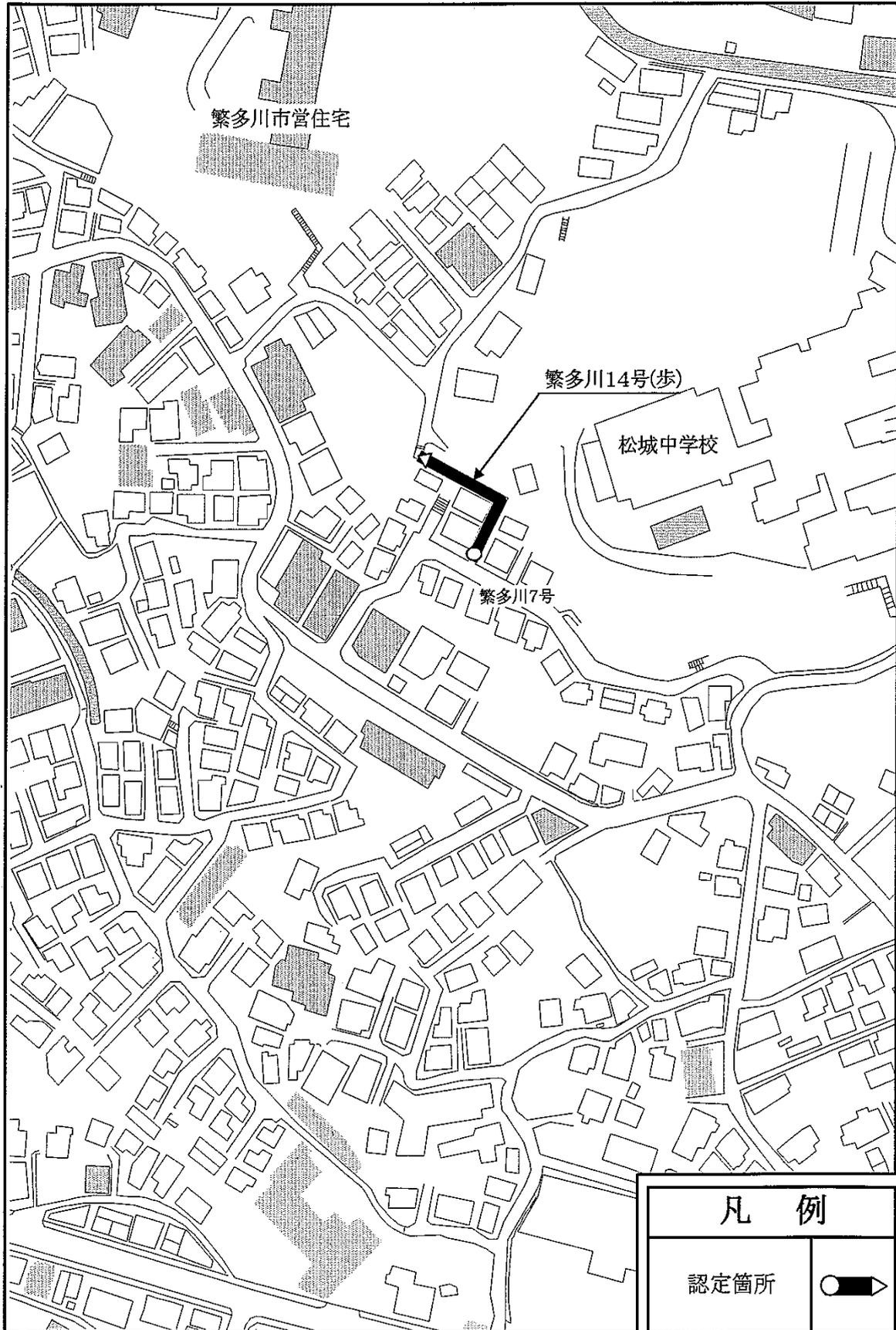
市道路線の認定位置図(参考図)



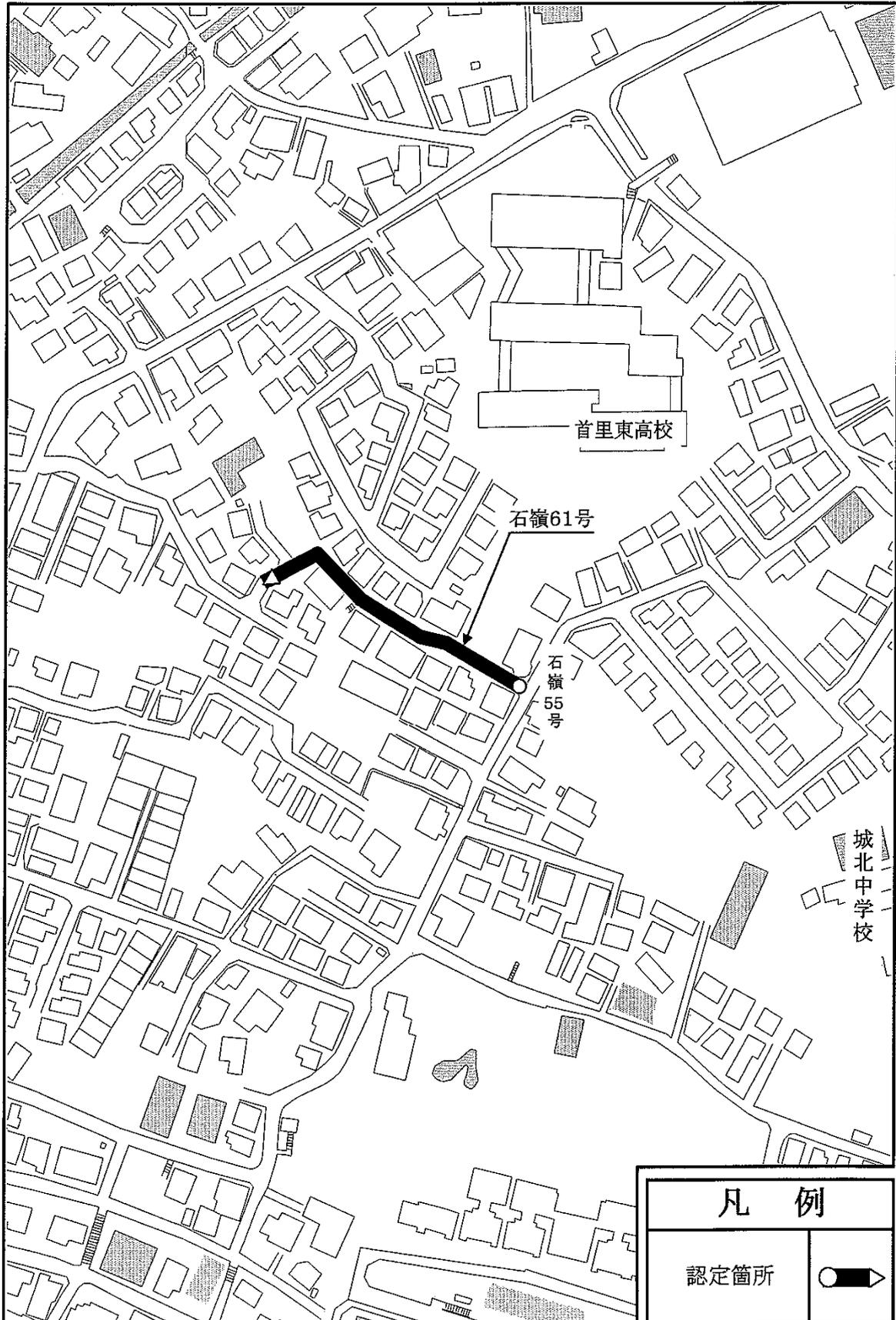
市道路線の認定位置図(参考図)



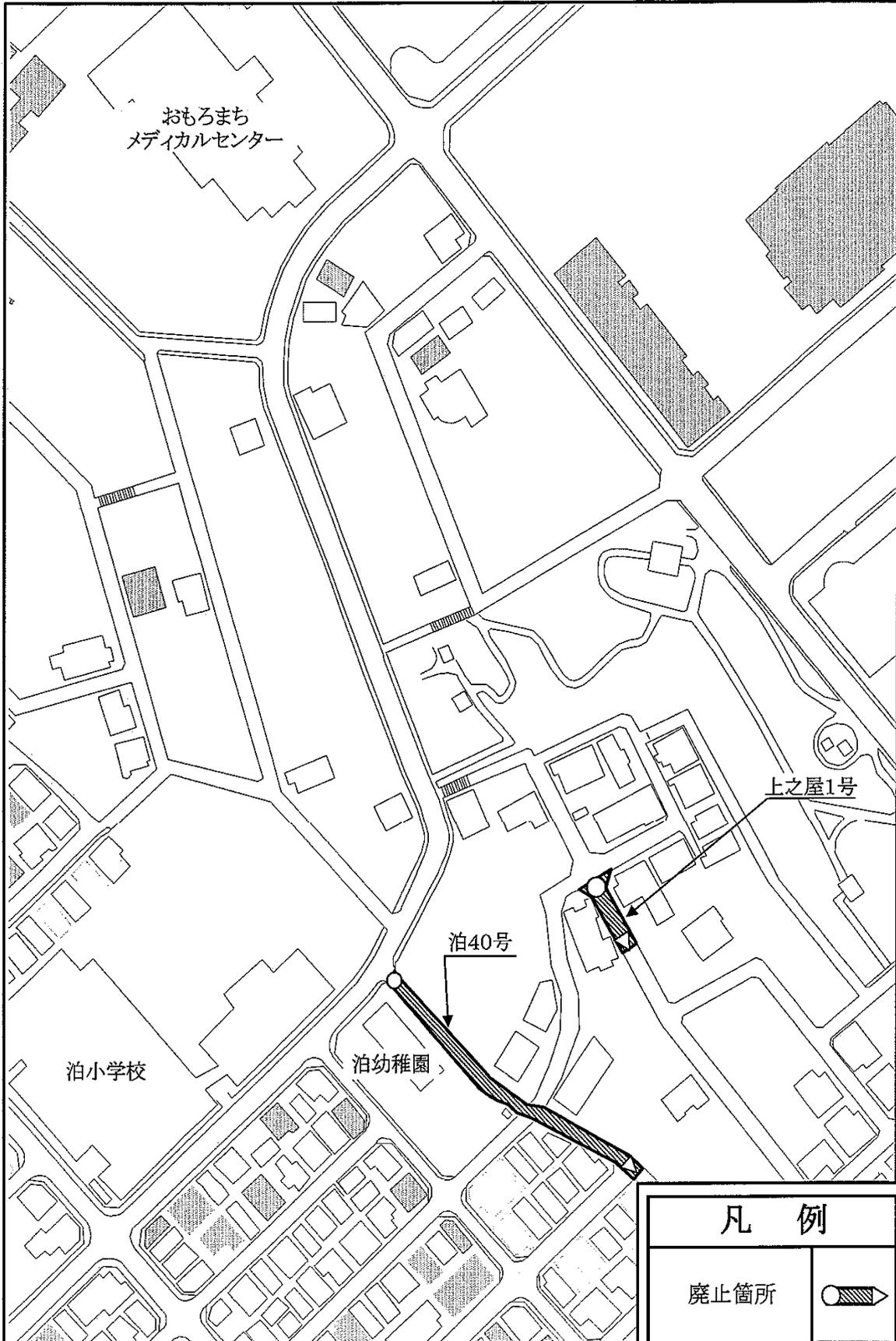
市道路線の認定位置図(参考図)



市道路線の認定位置図(参考図)



市道路線の廃止位置図(参考図)



那覇市告示第 1 8 2 号

平成 2 0 年 3 月 3 1 日

掲 示 済

市道路線の変更に関する告示

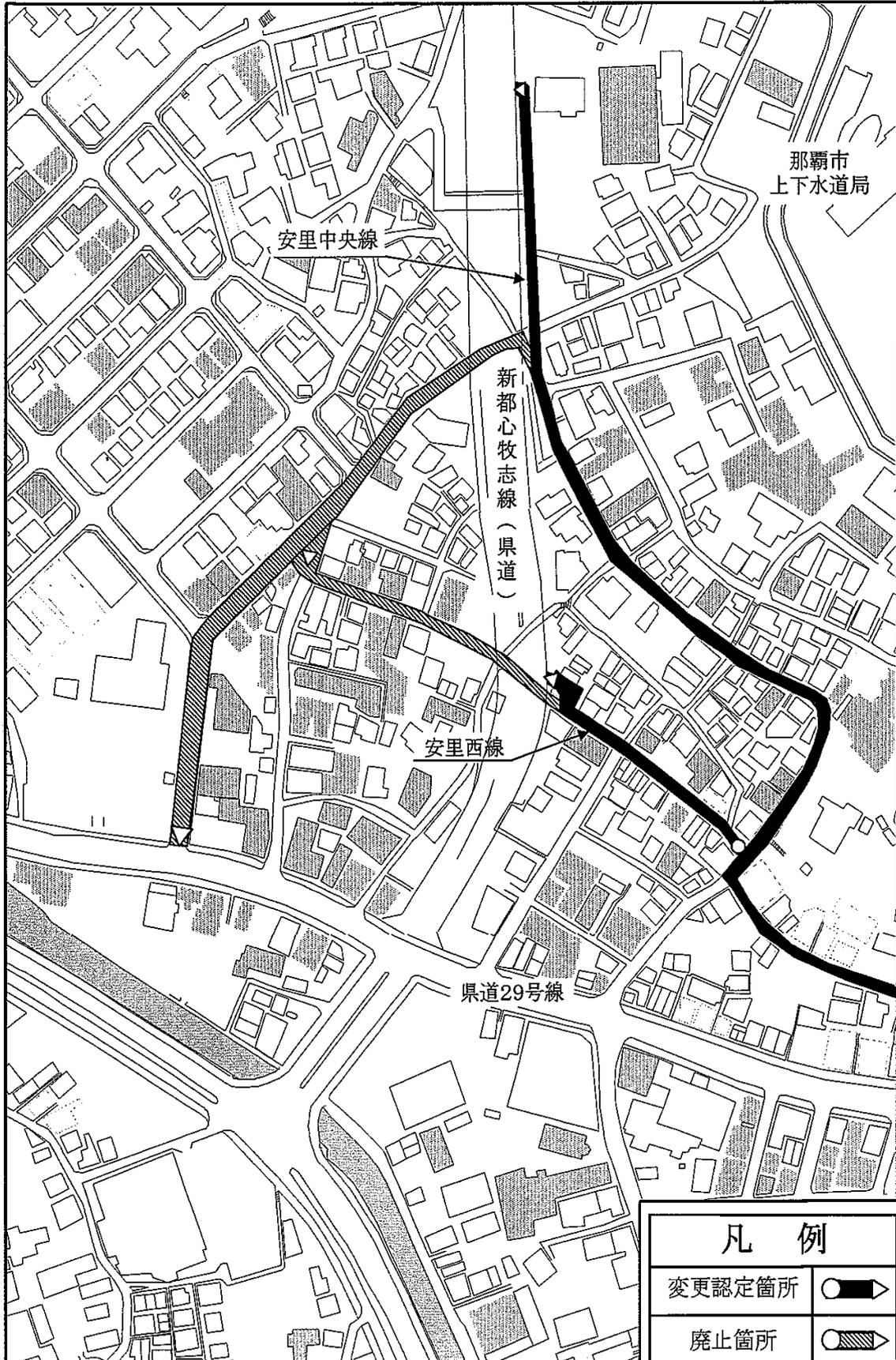
道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項に基づき、市道の路線を変更する。
その関係図面は、告示の日から2週間、那覇市建設管理部都市施設管理センター道路管理室において、一般の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

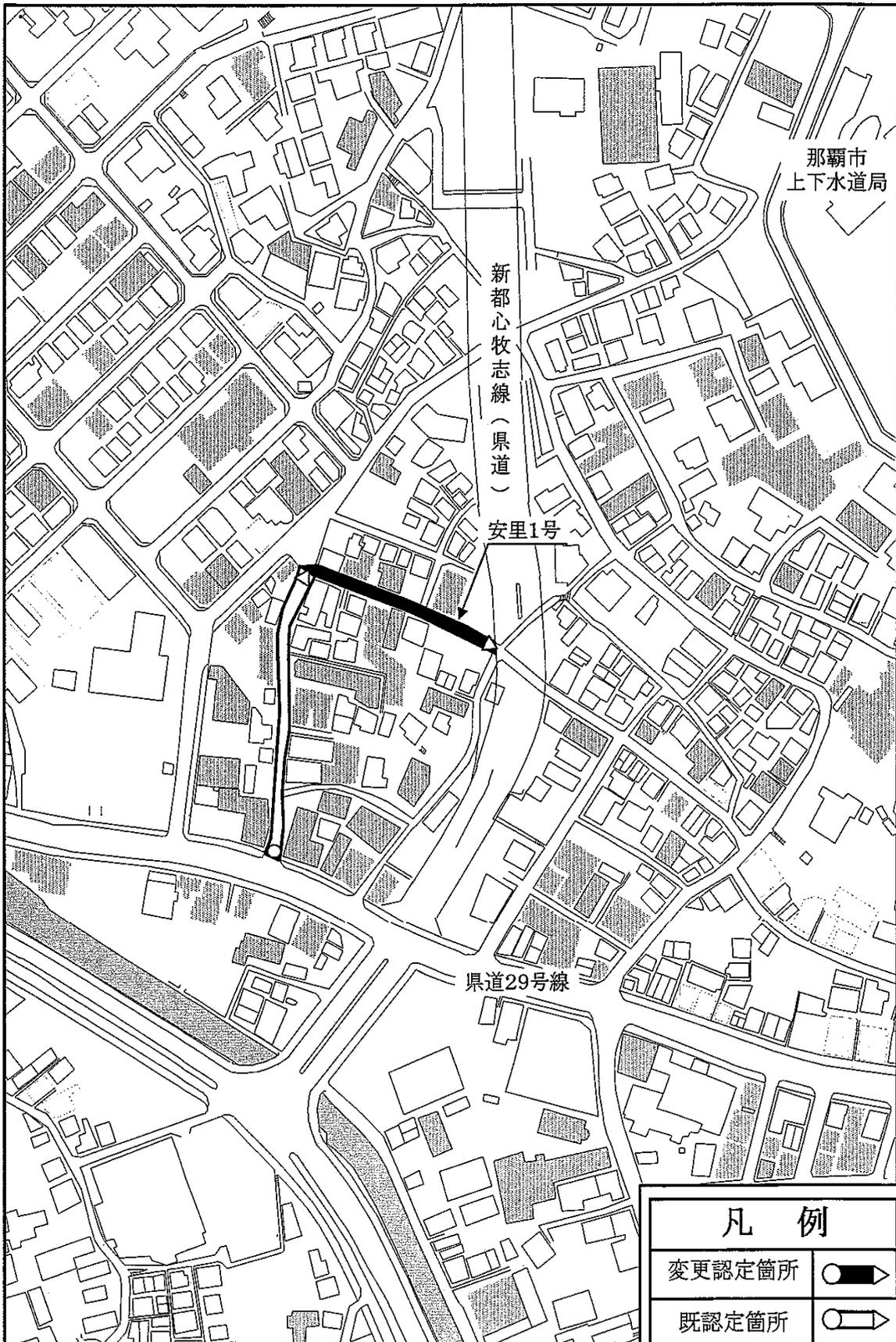
変更する路線

整理番号	路線名	新旧別	起 点 終 点	重要な経過地
9 9	安里中央線	新	字安里 3 5 0 番 1 字安里 1 7 5 番 1 7	
		旧	字安里 3 5 0 番 1 字安里 4 9 1 番 1	
1 4 4 7	安里西線	新	字安里 5 9 番 1 1 字安里 8 1 番	
		旧	字安里 5 9 番 1 1 字安里 4 9 2 番 6	
1 5 0 0	安里 1 号	新	字安里 1 3 8 番 字安里 9 5 番	
		旧	字安里 1 3 8 番 字安里 4 9 2 番 6	
1 1 7 9	泊 2 3 号	新	泊 1 丁目 1 7 番 1 泊 1 丁目 3 8 番 2	
		旧	泊 1 丁目 1 7 番 1 字上之屋 1 9 0 番 1 4	
2 3 4 6	石嶺 5 5 号	新	首里石嶺町 3 丁目 2 8 1 番 6 首里石嶺町 3 丁目 2 6 8 番 2	
		旧	首里石嶺町 3 丁目 2 8 0 番 6 首里石嶺町 3 丁目 2 6 8 番 2	

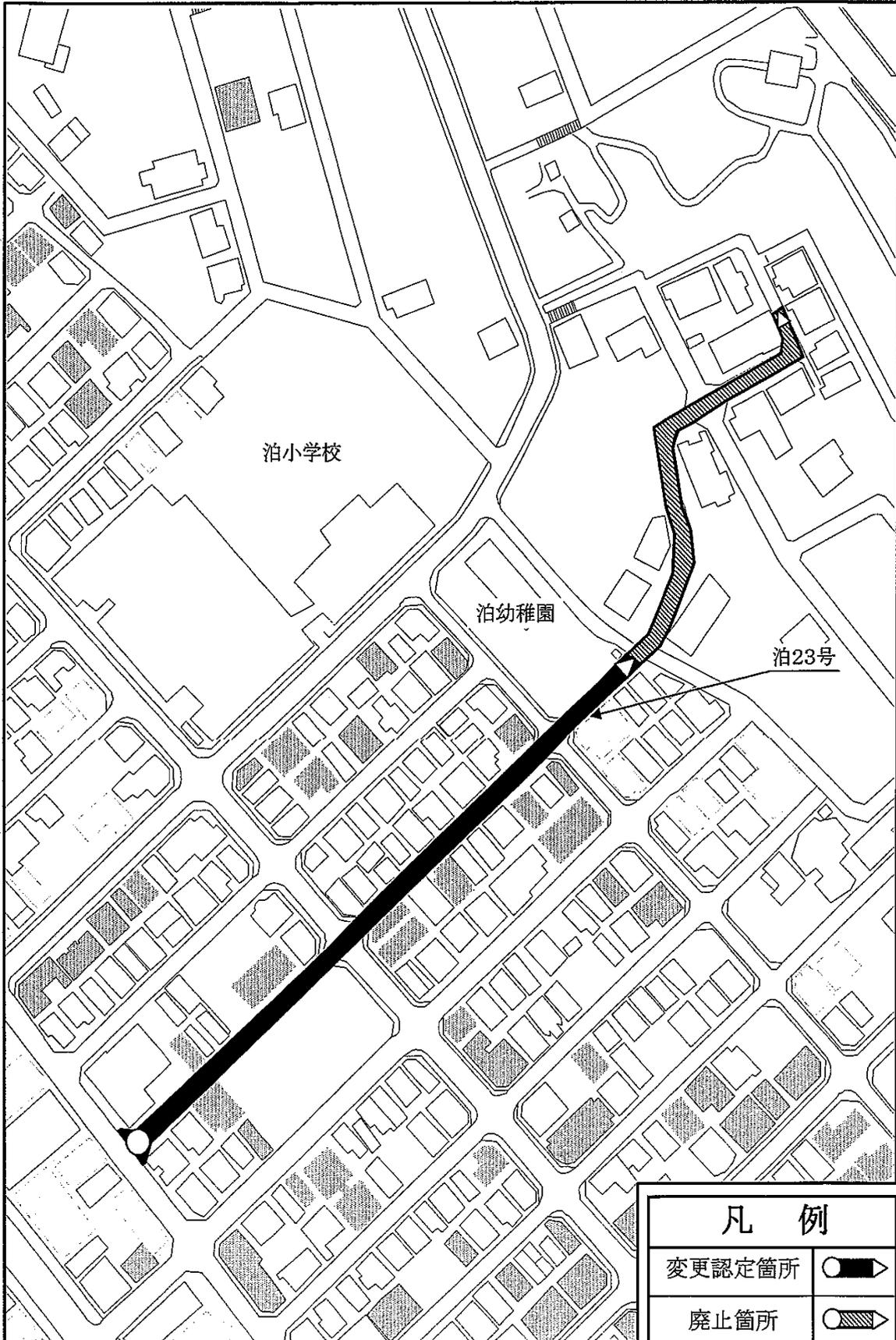
市道路線の変更位置図(参考図)



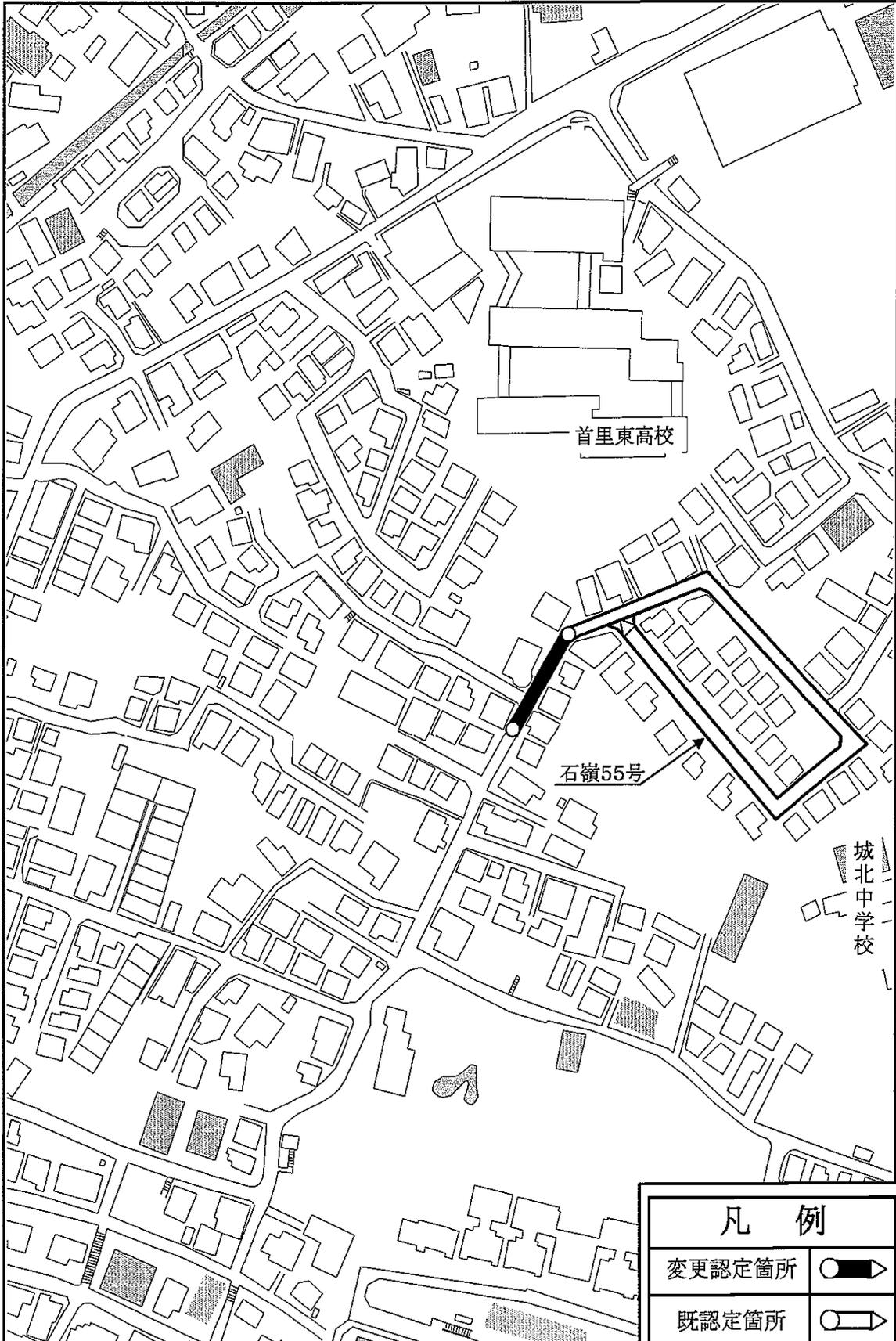
市道路線の変更位置図(参考図)



市道路線の変更位置図(参考図)



市道路線の変更位置図(参考図)



那覇市告示第 1 8 3 号

平成 2 0 年 3 月 3 1 日

掲 示 済

市道路線の供用廃止に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、市道路線を次のように供用廃止する。

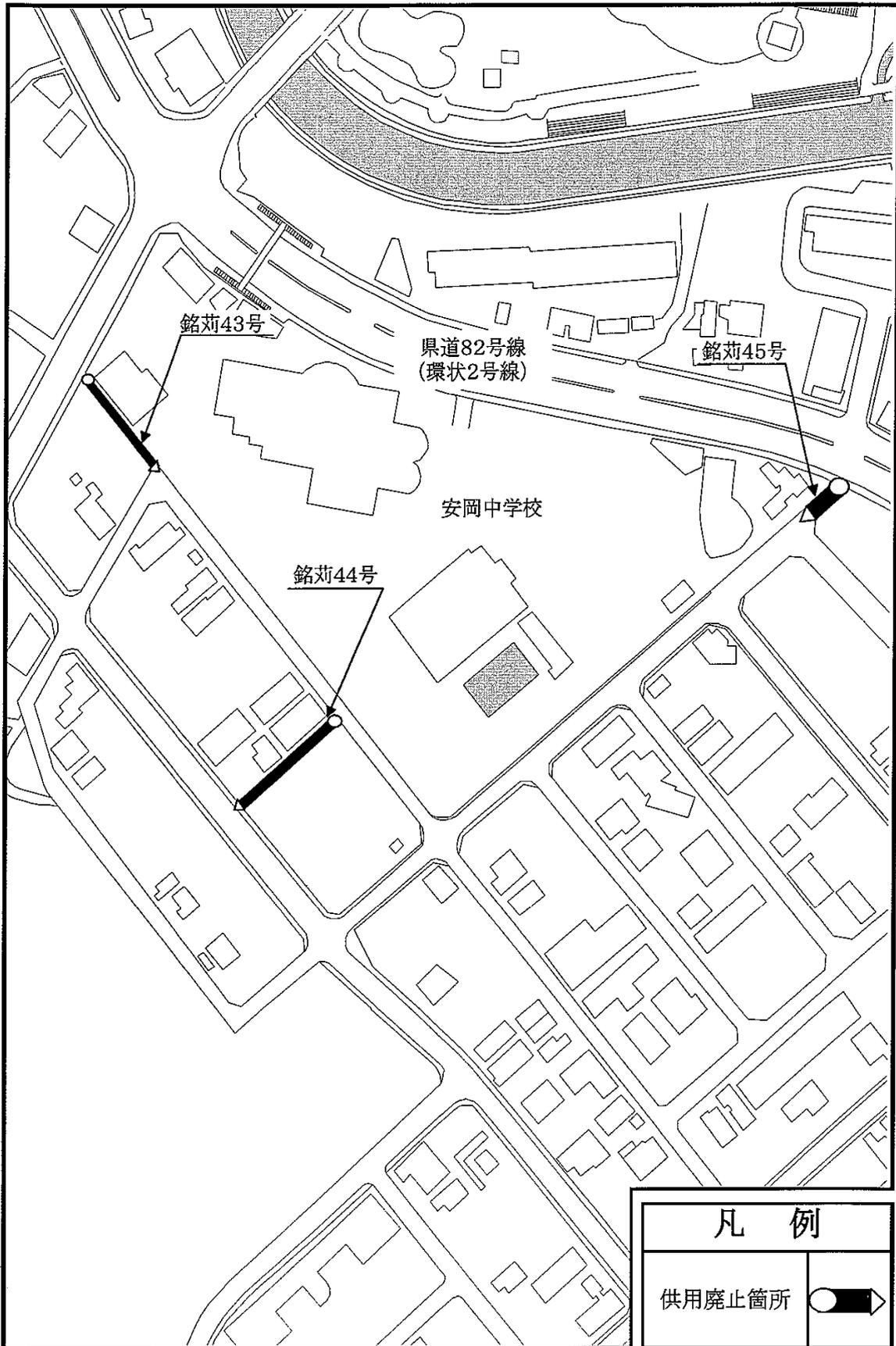
その関係図面は、告示の日から2週間那覇市建設管理部都市施設管理センター道路管理室において、一般の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

供用廃止する路線

整理番号	路線名	区 間	供用廃止の期日
1 9 3 2	銘苅 4 3 号	銘苅 3 丁目 10 番 1 銘苅 3 丁目 10 番 14	告示の日
1 9 3 3	銘苅 4 4 号	銘苅 3 丁目 5 番 1 銘苅 3 丁目 6 番 1	告示の日
1 9 3 4	銘苅 4 5 号	銘苅 3 丁目 11 番 7 銘苅 3 丁目 10 番 6	告示の日
1 9 3 6	銘苅 4 7 号	銘苅 3 丁目 2 番 11 銘苅 3 丁目 2 番 10	告示の日
1 9 3 8	銘苅 4 9 号	銘苅 3 丁目 5 番 1 銘苅 3 丁目 4 番 1	告示の日

市道路線の供用廃止位置図(参考図)



市道路線の供用廃止位置図(参考図)



那覇市告示第 1 8 4 号

平成 2 0 年 3 月 3 1 日

掲 示 済

歩行者専用道路の指定に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第48条の13第3項の規定に基づき、本告示の日をもって歩行者専用道路を次のように指定する。

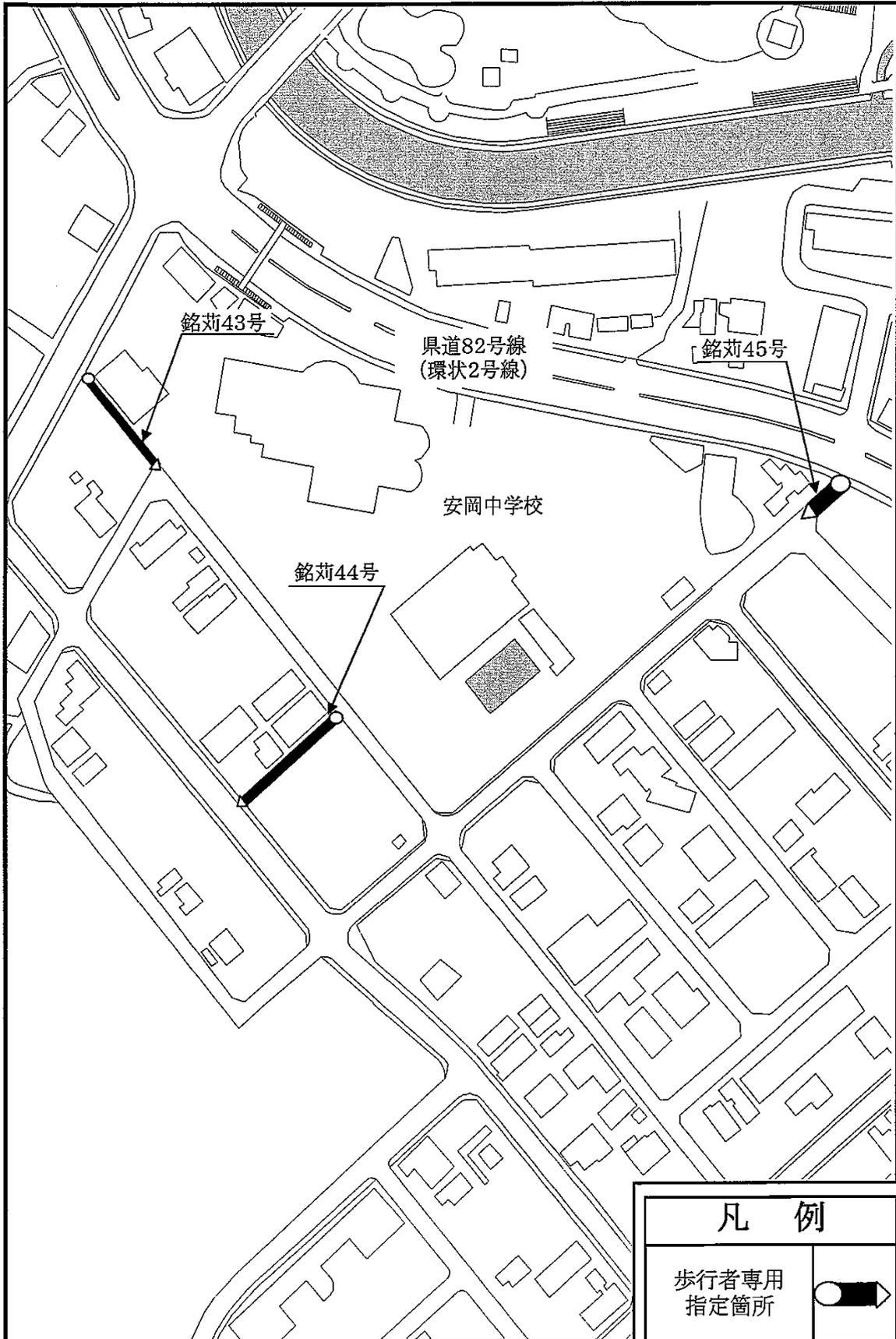
その関係図面は、告示の日から2週間、那覇市建設管理部都市施設管理センター道路管理室において、一般の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

歩行者専用道路に指定する路線

整理番号	路線名	区 間
1 9 3 2	銘苅 4 3 号	銘苅 3 丁目 10 番 1 銘苅 3 丁目 10 番 14
1 9 3 3	銘苅 4 4 号	銘苅 3 丁目 5 番 1 銘苅 3 丁目 6 番 1
1 9 3 4	銘苅 4 5 号	銘苅 3 丁目 11 番 7 銘苅 3 丁目 10 番 6
1 9 3 6	銘苅 4 7 号	銘苅 3 丁目 2 番 11 銘苅 3 丁目 2 番 10
1 9 3 8	銘苅 4 9 号	銘苅 3 丁目 5 番 1 銘苅 3 丁目 4 番 1
2 0 7 5	繁多川 1 4 号	繁多川 3 丁目 521 番 12 繁多川 3 丁目 521 番 14

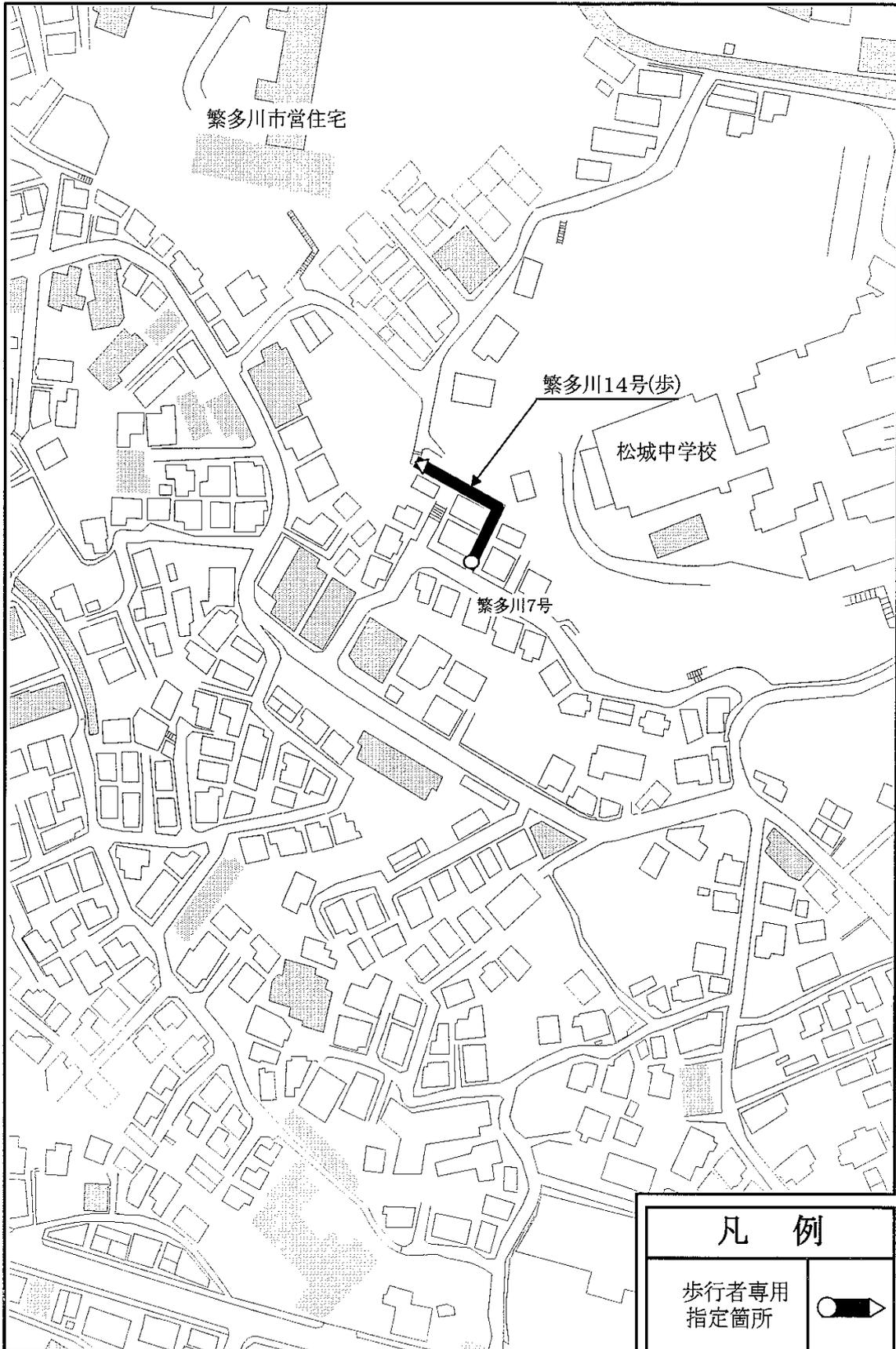
歩行者専用道路指定位置図(参考図)



歩行者専用道路指定位置図(参考図)



歩行者専用道路指定位置図(参考図)



那覇市告示第 1 8 5 号

平成 2 0 年 3 月 3 1 日

掲 示 済

市道路線の区域決定、区域変更及び供用開始に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、本告示の日をもって市道路線を次のように区域決定、区域変更及び供用開始する。

その関係図面は、告示の日から2週間那覇市建設管理部都市施設管理センター道路管理室において、一般の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

1 区域決定する路線

整理番号	路線名	区 間	延長 m	幅員 m	備考
2 0 7 5	繁多川 1 4 号	繁多川 3 丁目 521 番 12 繁多川 3 丁目 521 番 14	60.5	3.0 ~ 3.1	
2 0 7 6	石嶺 6 1 号	首里石嶺町 3 丁目 281 番 6 首里石嶺町 3 丁目 288 番 14	116.1	6.0 ~ 13.0	
2 0 3 6	石嶺 5 5 号	首里石嶺町 3 丁目 281 番 6 首里石嶺町 3 丁目 280 番 3	18.0	6.0	

2 区域変更する路線

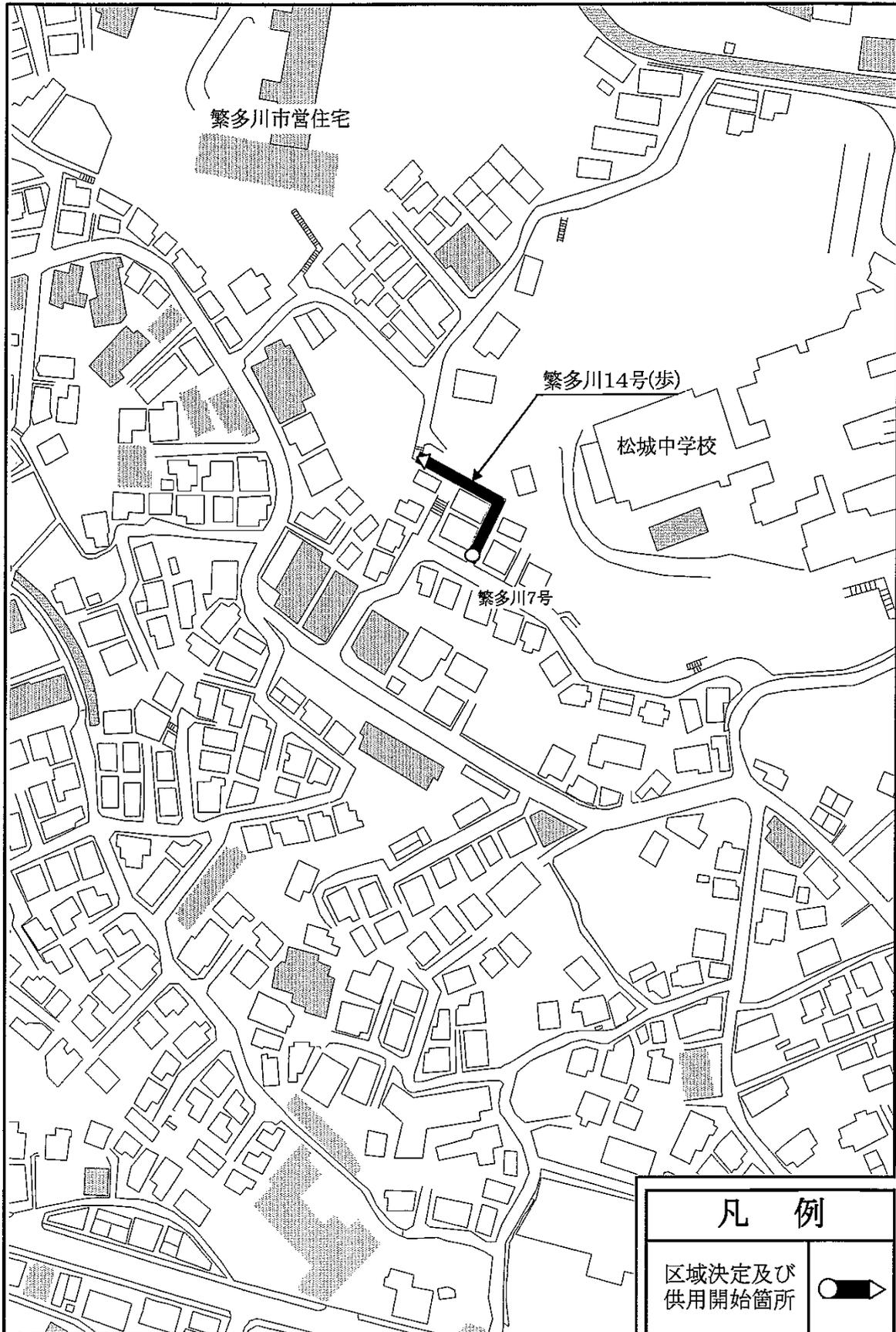
整理番号	路線名	新 旧	区 間	延長 m	幅員 m	備考
1 1 7 9	泊 2 3 号	新	泊 1 丁目 17 番 1 泊 1 丁目 38 番 2	241.6	5.5 ~ 12.5	
		旧	泊 1 丁目 17 番 1 字上之屋 190 番 14	401.3	4.3 ~ 12.9	
1 9 3 2	銘 苅 4 3 号	新	銘 苅 3 丁目 10 番 1 銘 苅 3 丁目 10 番 14	39.6	4.0	
		旧	銘 苅 3 丁目 10 番 1 銘 苅 3 丁目 10 番 14	39.6	2.0	

1 9 3 3	銘 苅 4 4 号	新	銘 苅 3 丁 目 5 番 1 銘 苅 3 丁 目 6 番 1	49.0	4.0	
		旧	銘 苅 3 丁 目 5 番 1 銘 苅 3 丁 目 6 番 1	49.0	2.0	

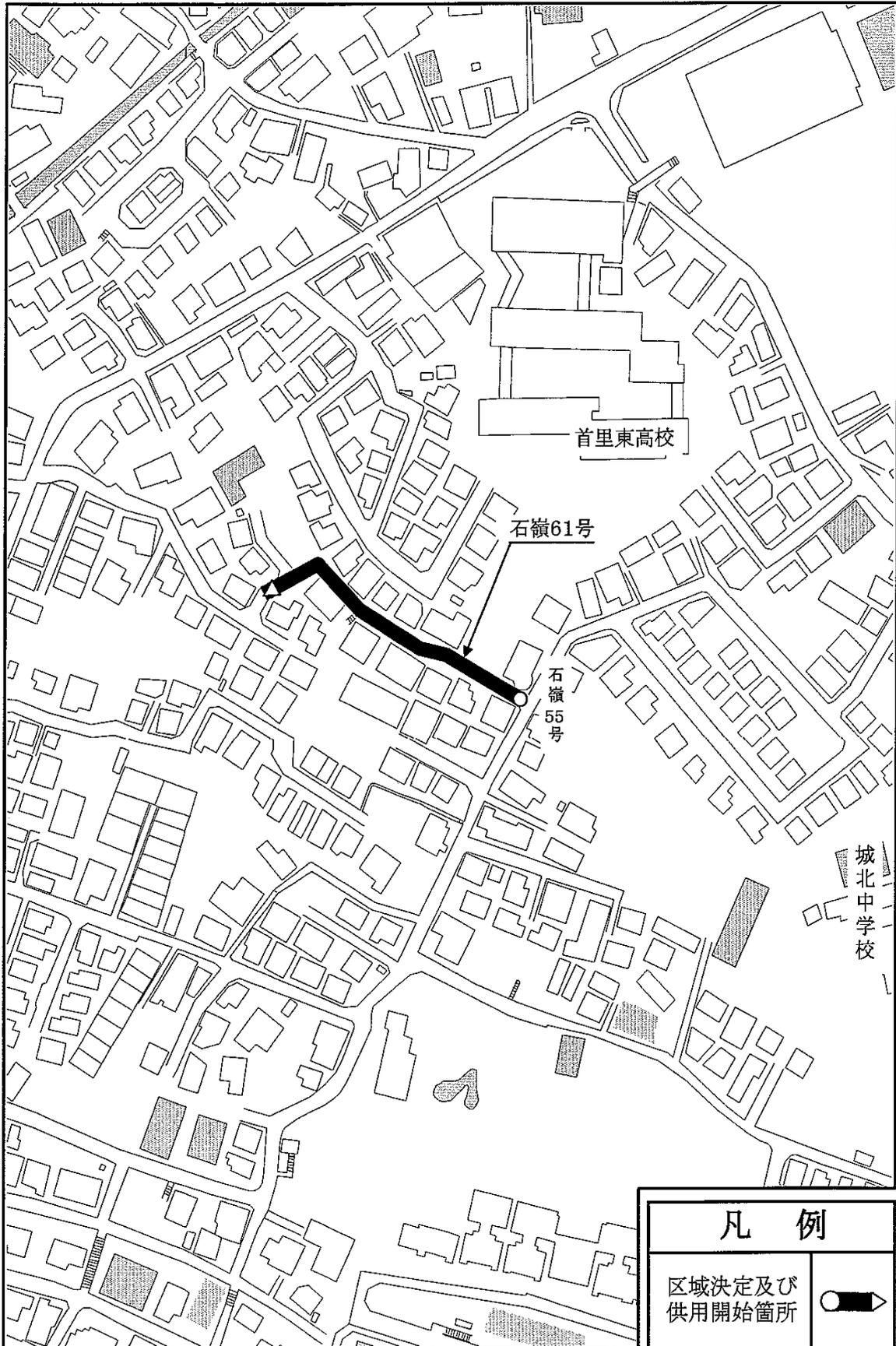
3 供用開始する路線

整理番号	路線名	区 間	供用開始の期日
1 9 3 2	銘 苅 4 3 号	銘 苅 3 丁 目 10 番 1 銘 苅 3 丁 目 10 番 14	告示の日
1 9 3 3	銘 苅 4 4 号	銘 苅 3 丁 目 5 番 1 銘 苅 3 丁 目 6 番 1	告示の日
1 9 3 4	銘 苅 4 5 号	銘 苅 3 丁 目 11 番 7 銘 苅 3 丁 目 10 番 6	告示の日
1 9 3 6	銘 苅 4 7 号	銘 苅 3 丁 目 2 番 11 銘 苅 3 丁 目 2 番 10	告示の日
1 9 3 8	銘 苅 4 9 号	銘 苅 3 丁 目 5 番 1 銘 苅 3 丁 目 4 番 1	告示の日
2 0 7 5	繁多川 1 4 号	繁多川 3 丁 目 521 番 12 繁多川 3 丁 目 521 番 14	告示の日
2 0 7 6	石 嶺 6 1 号	首里石嶺町 3 丁 目 281 番 6 首里石嶺町 3 丁 目 288 番 14	告示の日
2 0 3 6	石 嶺 5 5 号	首里石嶺町 3 丁 目 281 番 6 首里石嶺町 3 丁 目 280 番 3	告示の日

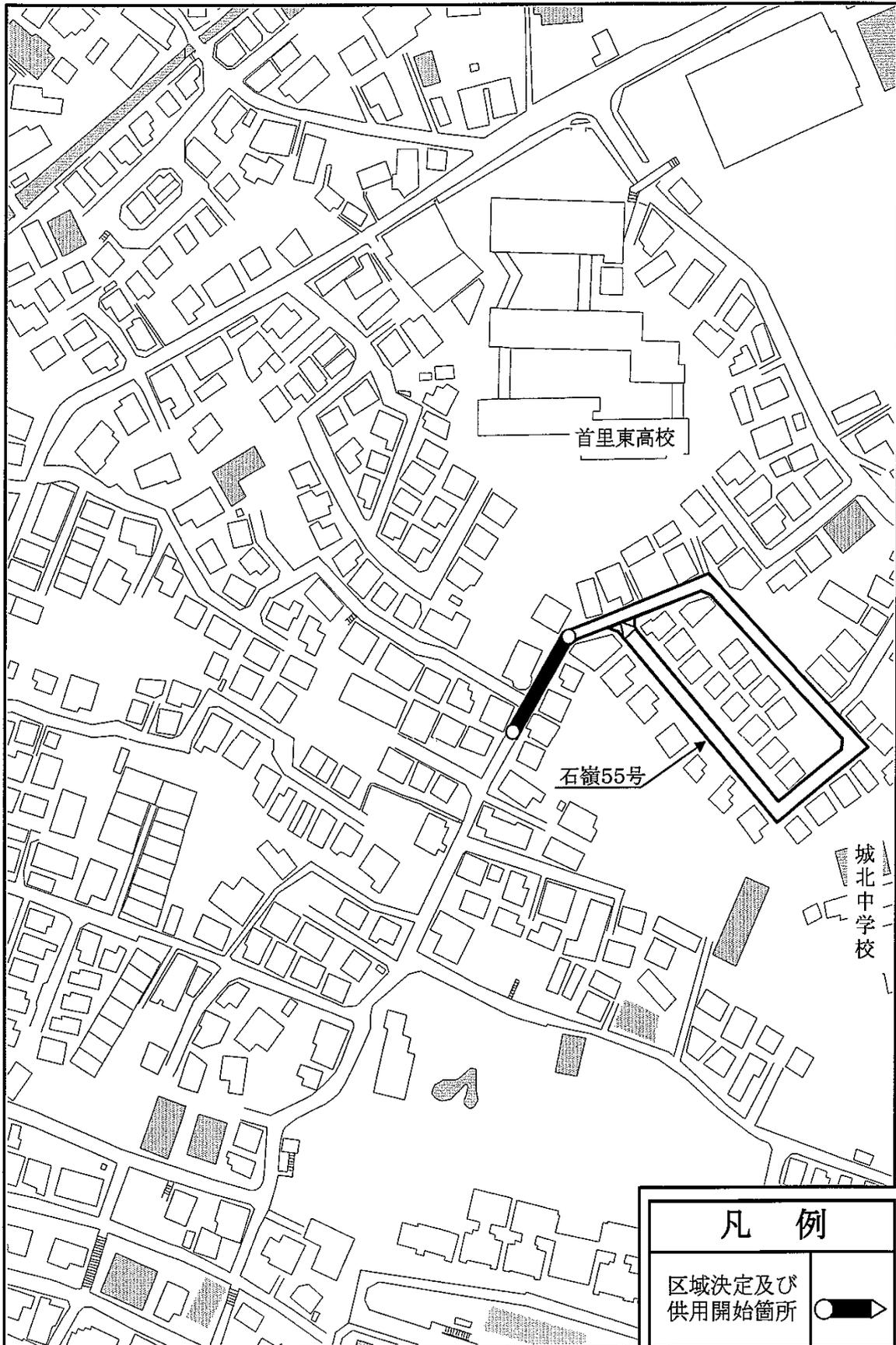
市道路線の区域決定及び供用開始位置図(参考図)



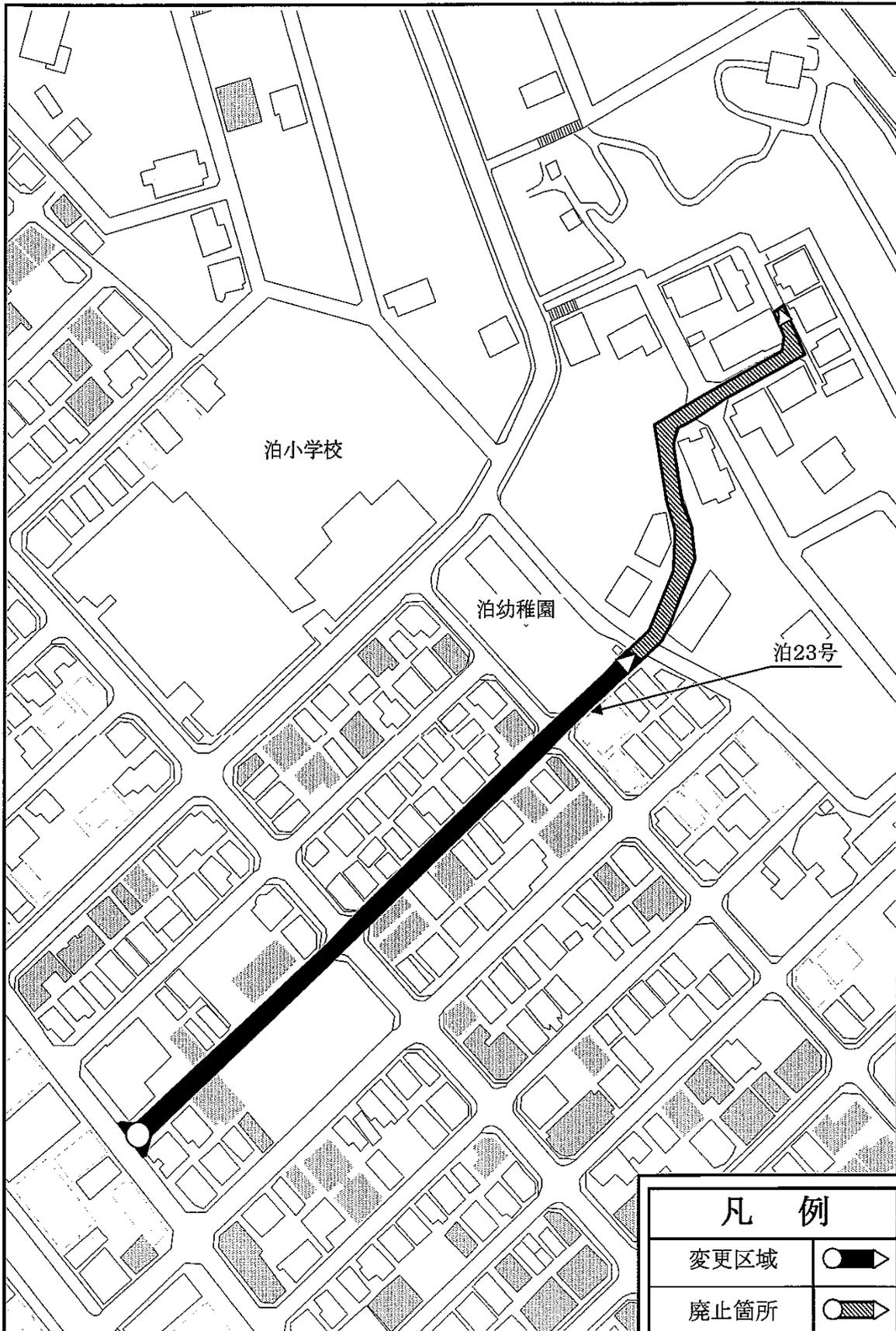
市道路線の区域決定及び供用開始位置図(参考図)



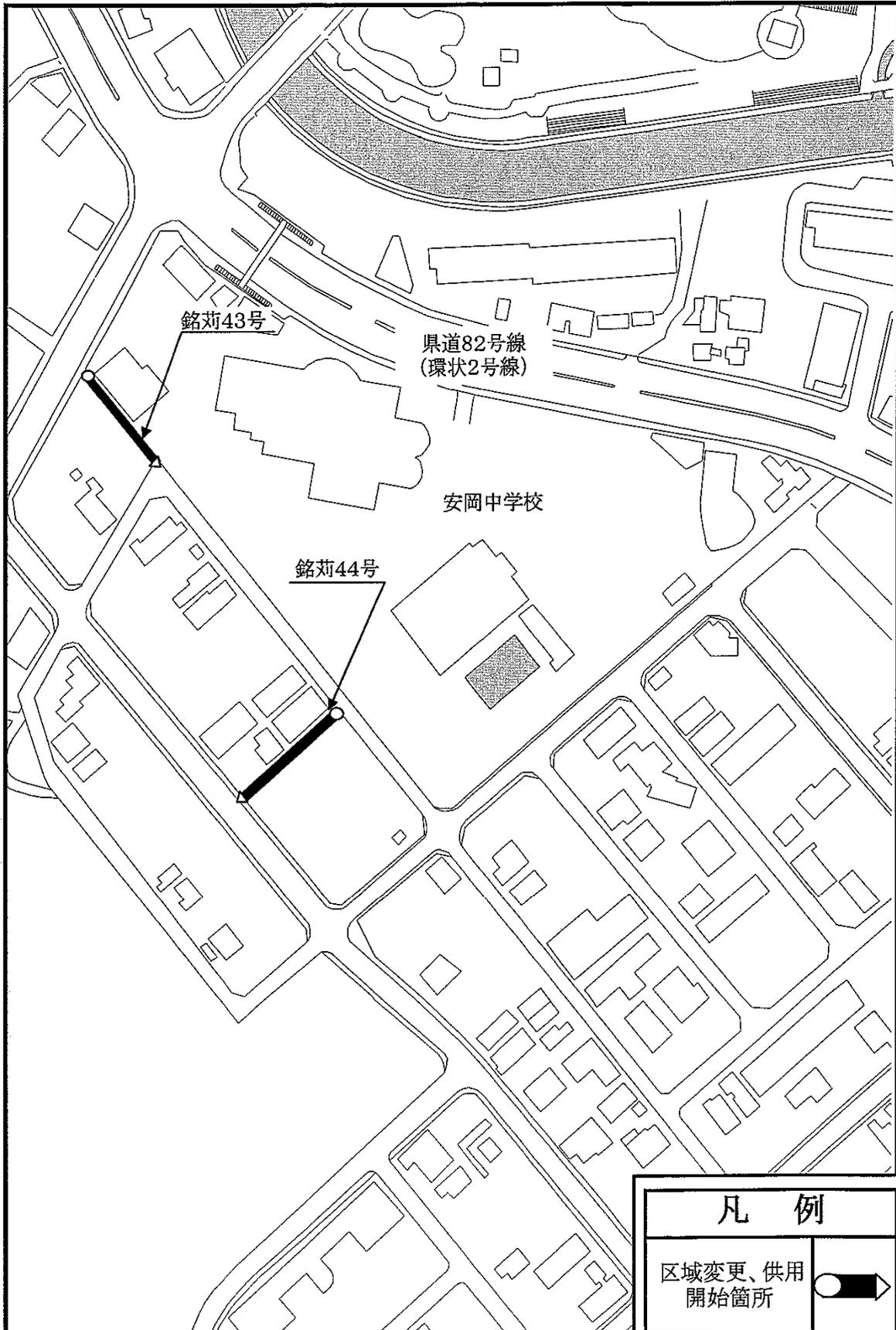
市道路線の区域決定及び供用開始位置図(参考図)



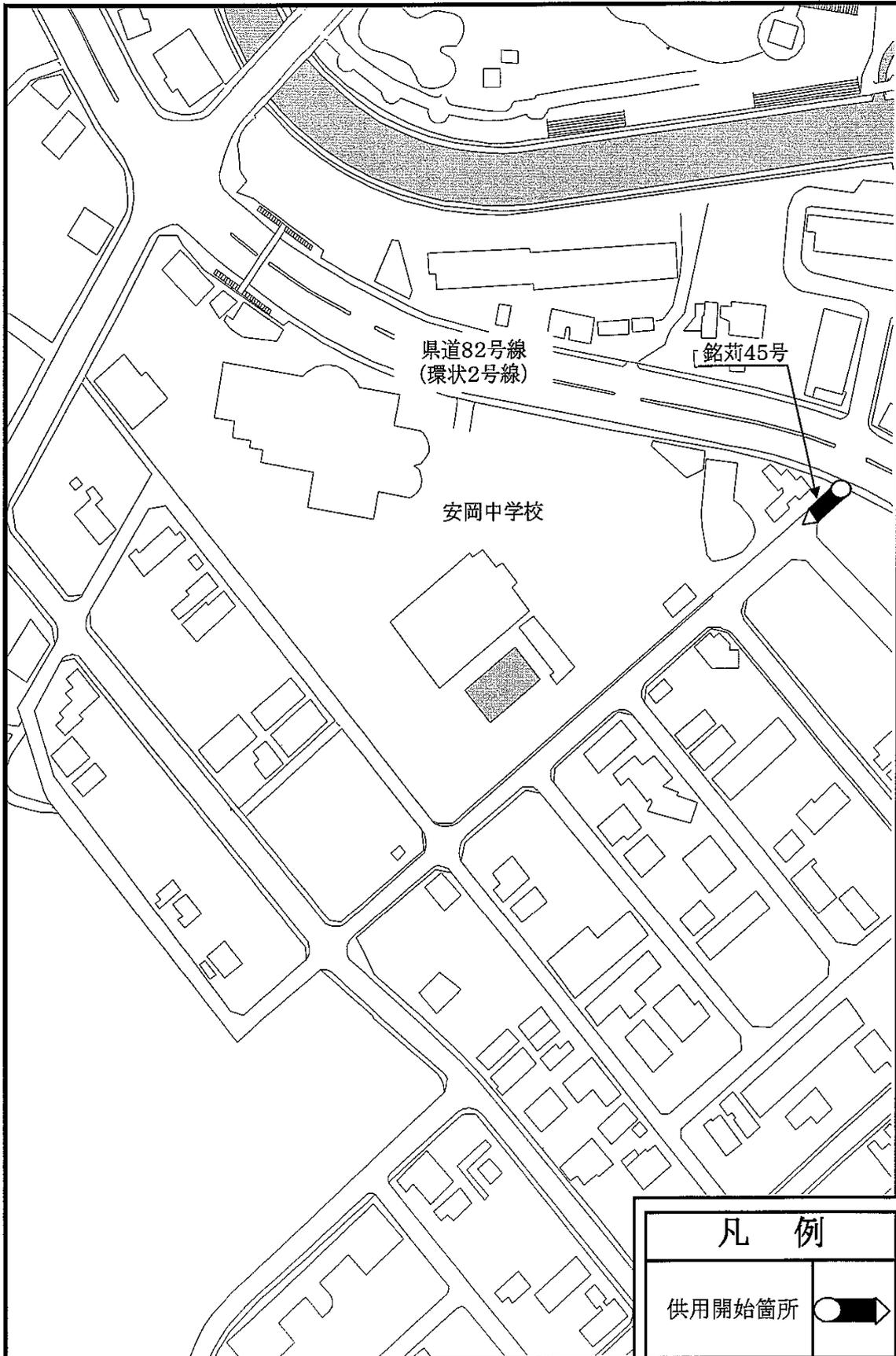
市道路線の区域変更位置図(参考図)



市道路線の区域変更及び供用開始位置図(参考図)



市道路線の供用開始位置図(参考図)



市道路線の供用開始位置図(参考図)



那覇市告示第 1 8 6 号

平成 2 0 年 3 月 3 1 日

掲 示 済

市道路線の区域決定、区域変更及び供用開始に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、市道路線を次のとおり区域決定及び供用開始並びに区域変更する。

その関係図面は、告示の日から2週間那覇市建設管理部都市施設管理センター道路管理室において、一般の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

1 区域決定及び供用開始する路線

整理番号	路線名	区 間	延長 m	幅員 m	備考
1 2 6 5	小禄金城 11 号	小禄金城 3 丁目 3 番 13 小禄金城 5 丁目 7 番 8	200.0	9.0 ~ 14.7	
1 5 6 4	小禄南 9 号	字小禄 700 番 字小禄 703 番 1	109.5	4.6 ~ 9.1	
1 8 9 9	銘苅 1 0 号	銘苅 2 丁目 2 番 1 銘苅 2 丁目 3 番 1	141.2	8.0	
1 8 9 9	銘苅 1 0 号	銘苅 3 丁目 2 番 1 銘苅 3 丁目 12 番 6	684.8	8.0	
1 9 2 0	銘苅 3 1 号	銘苅 1 丁目 2 番 1 銘苅 1 丁目 2 番 1	38.0	8.0 ~ 13.0	
2 0 3 7	識名 2 4 号	字識名 1190 番 1 字識名 1190 番 15	72.5	6.0 ~ 7.0	
2 0 3 8	識名 2 5 号	字識名 1190 番 21 字識名 1190 番 22	23.7	4.0 ~ 4.5	

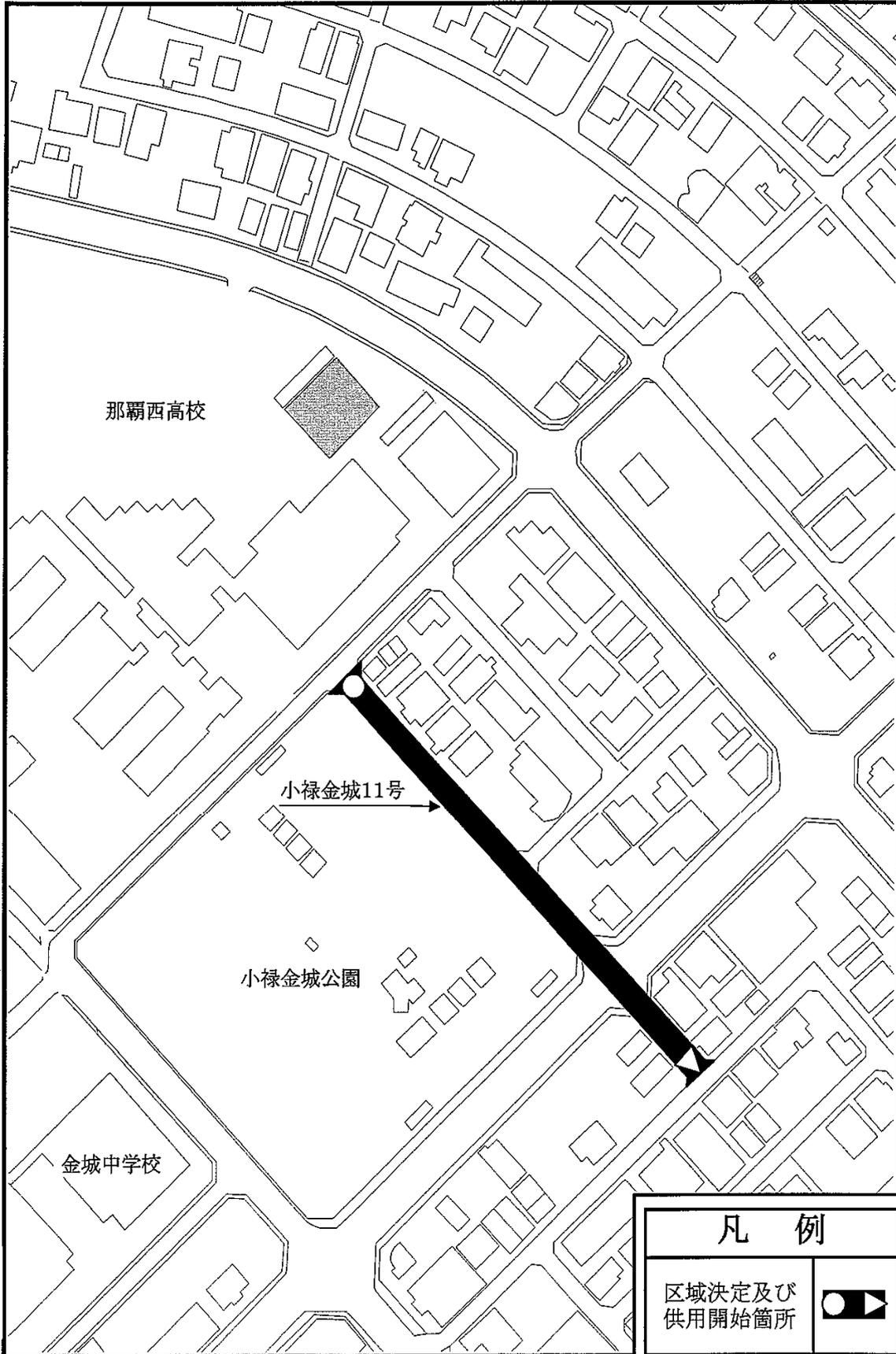
2 区域変更する路線

整理番号	路線名	新旧	区 間	延長m	幅員m	備考
6 2	末吉内間線	新	首里末吉町 4 丁目 100 番 19 首里末吉町 2 丁目 18 番 4	16.5	8.0	末吉 新橋
		旧	首里末吉町 4 丁目 100 番 19 首里末吉町 2 丁目 18 番 4	16.5	13.6	
2 5 5	末吉 1 1 号	新	古島 1 丁目 100 番 2 首里末吉町 3 丁目 6 番 4	18.4	10.0 ~ 14.6	川崎 橋
		旧	古島 1 丁目 100 番 2 首里末吉町 3 丁目 6 番 4	18.4	4.0	
2 5 8	末吉 1 4 号	新	首里末吉町 4 丁目 5 番 15 首里末吉町 4 丁目 4 番 4	85.0	6.0	
		旧	首里末吉町 4 丁目 5 番 15 首里末吉町 4 丁目 4 番 4	85.0	6.0 ~ 9.3	
2 6 0	末吉 1 6 号	新	首里末吉町 4 丁目 3 番 1 首里末吉町 4 丁目 3 番 1	26.0	4.0 ~ 6.0	
		旧	首里末吉町 4 丁目 3 番 1 首里末吉町 4 丁目 3 番 1	26.0	4.0 ~ 6.0	
3 6 1	若狭 1 号	新	若狭 1 丁目 26 番 5 若狭 1 丁目 26 番 5	115.0	10.5 ~ 12.4	
		旧	若狭 1 丁目 26 番 5 若狭 1 丁目 26 番 5	115.0	10.5 ~ 12.4	
1 1 7 9	泊 2 3 号	新	泊 1 丁目 17 番 1 泊 1 丁目 38 番 2	241.6	5.5 ~ 12.5	
		旧	泊 1 丁目 17 番 1 字上之屋 190 番 14	401.3	4.3 ~ 12.9	
1 4 4 6	樋川南線	新	樋川 1 丁目 424 番 樋川 1 丁目 406 番	314.8	8.0	
		旧	樋川 1 丁目 424 番 樋川 1 丁目 406 番	316.9	4.1 ~ 13.3	
2 0 0 7	漫湖公園 沿線	新	古波蔵 3 丁目 340 番 16 古波蔵 3 丁目 340 番 16	12.0	9.8 ~ 11.7	
		旧	古波蔵 3 丁目 340 番 16 古波蔵 3 丁目 340 番 16	22.0	8.1 ~ 9.5	

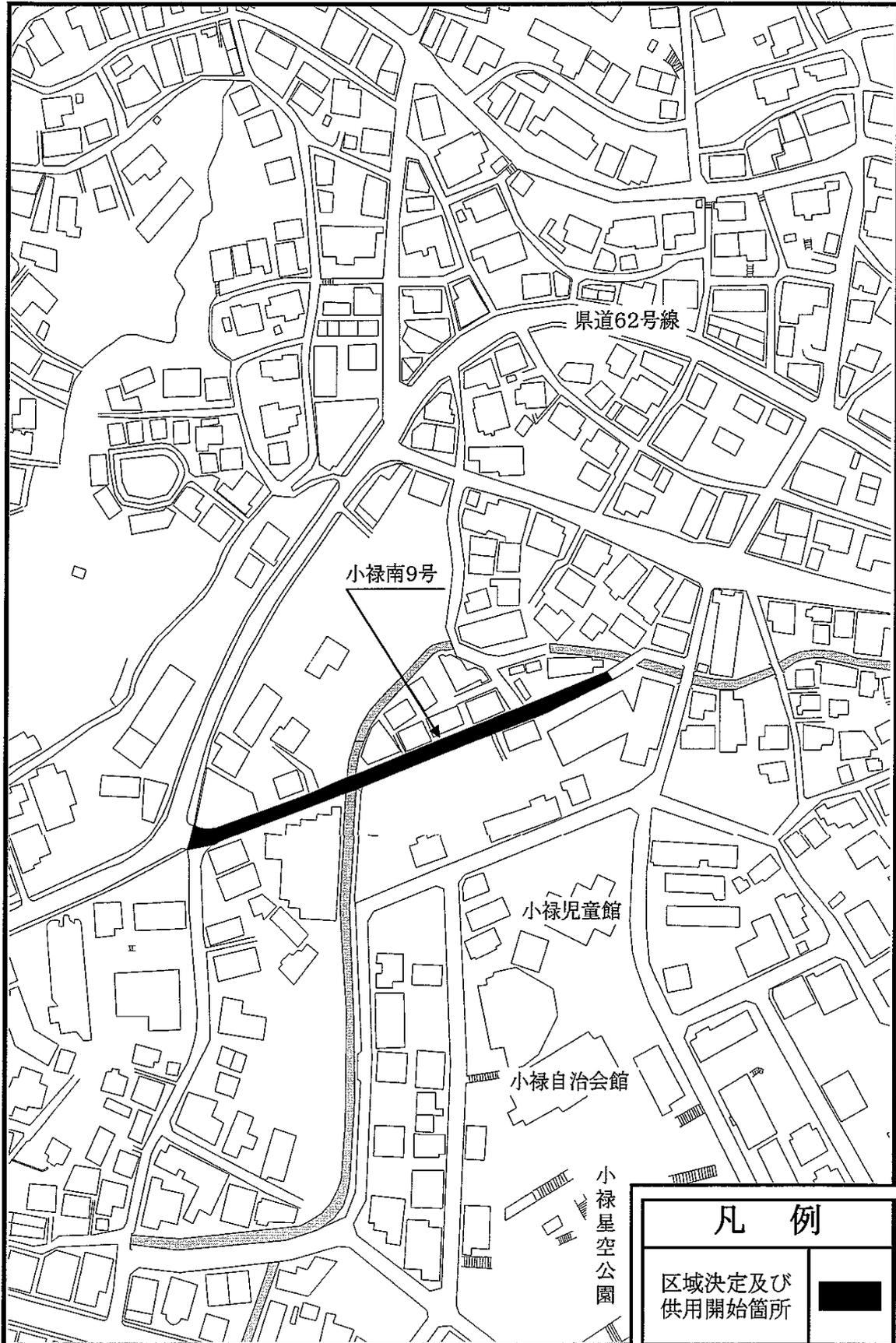
3 供用開始する路線

整理番号	路線名	区 間	供用開始の期日
255	末吉11号	古島1丁目100番2 首里末吉町3丁目6番4	告示の日
258	末吉14号	首里末吉町4丁目5番15 首里末吉町4丁目4番4	告示の日
260	末吉16号	首里末吉町4丁目3番1 首里末吉町4丁目3番1	告示の日
361	若狭1号	若狭1丁目26番5 若狭1丁目26番5	告示の日
703	松尾15号	松尾2丁目800番 松尾2丁目808番	告示の日
1257	小禄金城3号	田原3丁目8番5 田原3丁目7番1	告示の日
1446	樋川南線	樋川1丁目424番 樋川1丁目406番	告示の日
1543	鳥堀12号	南風原町字新川670番5 南風原町字新川670番6	告示の日
1543	鳥堀12号	南風原町字新川558番5 南風原町字新川648番1	告示の日
1543	鳥堀12号	南風原町字新川416番1 首里崎山町4丁目201	告示の日
1263	小禄金城9号	金城4丁目1番1 金城2丁目10番1	告示の日
1799	銘苅真嘉比線	字真嘉比332番3 古島1丁目5番14	告示の日
1980	安里25号	おもろまち1丁目3番6 おもろまち1丁目2番1	告示の日
2007	漫湖公園沿線	古波蔵3丁目340番16 古波蔵3丁目340番16	告示の日

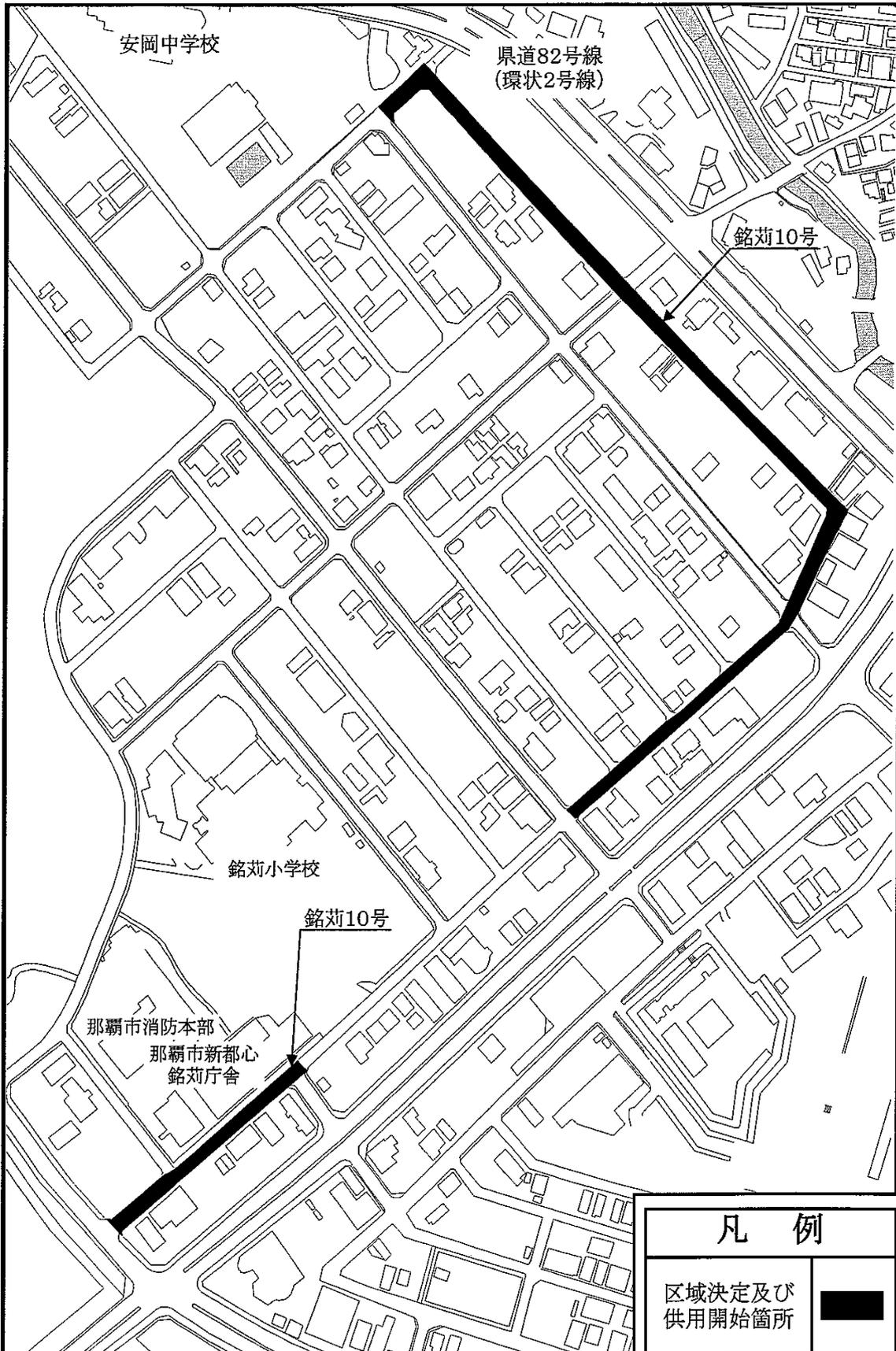
市道路線の区域決定及び供用開始位置図



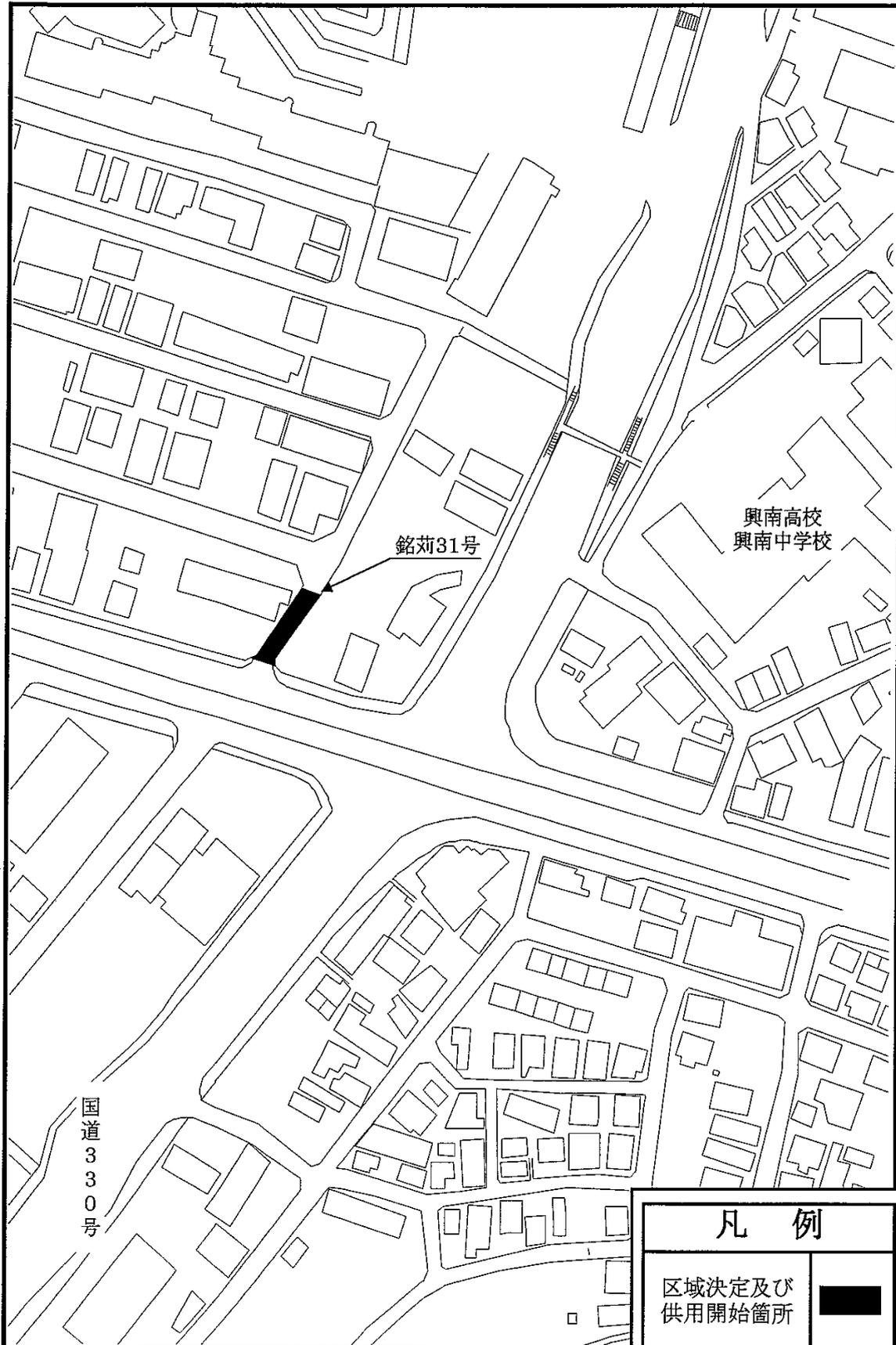
市道路線の区域決定及び供用開始位置図



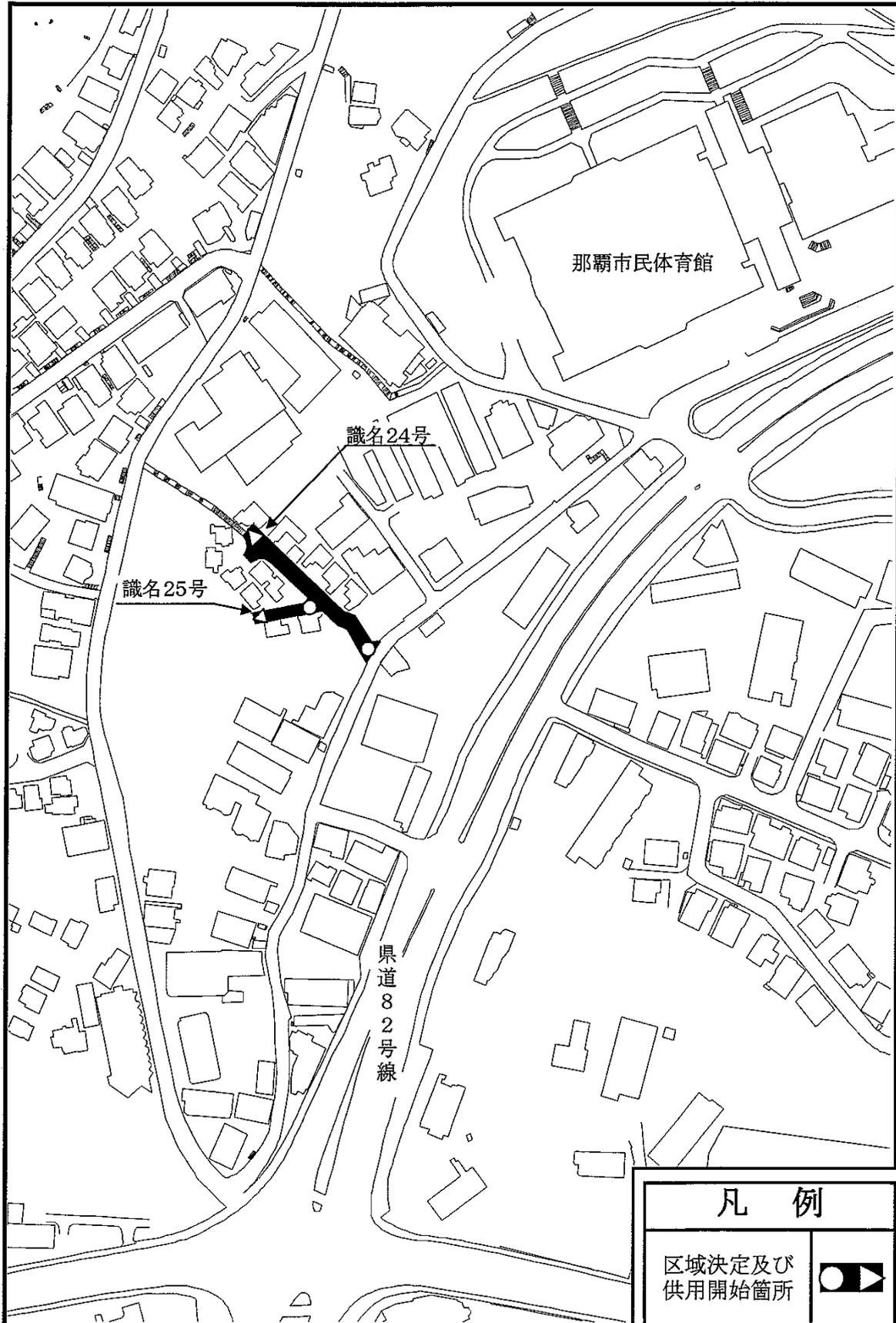
市道路線の区域決定及び供用開始位置図(参考図)



市道路線の区域決定及び供用開始位置図(参考図)



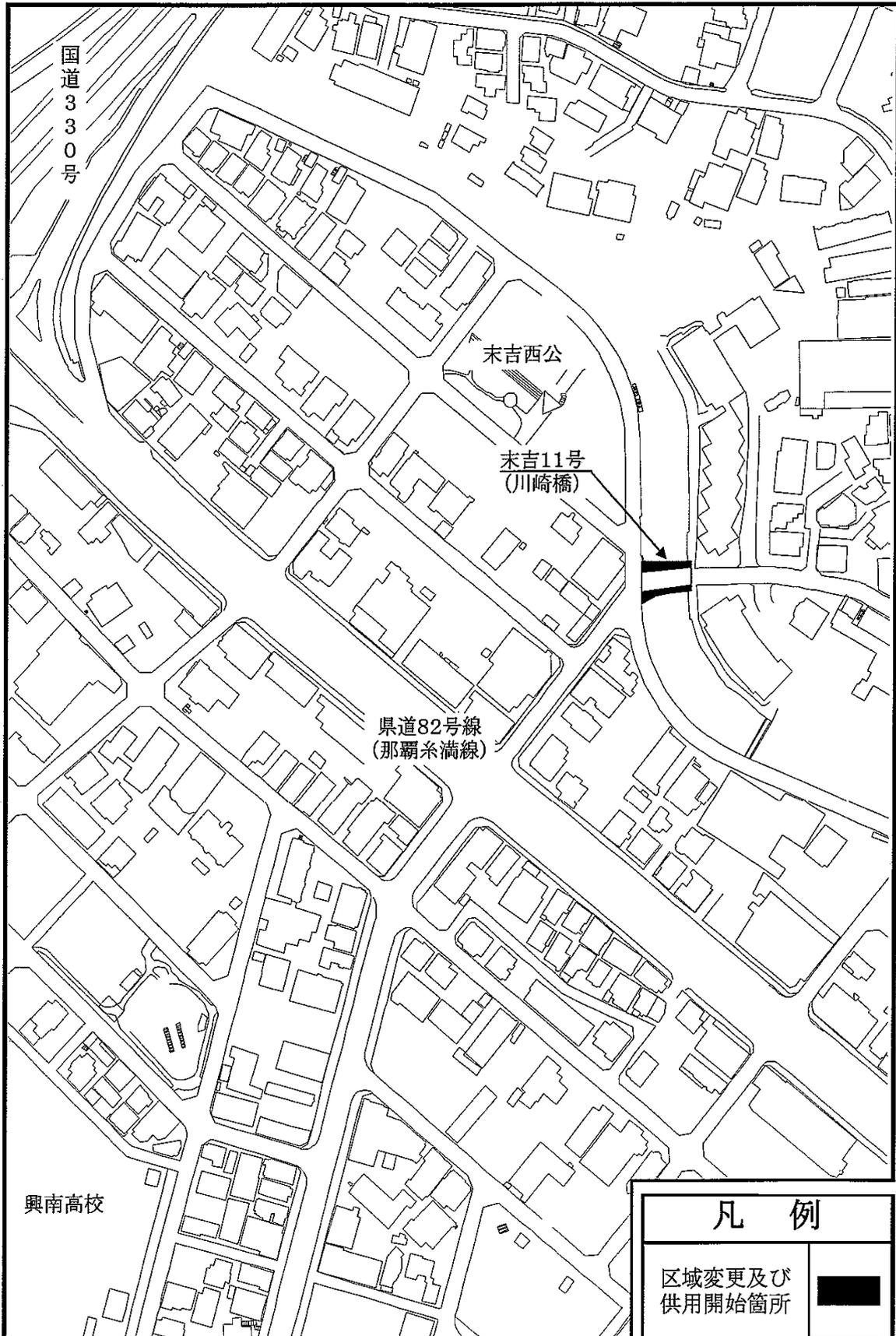
市道路線の区域決定及び供用開始位置図(参考図)



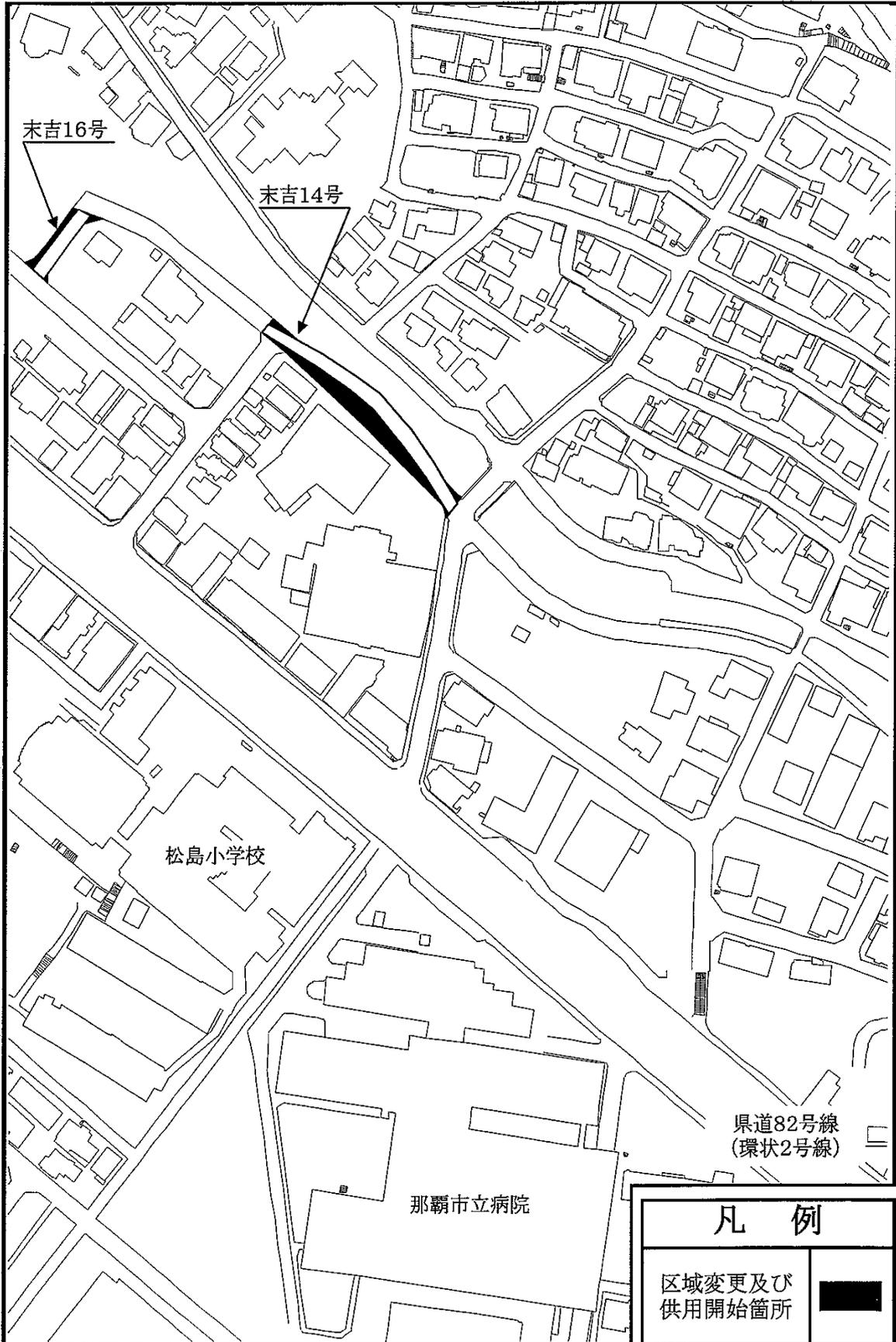
市道路線の区域変更及び供用開始位置図(参考図)



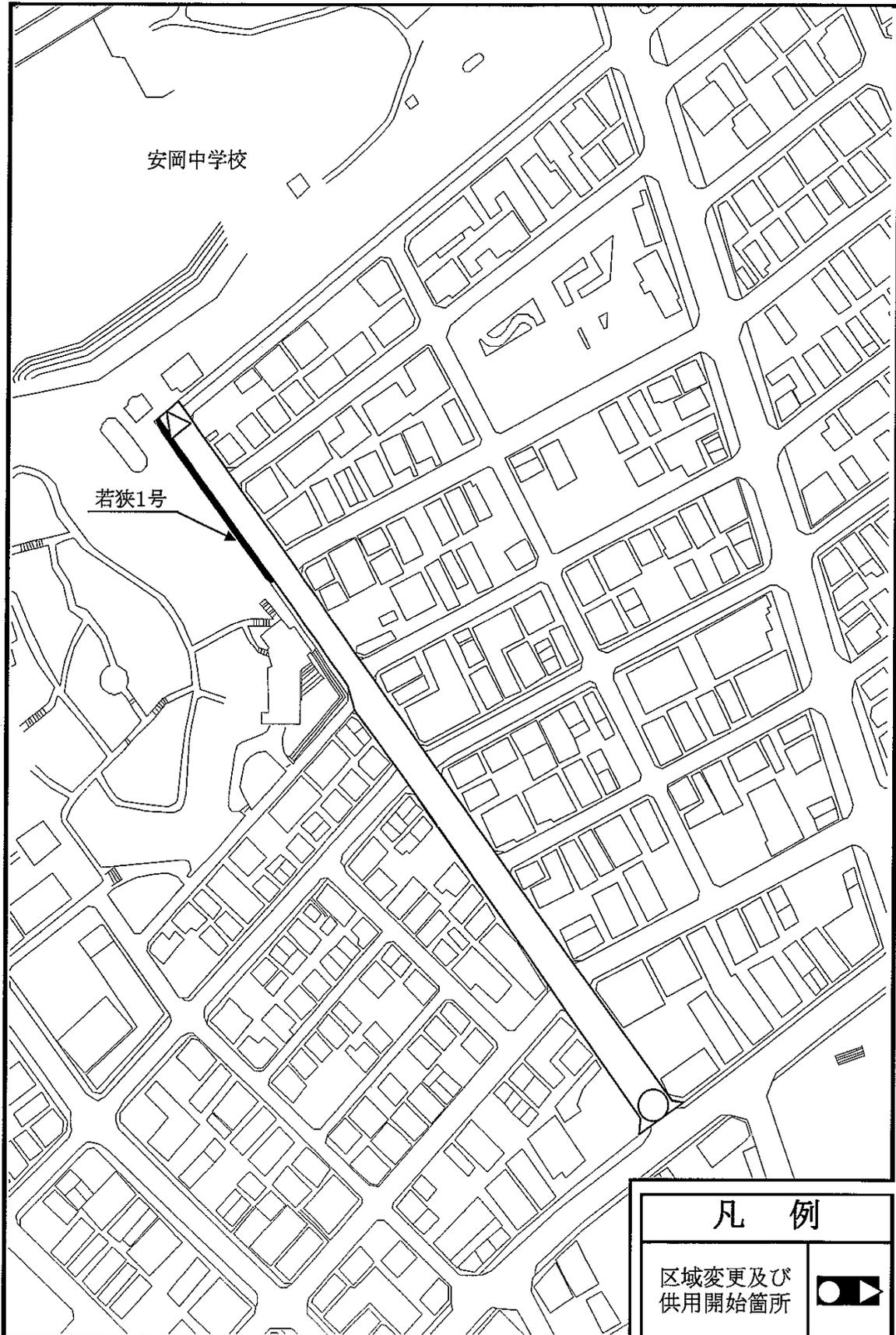
市道路線の区域変更及び供用開始位置図(参考図)



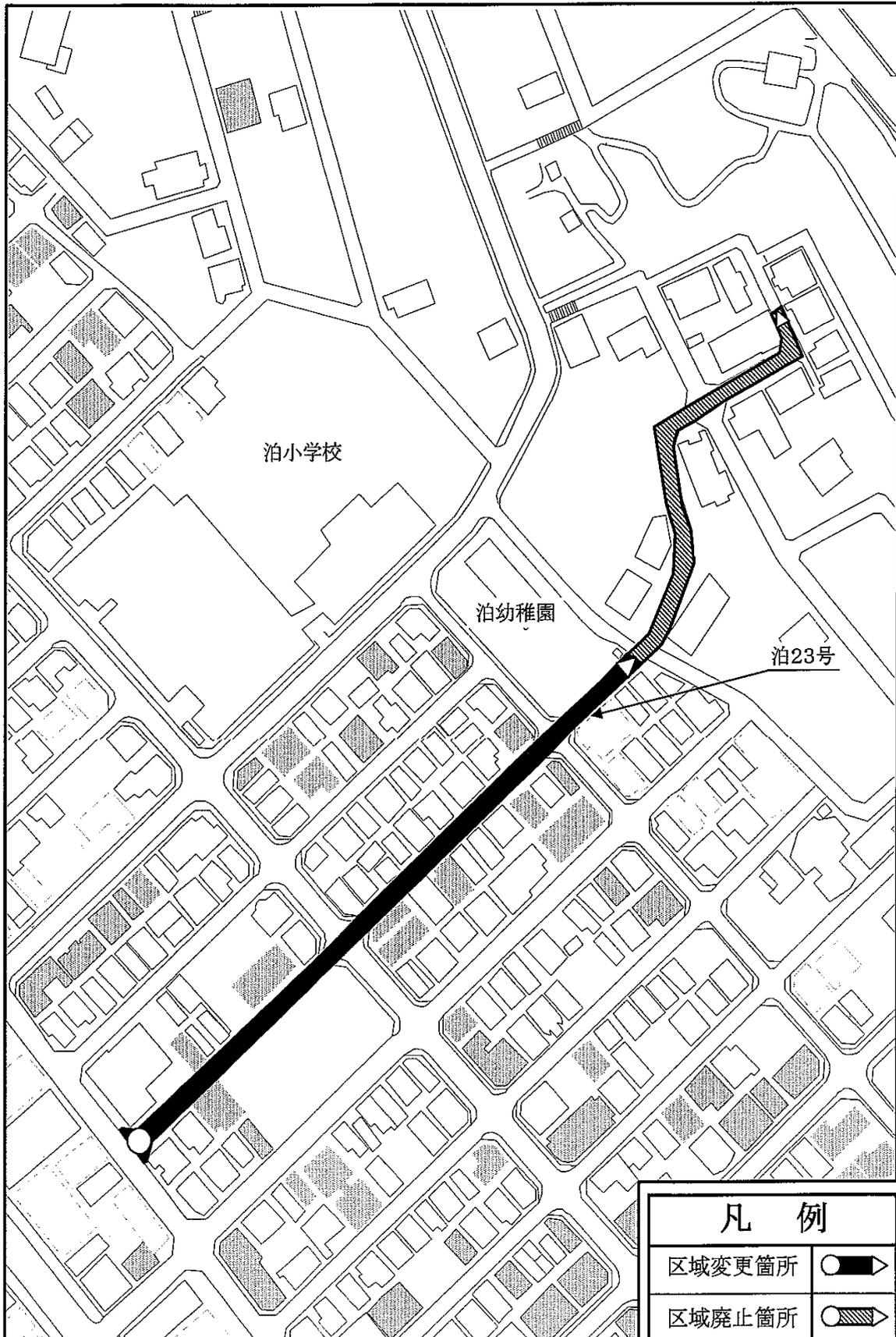
市道路線の区域変更及び供用開始位置図(参考図)



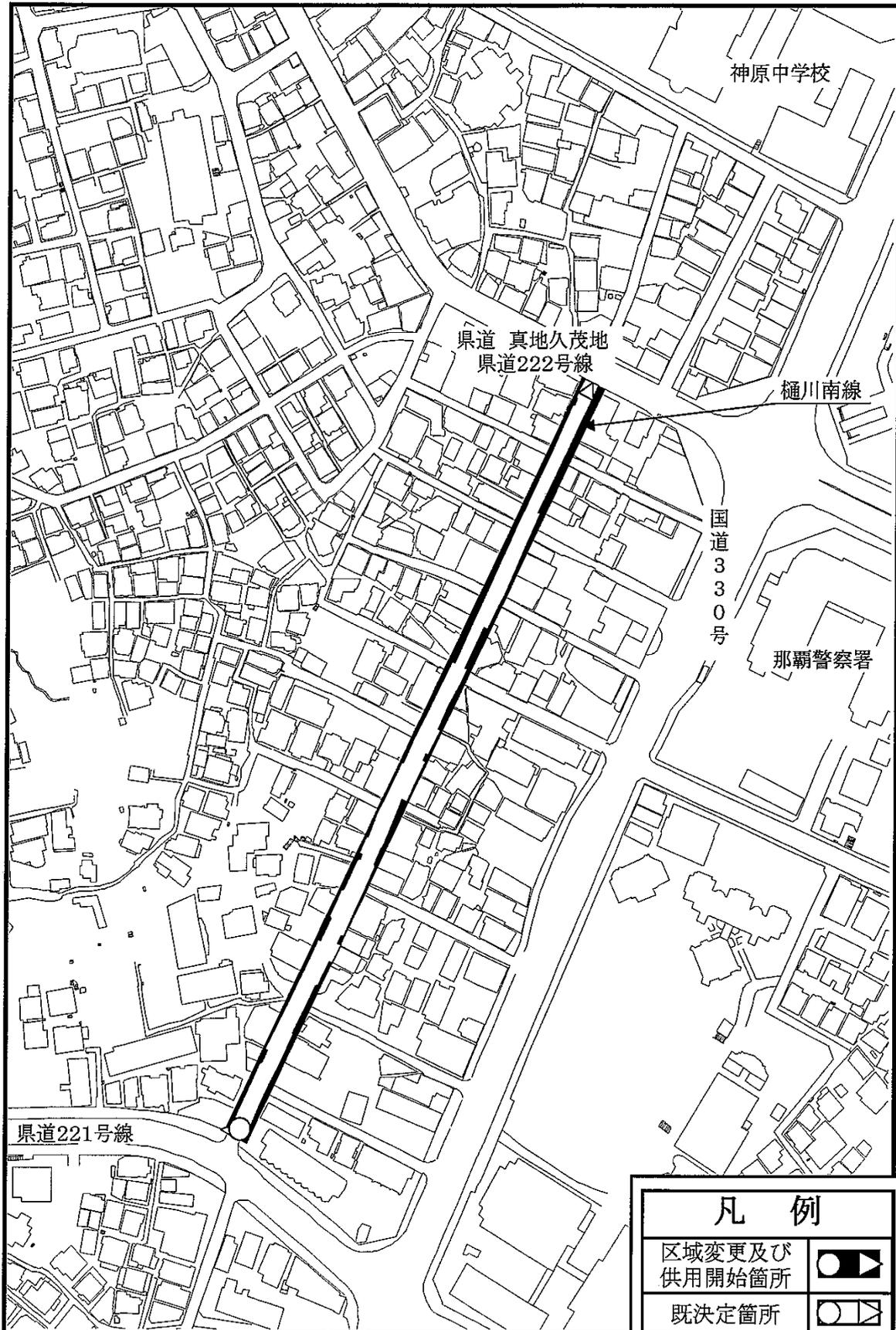
市道路線の区域変更及び供用開始位置図(参考図)



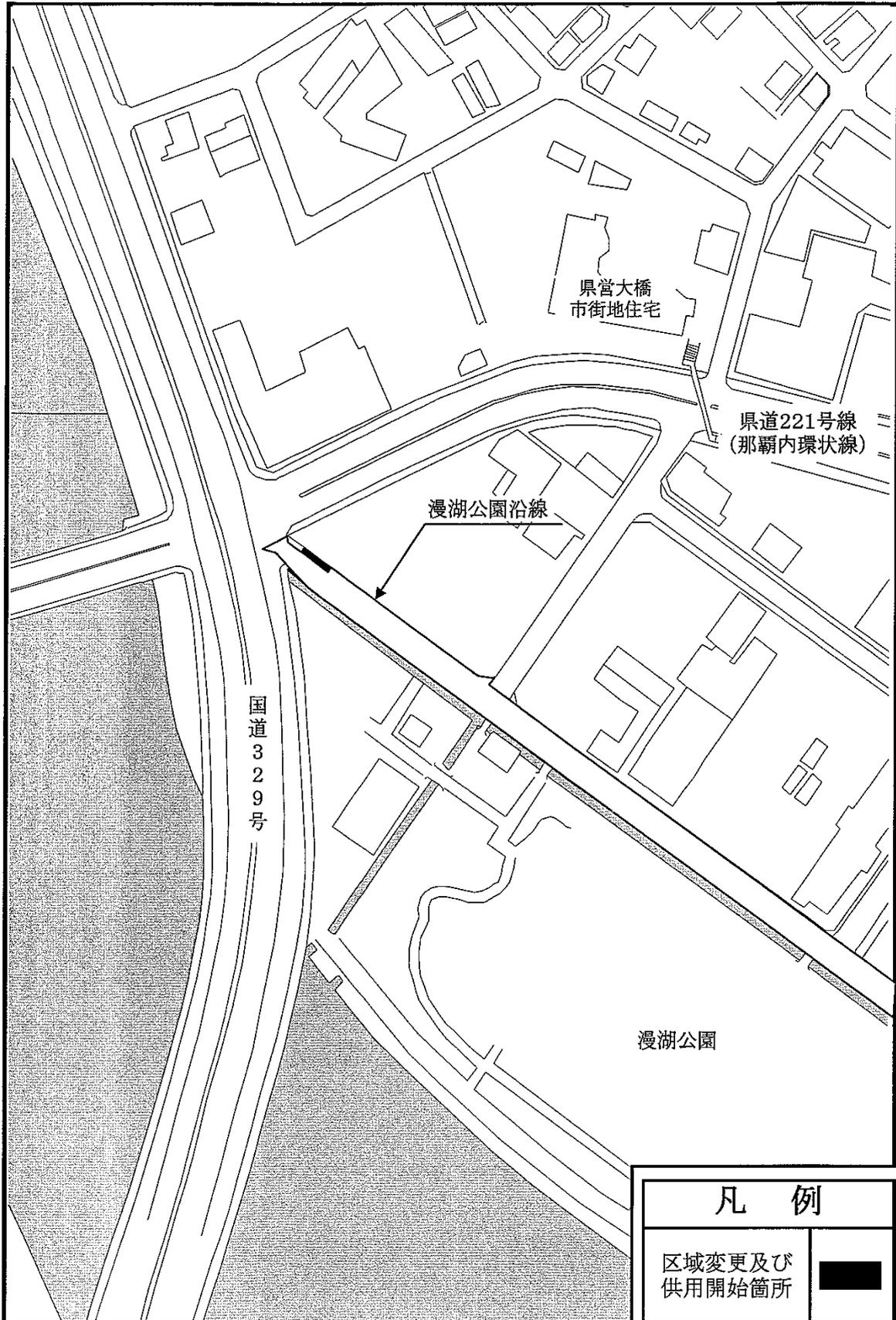
市道路線の区域変更位置図(参考図)



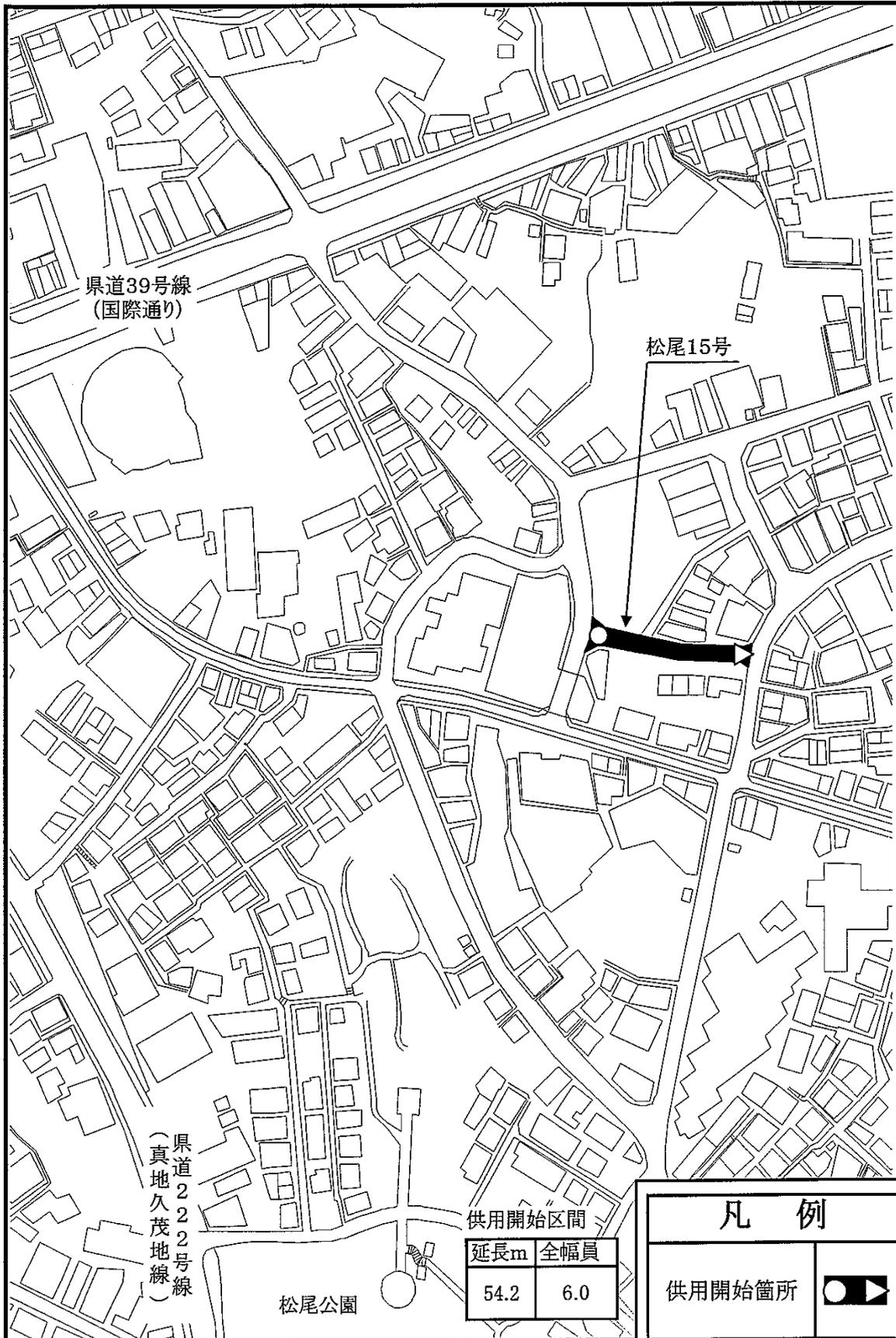
市道路線の区域変更及び供用開始位置図(参考図)



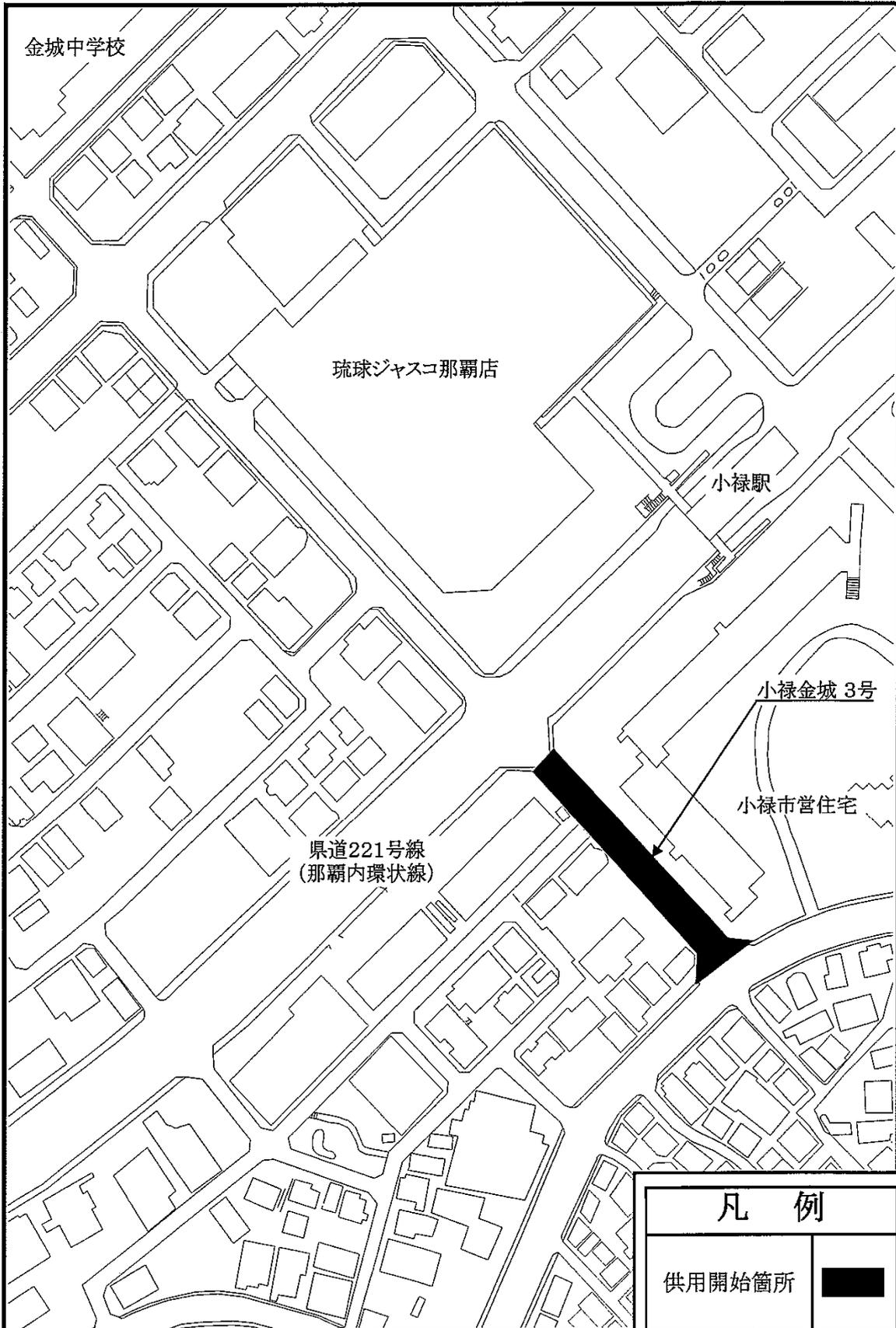
市道路線の区域変更及び供用開始位置図(参考図)



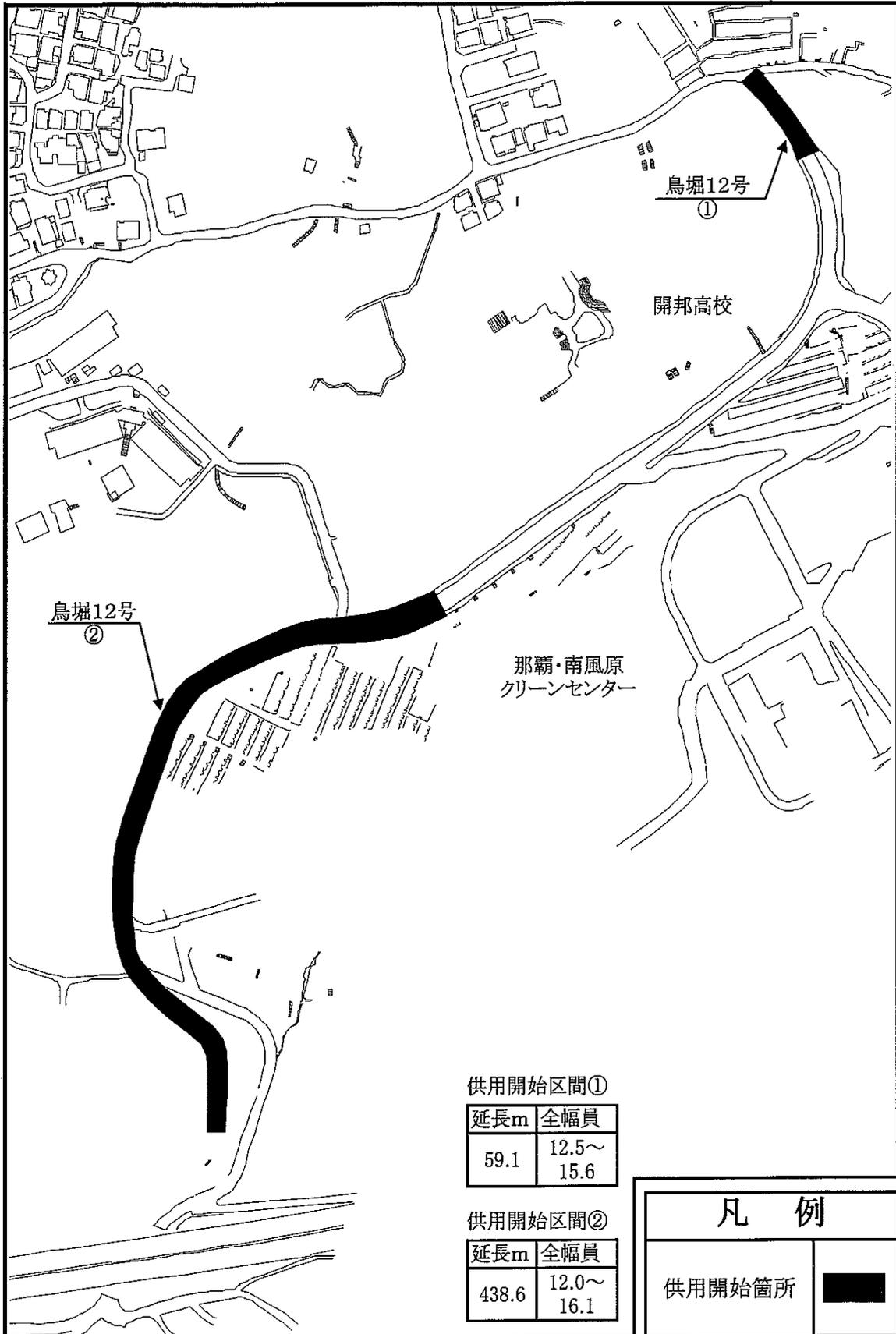
市道路線の供用開始位置図(参考図)



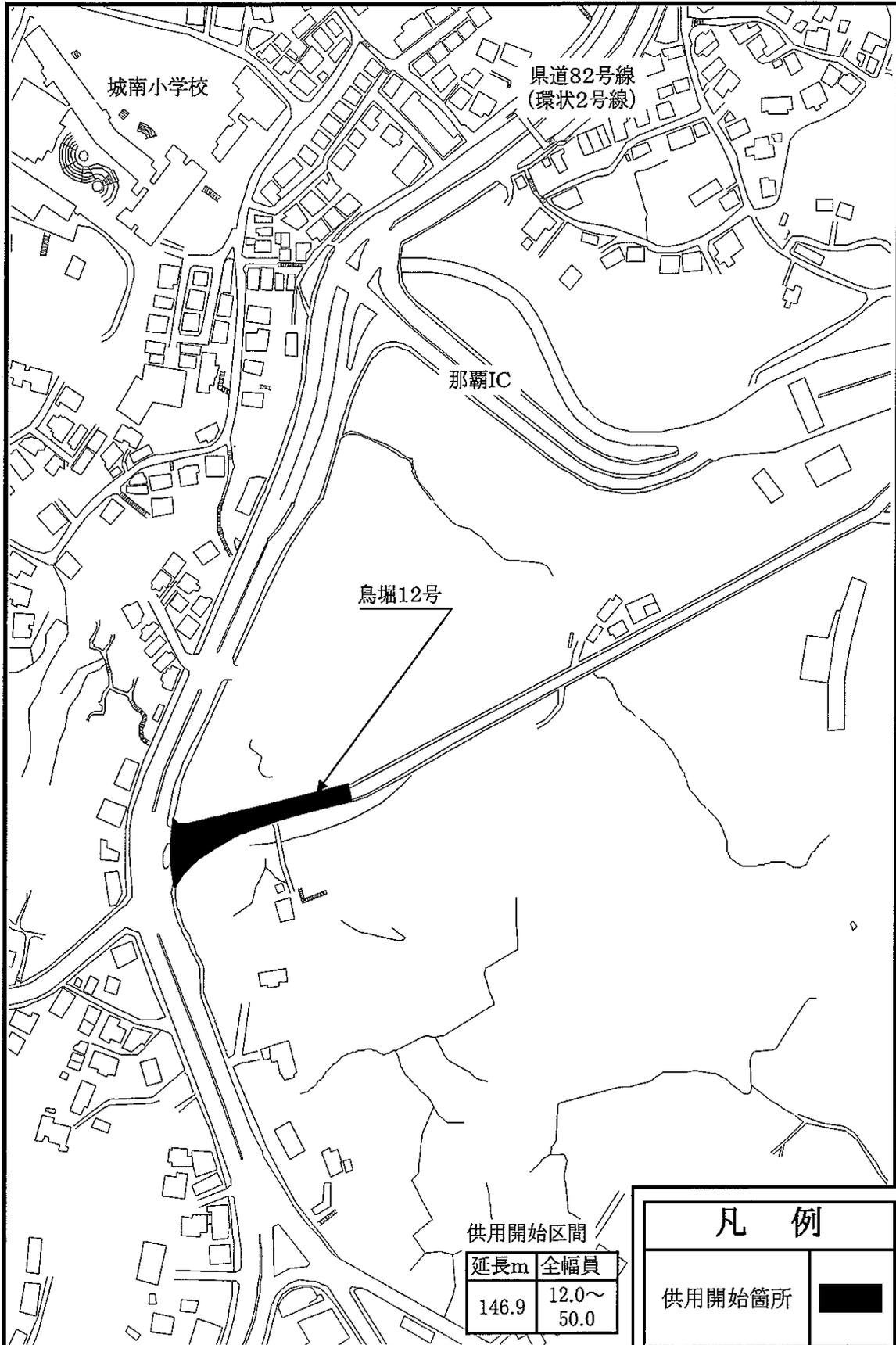
市道路線の供用開始位置図



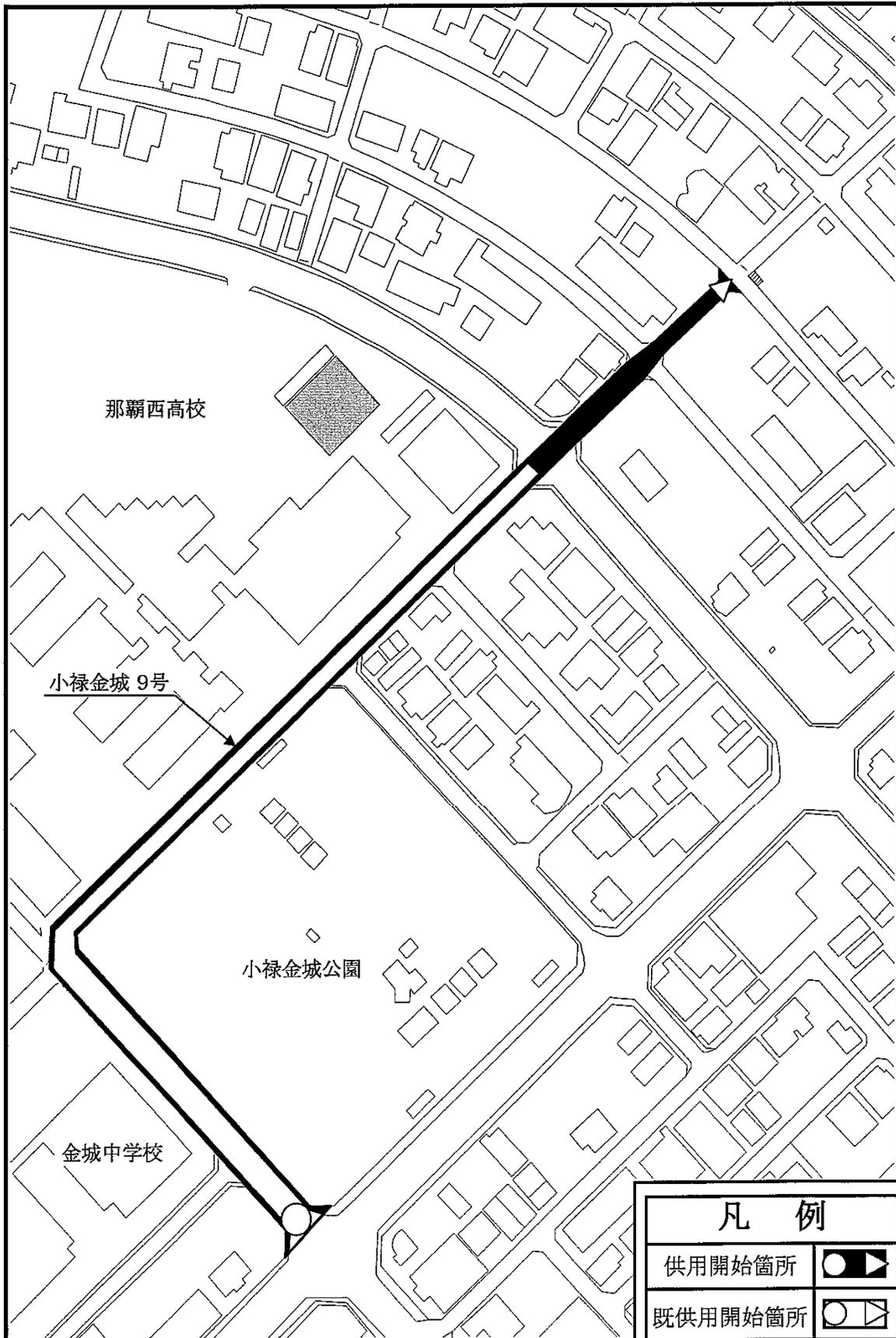
市道路線の供用開始位置図(参考図)



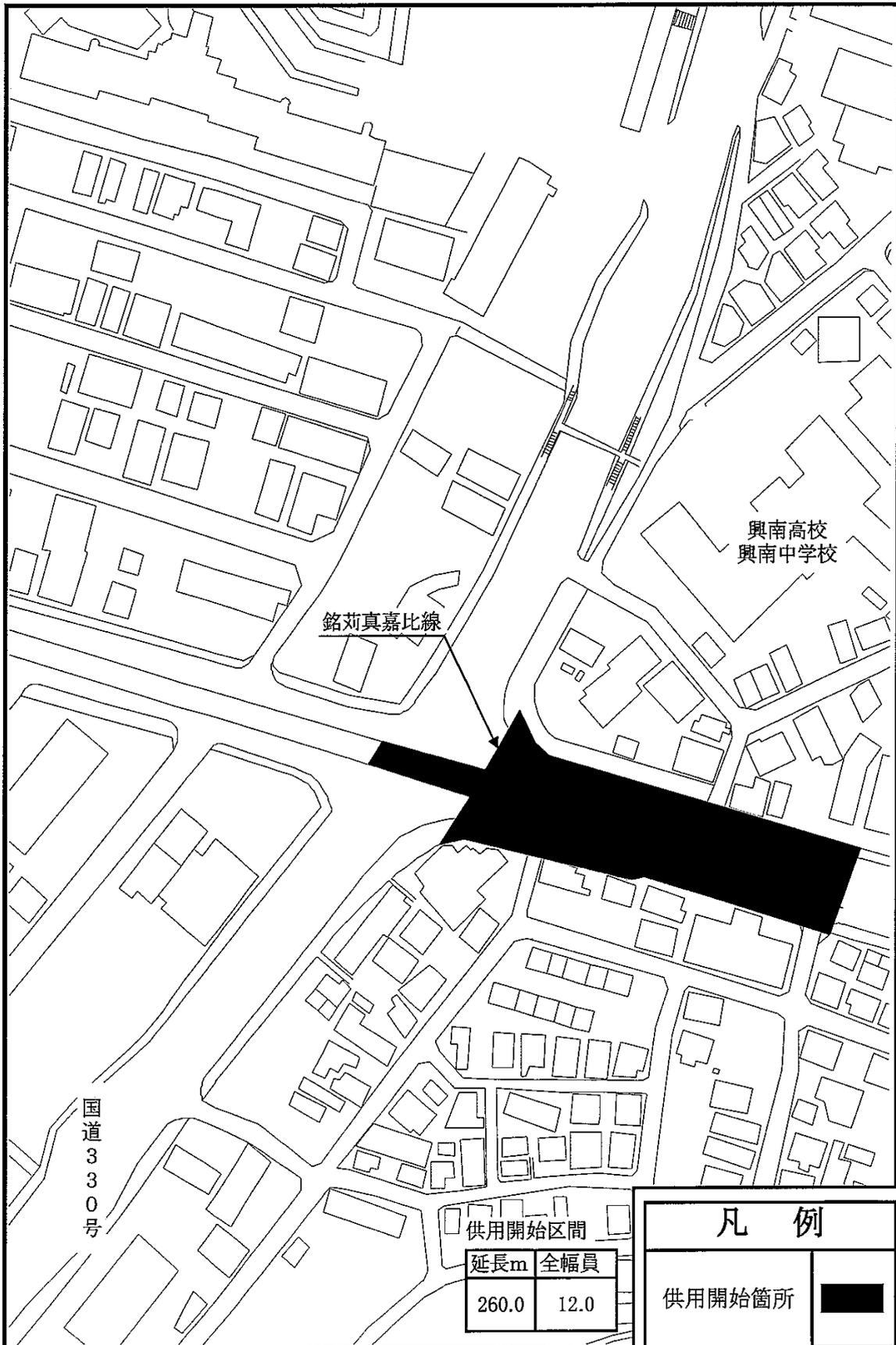
市道路線の供用開始位置図(参考図)



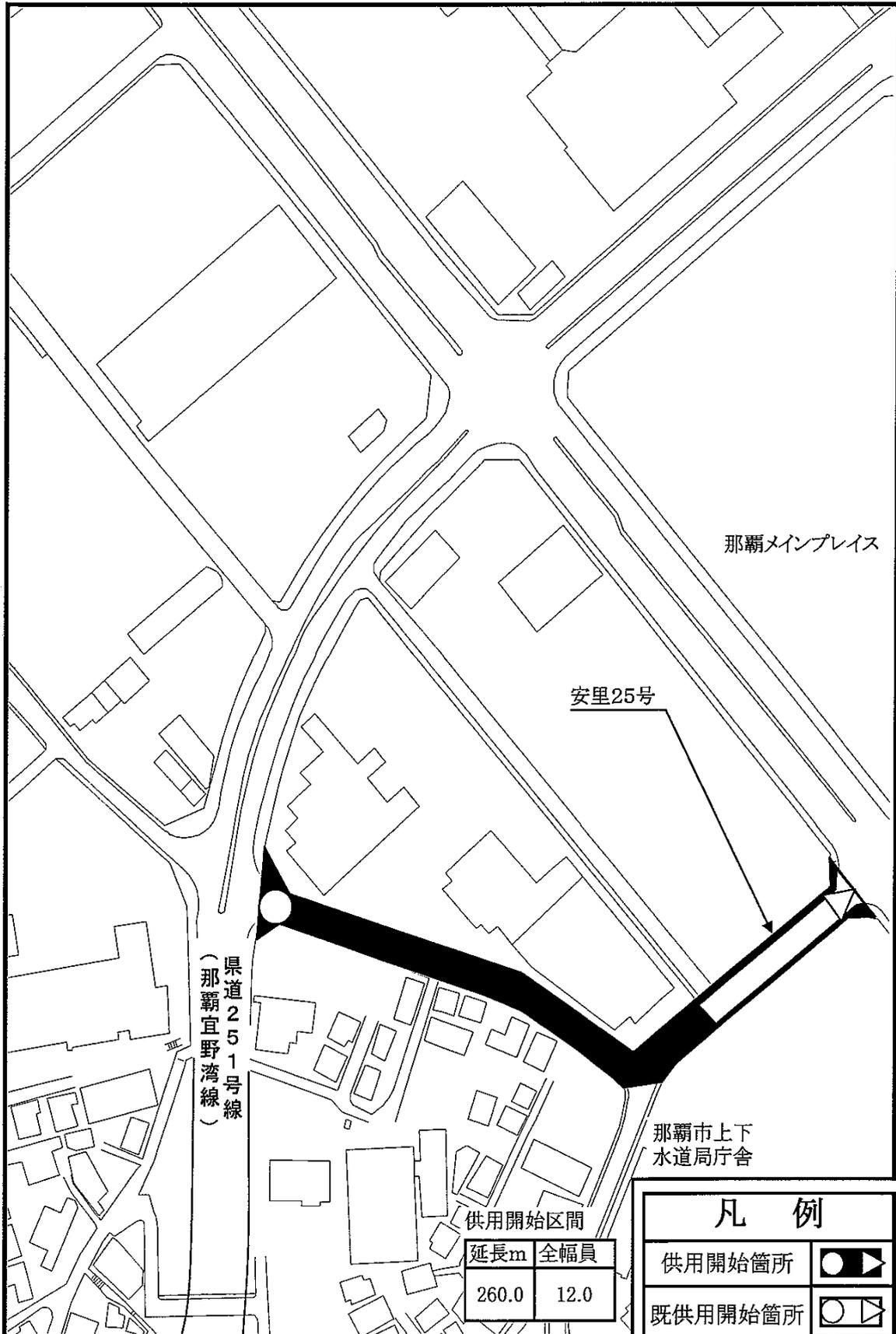
市道路線の供用開始位置図



市道路線の供用開始位置図(参考図)



市道路線の供用開始位置図(参考図)



那 覇 市 告 示 第 1 号
 平 成 2 0 年 4 月 1 日
 掲 示 済

平成 20 年度一般廃棄物処理実施計画について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第6条第1項の規定に基づき、平成20年度一般廃棄物処理実施計画を次のように定めたので、那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例(平成5年那覇市条例第15号)第18条第2項の規定により告示する。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成20年度一般廃棄物処理実施計画

- 1 処理区域
那覇市全域
- 2 処理する一般廃棄物
ごみ、し尿及び浄化槽汚泥(那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例第2条第3号に規定する適正処理困難一般廃棄物は除く)
- 3 一般廃棄物見込み処理量 ごみ104,772t、し尿及び浄化槽汚泥7,912kl
 集団・拠点回収は見込み処理量合計から除く。

単位：ごみ(t)、し尿及び浄化槽汚泥(kl)

一般廃棄物の種類	系 統	性状(種類)	収集主体	処理方法	処理量 (内訳)
ご み	家庭系 一般廃棄物	燃やすごみ	直営	焼 却	12,401
			委託業者		33,057
			許可業者		8,274
			自己搬入		235
		燃やさないごみ (有害・危険ごみ 含む)	直営	破碎選別後焼却 (廃蛍光管は除 く)	435
			委託業者		1,027
			許可業者		277
			自己搬入		69
		粗大ごみ	直営	破碎選別後焼却	151
			委託業者		344
			自己搬入		419
		資源化物	直営	市長の指定する 施設へ搬入	1,592
			委託業者		3,931
許可業者	468				
自己搬入	4				

事業系 一般廃棄物	燃やすごみ	許可業者	焼 却	35,330	
		自己搬入		255	
	燃やさないごみ 粗大ごみ	許可業者	破砕選別後焼却	233	
		自己搬入		124	
	資源化物	許可業者	市長の指定する 施設へ搬入	2,015	
		自己搬入		1,903	
直接資源化 その他	草 木	直営	市長の指定する 施設へ搬入	2,228	
		委託業者			
		自己搬入			
	資源化物 (缶、びん)	拠点回収	資源回収業者	51	
	資源化物(紙)	集団回収	資源回収業者	662	
し尿及び浄 化槽汚泥	-	-	許可業者	市長の指定する 施設へ搬入	7,912

4 ごみ減量・資源化計画

4R(リフューズ・不必要なものは断る、リデュース・減量する、リユース・再利用する、リサイクル・再資源化する)を基本理念に各種啓発事業を推進し、ごみの発生抑制と資源化を図る。

市が収集する家庭系のうち、燃やすごみ及び燃やさないごみは指定のごみ袋に入れて、粗大ごみは粗大ごみ処理券を貼って排出する方法により、ごみの発生抑制と分別の徹底を図る。

ごみステーションの門口及び分散化(数世帯グループ単位で排出場所指定)等を推進し、不法投棄の防止と分別の徹底を図る。

紙、缶、びん、布、ペットボトル及び草木は、分別収集の徹底、集団回収・拠点回収事業等により資源化を図る。

家庭用生ごみ処理機器購入助成により、生ごみの減量・資源化を図る。

トレーなどは、店頭回収しているスーパー等の意向を確認しつつ、回収拠点をPRし、事業者による資源化を促進する。

事業系ごみについては、事業者の自己処理責任に基づき、減量・資源化の指導を徹底し、ごみの減量・資源化を図る。

事業系古紙については、オフィス古紙(機密文書含む)等の資源化を推進する。資源化可能な紙は、那覇・南風原クリーンセンターへの搬入を禁止する。

ごみ搬入時検査を実施し、分別されていないごみの搬入防止と分別指導の徹底を図る。

大規模事業所等を対象にごみ減量化計画の策定指導を強化し、事業所の自主的なごみ減量・資源化を図る。

5 ごみの分別排出及び収集

(1) ごみの分別について

種 別	例 示
燃やすごみ	生ごみ、布きれ、紙くず、プラスチック、ゴム・皮革製品等
燃やさないごみ	金属類、陶磁器、ガラス類、小型電気製品等

粗大ごみ	家具類、寝具類、板切れ、金属・プラスチック類、ガスコンロ、資源化できない大きさの木・幹等
資源化物	缶、びん、ペットボトル、紙、布、草木
有害・危険ごみ	蛍光管、割れガラス、カミソリ・カッター・刃物類等

(2) 家庭系ごみ

家庭ごみは直営と委託業者により、市長の指示する方法に従い市長が決定した所定の場所から収集する。所定の場所についてはクリーン推進課で縦覧に供する。

ごみは、燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみ、缶、びん、ペットボトル、紙、布、草木、有害ごみ及び危険ごみに分別して排出する。

- ・ 収集するごみの種類及び収集日等は別表のとおりとする。
- ・ 粗大ごみは電話申込により収集日を指定する。

引越等により多量に排出されるごみ及び空き地の清掃に伴うごみは、排出者自ら、又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第7条第1項の規定する一般廃棄物収集運搬業者により、処理施設に搬入しなければならない。

(3) 事業系ごみ

事業活動に伴って生じる一般廃棄物は、事業者自ら処理するか若しくは一般廃棄物収集運搬業者に依頼して処理しなければならない。

事業系ごみは、燃やすごみ、燃やさないごみ、缶、びん(無色、茶色、その他)、ペットボトル、紙及び草木の種類に分別して排出する。

缶、びん、ペットボトル、紙及び草木の搬入は、市長の指示によるものとする。

事業活動に伴い発生する草木は、那覇・南風原クリーンセンター及び市委託業者への搬入を禁止する。その草木の処理方法については、自ら処理するか、又は法第7条第1項及び第6項に規定する一般廃棄物処理業者へ委託しなければならない。

6 一般廃棄物(ごみ)の処理体制

(1) 一般廃棄物(ごみ)収集運搬業者

法第7条第5項第2号の一般廃棄物処理計画に適合するものとして、那覇市一般廃棄物(ごみ)収集運搬業許可要綱(平成9年3月27日保健衛生部長決裁)に基づいて、市長が許可した一般廃棄物収集運搬業者は、次のとおりである。

個人 43人

許可番号	氏名	所在地	許可番号	氏名	所在地
3	栗國 重徳	那覇市首里末吉町 3-93-7	35	伊佐 眞助	那覇市首里石嶺町 4-365-2
5	祖平 憲一	那覇市字宇栄原557-9	37	比嘉 貫一	那覇市首里石嶺町 2-48-3
6	伊佐 常福	浦添市宮城5-8-1	38	村吉 常忠	浦添市勢理客3-2-27
7	大城 保	那覇市港町2-2-3	39	宮城 康雄	南城市大里字大里 1770-1

9	佐久川 政則	那覇市首里山川町 2-107	40	根間 朝一	那覇市古島1-7-31
10	新垣 直美	那覇市首里末吉町 4-5-1	41	宮里 竹信	那覇市字真地270
11	上原 弘和	那覇市宮城1-4-16	43	棚原 敏彦	豊見城市字座安301
14	根間 正吉	浦添市大平1-22-13	46	上原 勝	那覇市高良2-15-58
16	伊野波 盛堅	南風原町字宮平 426-12	47	新里 順政	南城市大里字大里 1624
17	上原 栄喜	浦添市西原6-15-1	48	大城 勝	南城市大里字仲間 7-23
18	瑞慶覧 克明	浦添市字経塚811-7	49	根間 正明	那覇市字真嘉比350-1
19	松原 秀明	那覇市字松川524-1	51	川上 博敏	浦添市当山2-32-22
20	粟國 恒男	浦添市字経塚811-60	53	吉浜 克実	那覇市松川2-11-15
21	根間 喜代美	浦添市伊祖1-22-3	54	前門 精和	那覇市松川1-12-27
22	玉城 宏	南城市大里字高平 131-18	55	普天間 俊幸	南城市大里字高平 722-5
23	城間 幸子	那覇市字真嘉比169	60	上田 長廣	浦添市西原4-5-1
24	嘉陽 勝次	那覇市首里石嶺町 4-411	61	安元 キク工	浦添市字経塚811-51
25	平良 義勝	西原町字池田371-22	62	平良 夏毅	豊見城市字金良12
26	玉城 正徳	南城市大里字大里807	63	銘苅 茂信	南城市大里字古堅 1011-3
27	花城 利彦	南風原町字山川449	64	福里 正吉	那覇市首里石嶺町 2-65
28	兼浜 康喜	那覇市字国場254番 地 1	65	金城 盛隆	浦添市伊祖3-9-18
32	伊良波 哲	宜野湾市普天間 2-22-2			

法人 13社

許可番号	会 社 名	代表者名	所 在 地
1	(有)宮國清掃	宮國 喜効	浦添市字前田862-212
2	(有)丸元清掃	親泊 小百合	南城市大里字稻嶺1459番地 1
8	(有)タイラ衛生社	平良 博一	豊見城市字金良28
31	(有)三友	崎濱 秀範	那覇市繁多川4-15-20
33	(有)那覇相互清掃	梅本 祐司	那覇市字国場1171番地の 1

34	(有)丸友産業	友利 俊雄	那覇市字仲井真321-4
50	(資)共栄環境	下田 美智代	那覇市首里石嶺町2-30
56	吉浜エコサービス(株)	吉浜 俊一	那覇市首里末吉町4-1-6
58	(有)那覇環境サービス	伊計 盛領	那覇市泊3-1-17
59	(資)沖縄公衆衛生	城間 久美子	那覇市松山2-25-16
66	(有)都市清掃社	石川 吉雄	那覇市首里石嶺町2-167-12
67	(資)協和	照喜名 悟	那覇市長田1-15-18
68	友平衛生社(有)	友利 久雄	那覇市字仲井真294-3

特定許可 1人 (特殊ごみ：産汚物等)

許可番号	氏 名	所 在 地
103	平良 博一	豊見城市字金良28

特定許可 1人、5社 (自衛隊基地から排出される草木限定)

許可番号	会社名または氏名	代表者名	所 在 地
105	(有)環境クリーン開発	金城 繁治	那覇市字真地273
106	(株)国際重機	金城 忍	那覇市字安謝653
107	昭和技研(有)	松岡 啓	浦添市安波茶2-5-7
109	宮城 俊三		那覇市上間579-1(グリーンエコ ジ-サービス)
110	(有)とみしろ建材	知念 直志	豊見城市字高安558-8
111	(有)吉田開発	吉田 健英	那覇市東町7-5

特定許可 1人、1社 (生ごみ限定)

許可番号	会社名または氏名	代表者名	所 在 地
121	諸見里 眞弘		八重瀬町字長毛345
122	(資)オキスイ	宮城 明美	沖縄市知花6-23-7

7 中間処理施設

(1) 焼却施設の概要 (那覇市・南風原町環境施設組合の施設)

施設名	那覇・南風原クリーンセンター
所在地	南風原町字新川650番地
炉形式	全連続燃焼式ストーカ炉(廃熱ボイラ付)+電気式灰溶融炉+ 破砕選別設備

焼却能力	450トン / 日 (150トン / 24H × 3炉)
灰溶融炉	52トン / 日 (26トン / 日 × 2 炉)
破砕選別設備	39トン / 5H (そごみ6トン / 5H、不燃ごみ33トン / 5H)
発電容量	8,000Kw

(2) 資源化施設の概要

施設名	那覇市リサイクルプラザ
所在地	南風原町字新川641番地
主要設備	破袋機、磁選機、プレス機、圧縮梱包機等
処理能力	50t / 日 (10t × 5H)

8 一般廃棄物最終処分場

(那覇市・南風原町環境施設組合の施設)

施設名	那覇エコアイランド
埋立面積	27,000m ²
埋立容量	107,000?
水処理施設処理能力	90? / 日
廃棄物埋立期間	平成19年度～平成28年度 (概ね10年)
廃棄物埋立護岸構造	傾斜捨石式護岸、二重遮水シート、地盤改良

9 し尿・浄化槽汚泥の処理

(1) 処理体制

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定に基づき、市長が許可した一般廃棄物(し尿、浄化槽汚泥)収集運搬業者及び浄化槽法第35条第1項の規定に基づき、市長が許可した浄化槽清掃業者により、収集運搬を行い、那覇市し尿等下水道放流施設において陸上処理を行う。

一般廃棄物(し尿)収集運搬業者

許可番号	名 称	代 表 者	所 在 地
12	(有)中央環境サービス公社	知念 正敏	那覇市曙2-20-11

浄化槽清掃業者及び一般廃棄物(浄化槽汚泥)収集運搬業者

許可番号	名 称	代 表 者	所 在 地
2	那覇衛生管理サービス	大城 秀吉	那覇市与儀2-4-7
3	那覇衛生設備工業	仲里 猛	南風原町字津嘉山1605-2
6	(有)あかつき衛生	新垣 正和	那覇市字仲井真205-3
7	大西衛生	仲間 千吉	西原町字小那覇83
8	(有)丸十衛生設備	大城 昌永	南風原町字津嘉山675
9	アサヒ浄化槽清掃社	富本 祐昌	南城市大里字仲間1024-6
10	(有)トップ環境	上間 克千代	西原町字小那覇1191-1
12	(有)中央環境サービス公社	知念 正敏	那覇市曙2-20-11

10 那覇市し尿等下水道放流施設

所在地	浦添市伊奈武瀬1丁目5番11号
面積	2,249m ²
処理能力	24kl / 日 (し尿10kl、浄化槽汚泥14kl)

11 細目について

市民に配布する「家庭ごみの正しい分け方・出し方」、事業所に配付する「事業系ごみの分け方・出し方」、その他チラシ、リーフレット等に記載する細目は、この告示に基づくものとみなす。

別 表(地域別ごみ収集曜日)

収集地域	燃やすごみ	燃やさない ごみ 有害・危険 ごみ	かん	ペット ボトル	びん	紙・布	草・木	
							第1	第2
	火・金曜日	第2 第4	月曜日	木曜日		水曜日	第1 第3 第5	月曜日
	月・木曜日		火曜日	金曜日		水曜日		火曜日
	火・金曜日		月曜日	水曜日	月曜日	木曜日		月曜日
	月・木曜日		火曜日	水曜日	火曜日	金曜日		火曜日

収集地域	地 域 名 (枝番・号は省略)		
	首 里	赤田町1～3丁目 赤平町1～2丁目 石嶺町1～4丁目 池端町 大中町1～2丁目 儀保町1丁目 儀保町2丁目1～6番地 儀保町3丁目 儀保町4丁目19～24、 79・7・10・11・14番地	金城町1～4丁目 久場川町1～2丁目 崎山町1～4丁目 寒川町1～2丁目 平良町1丁目(県道241 号線より城北小学校 側) 平良町2丁目(9～18番 地) 汀良町1～3丁目 当蔵町1～3丁目
大名町1～3丁目 儀保町2丁目(1～6番 地を除く) 儀保町4丁目(19～24、 79・7・10・11・14番地を 除く) 末吉町1～4丁目		平良町1丁目(県道241 号線より大名側) 平良町2丁目(9～18番 地を除く) 桃原町1丁目(8～9番 地) 桃原町1丁目(26番地 以上)	桃原町2丁目 山川町1丁目(64番地 以上) 山川町2丁目(1、6、 7-1・5・10番地を除く) 山川町3丁目(1、4、7、 56、57、61番地を除く)

真 和 志		字安里 388～410 番地 安里交番の南側と安 里橋通り北側の間	字大道の県道 29 号線 (大道通り)より南側、 (128～129、172～ 172-8、172-10～173 番 地を除く)	字松川 (295～542、 600、601、602番地を除 く) 松川1～3丁目 三原 1～2 丁目
		字上間 上間1丁目 字国場(与儀国場北線 より寄宮側を除く) * 真和志 も参照し てください。	字古波蔵(304～378番 地を除く) 古波蔵2～4丁目 字識名 識名1～4丁目 字仲井真 長田1～2丁目	繁多川1～5丁目 字真地 三原3丁目 字与儀(372番地以上) 与儀2丁目 寄宮3丁目
		字安里の県道 29 号線 (崇元寺通り～大道通 り)より北側 安里 1～3 丁目	字大道の県道29号線 (大道通り)より北側 字古島 古島1～2丁目	字真嘉比 真嘉比2～3丁目 字松川 (295～542、600、 601、602番地) 松島1～2丁目
		字安里 379～420 番地 (安里交番の北側と大 道大通り南側の間) 字国場(与儀国場北線 より寄宮側)	字大道(128～129、172 ～172-8、172-10～173 番地) 壺屋2丁目	字与儀(1～371番地) 与儀1丁目 字寄宮 寄宮1～2丁目
本 庁		曙1～3丁目 字安謝 安謝1～2丁目 字天久 天久1～2丁目 泉崎1丁目 字上之屋 上之屋1丁目	おもろまち1～4丁目 久米1～2丁目 久茂地1～3丁目 辻1～3丁目 壺屋1丁目 泊1～3丁目 西1～3丁目 東町	前島1～3丁目 牧志1～3丁目 松尾1～2丁目 松山1～2丁目 港町1～4丁目 字銘苅 銘苅1～3丁目 若狭1～3丁目
		旭町 泉崎2丁目 奥武山町	字古波蔵304～378番地 * 古波蔵2～4丁目は真 和志の で表示 字楚辺 楚辺1～2丁目	字壺川 壺川1～3丁目 字二中前 樋川1～2丁目 山下町
小 禄		赤嶺1～2丁目 安次嶺 字宇栄原 宇栄原1～3丁目	字小禄 小禄1～5丁目 金城1～5丁目 鏡原町 具志1～3丁目	高良1～3丁目 字田原 田原1～4丁目 宮城1丁目

那 霸 市 告 示 第 1 3 号

平成 2 0 年 4 月 1 日

掲 示 済

那 霸 市 歴 史 博 物 館 の 受 付 及 び 観 覧 料 等 の 収 納 業 務 の 委 託 に つ い て

那 霸 市 歴 史 博 物 館 の 受 付 及 び 観 覧 料 等 の 収 納 業 務 に つ い て、 地 方 自 治 法 施 行 令 第 158 条 第 2 項 及 び 那 霸 市 会 計 規 則 第 34 条 第 2 項 に も と づ き、 下 記 の と お り 告 示 す る。

那 霸 市 長 翁 長 雄 志

記

- 1 委 託 業 務 の 名 称 那 霸 市 歴 史 博 物 館 受 付 ・ 観 覧 料 等 収 納 業 務
- 2 受 託 者 の 住 所 那 霸 市 松 尾 1 - 1 - 2
- 3 受 託 者 の 名 称 株 式 会 社 流 通 ア シ ス ト
代 表 取 締 役 長 嶺 良 三
- 4 委 託 期 間 平 成 2 0 年 4 月 1 日 ~ 平 成 2 1 年 3 月 3 1 日

那 霸 市 告 示 第 2 3 号

平成 2 0 年 4 月 1 5 日

平成20年(2008年)2月定例会で議決された平成19年度那霸市老人保健特別会計の補正予算(第2号)は、次のとおりである。

那 霸 市 長 翁 長 雄 志

平 成 1 9 年 度 那 霸 市 老 人 保 健 特 別 会 計 補 正 予 算 (第 2 号)

平成19年度那霸市の老人保健特別会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳 入 歳 出 予 算 の 補 正)

第 1 条 歳 入 歳 出 予 算 の 補 正 の 款 項 の 区 分 及 び 当 該 区 分 ご と の 金 額 並 び に 補 正 後 の 歳 入 歳 出 予 算 の 金 額 は、 「 第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正 」 に よ る。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 支払基金交付金		13,173,651	6,010	13,167,641
	1 支払基金交付金	13,173,651	6,010	13,167,641
2 国庫支出金		7,699,320	4,007	7,695,313
	1 国庫負担金	7,699,320	4,007	7,695,313
3 県支出金		1,889,480	1,001	1,888,479
	1 県負担金	1,889,480	1,001	1,888,479
4 繰入金		1,889,481	1,002	1,888,479
	1 一般会計繰入金	1,889,481	1,002	1,888,479
5 諸収入		8	12,020	12,028
	3 雑入	5	12,020	12,025
歳 入 合 計		24,651,941	0	24,651,941

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 医療諸費		24,478,616	0	24,478,616
	1 医療諸費	24,478,616	0	24,478,616
歳 出 合 計		24,651,941	0	24,651,941

那覇市告示第 2 4 号

平成 2 0 年 4 月 1 5 日

平成 20 年 (2008 年) 2 月那覇市議会定例会で議決された平成 19 年度那覇市市街地再開発事業特別会計補正予算 (第 2 号) の要領は、次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 19 年度那覇市市街地再開発事業特別会計補正予算 (第 2 号)

平成 19 年度那覇市の市街地再開発事業特別会計の補正予算 (第 2 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 0 1 , 6 8 7 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 , 2 9 6 , 0 0 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第 2 条 地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 213 条第 1 項の規定により、翌

年度に繰越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。
(地方債の補正)

第 3 条 既定の地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国庫支出金		千円 580,150	千円 216,000	千円 796,150
	1 国庫補助金	580,150	216,000	796,150
3 繰入金		千円 130,122	千円 31,687	千円 161,809
	1 一般会計繰入金	130,122	31,687	161,809
6 市債		千円 283,900	千円 54,000	千円 337,900
	1 市債	283,900	54,000	337,900
歳 入 合 計		994,313	301,687	1,296,000

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 都市再開発事業費		千円 992,456	千円 270,000	千円 1,262,456
	1 都市再開発事業費	992,456	270,000	1,262,456
3 公債費		千円 1,857	千円 31,687	千円 33,544
	1 公債費	1,857	31,687	33,544
歳 出 合 計		994,313	301,687	1,296,000

第 2 表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
2 都市再開発事業費			千円 513,343
	1 都市再開発事業費		千円 513,343
		牧志・安里地区市街地再開発事業	513,343
合 計			513,343

第 3 表 地方債補正
変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
1 都市再開発事業	千円 283,900	普通貸借又は証券発行(登録公債)	年 8 % 以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	償還期間は、据置期間を含め 30 年以内とする。 償還方法は、元利均等、元金均等等による。 ただし、財政の都合により、据置期間中であつても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。	千円 337,900	補正前に同じ		
計	283,900				337,900			

那覇市告示第 2 5 号

平成 2 0 年 4 月 1 5 日

平成 20 年 (2008 年) 2 月那覇市議会定例会で議決された平成 20 年度的那覇市国民健康保険事業特別会計予算の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 20 年度那覇市国民健康保険事業特別会計予算

平成 20 年度那覇市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 35,690,311 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項目の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項目に計上された予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項目の間の流用

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
		千円
1 国民健康保険税		8,053,384
	1 国民健康保険税	8,053,384
2 使用料及び手数料		9,700
	1 手数料	9,700
3 国庫支出金		12,604,601
	1 国庫負担金	8,054,624
	2 国庫補助金	4,549,977
4 療養給付費等交付金		1,430,532
	1 療養給付費等交付金	1,430,532
5 前期高齢者交付金		3,070,840
	1 前期高齢者交付金	3,070,840
6 県支出金		1,809,947
	1 県補助金	1,614,620
	2 県負担金	195,327
7 共同事業交付金		4,885,373
	1 共同事業交付金	4,885,373
8 財産収入		2
	1 財産運用収入	2
9 繰入金		3,786,515
	1 他会計繰入金	3,786,514
	2 基金繰入金	1
10 繰越金		2
	1 繰越金	2
11 諸収入		39,415
	1 延滞金加算金及び過料	2,312
	2 預金利子	1
	4 雑入	37,102
歳 入 合 計		35,690,311

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 729,618
	1 総務管理費	542,480
	2 徴税费	111,856
	3 運営協議会費	849
	4 収納率向上特別対策事業費	41,395
	5 医療費適正化特別対策事業費	33,038
2 保険給付費		22,100,480
	1 療養諸費	19,014,762
	2 高額療養費	2,745,516
	3 移送費	2
	4 出産育児諸費	327,600
	5 葬祭諸費	12,600
3 後期高齢者支援金等		3,901,052
	1 後期高齢者支援金等	3,901,052
4 前期高齢者納付金等		561
	1 前期高齢者納付金等	561
5 老人保健拠出金		1,339,374
	1 老人保健拠出金	1,339,374
6 介護納付金		1,772,771
	1 介護納付金	1,772,771
7 共同事業拠出金		4,886,735
	1 共同事業拠出金	4,886,735
8 保健事業費		265,347
	1 特定健康診査等事業費	216,539
	2 保健事業費	48,808
9 基金積立金		1
	1 基金積立金	1
10 諸支出金		31,356
	1 償還金及び還付加算金	31,355
	2 繰出金	1
11 繰上充用金		1
	1 繰上充用金	1
12 予備費		663,015
	1 予備費	663,015
歳 出 合 計		35,690,311

第 2 表 債務負担行為

単位 千円

事 項	期 間	限 度 額
公用車賃借料	平成 21 年度から 平成 24 年度まで	1,376

那覇市告示第 2 6 号

平成 2 0 年 4 月 1 5 日

平成20年(2008年)2月定例会で議決された平成20年度那覇市老人保健特別会計の予算は、次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 2 0 年度那覇市老人保健特別会計予算

平成20年度那覇市の老人保健特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,271,430千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 支払基金交付金		1,242,593
	1 支払基金交付金	1,242,593
2 国庫支出金		685,884
	1 国庫負担金	685,884
3 県支出金		171,472
	1 県負担金	171,472
4 繰入金		171,472
	1 一般会計繰入金	171,472
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		8
	1 延滞金及び加算金	2
	2 預金利子	1
	3 雑入	5
歳 入	合 計	2,271,430

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 医療諸費		2,271,421
	1 医療諸費	2,271,421
2 諸支出金		9
	1 償還金	8
	2 繰出金	1
歳 出	合 計	2,271,430

那 覇 市 告 示 第 2 7 号

平成 2 0 年 4 月 1 5 日

平成20年(2008年)2月定例会で議決された平成20年度那覇市後期高齢者医療特別会計の予算は、次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 2 0 年 度 那 覇 市 後 期 高 齢 者 医 療 特 別 会 計 予 算

平成20年度那覇市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,424,309千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		1,909,001
	1 後期高齢者医療保険料	1,909,001
2 使用料及び手数料		800
	1 手数料	800
4 繰入金		514,301
	1 一般会計繰入金	514,301
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		206
	1 延滞金、加算金及び過料	201
	2 償還金及び還付加算金	2
	3 預金利子	1
	4 雑入	2
歳 入	合 計	2,424,309

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		20,378
	1 総務管理費	7,680
	2 徴収費	12,698
2 後期高齢者医療広域連合納付金		2,403,879
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	2,403,879
3 諸支出金		52
	1 償還金及び還付加算金	51

	2 繰出金	1
歳 出	合 計	2,424,309

那覇市告示第 2 8 号

平成 2 0 年 4 月 1 5 日

平成 20 年 (2008 年) 2 月那覇市議会定例会で議決された平成 20 年度那覇市市街地再開発事業特別会計予算の要領は、次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 20 年度那覇市市街地再開発事業特別会計予算

平成 20 年度那覇市の市街地再開発事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3,201,824 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法 (昭和 2 2 年法律第 6 7 号) 第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
		千円
1 国庫支出金		2,054,552
	1 国庫補助金	2,054,552
3 繰入金		359,250
	1 一般会計繰入金	359,250
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		121
	1 雑入	121
6 市債		787,900
	1 市債	787,900
歳 入 合 計		3,201,824

歳 出

款	項	金 額
2 都市再開発事業費		千円 3,196,158
	1 都市再開発事業費	3,196,158
3 公債費		5,666
	1 公債費	5,666
歳 出 合 計		3,201,824

第 2 表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
1 都市再開発事業	千円 787,900	普通貸借又は証券発行(登録公債)	年 8 % 以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	償還期間は、据置期間を含め 30 年以内とする。償還方法は、元利均等、元金均等等による。ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。
計	787,900			

那 覇 市 告 示 第 2 9 号

平成 2 0 年 4 月 1 5 日

平成20年(2008年)2月那覇市議会定例会で議決された平成20年度那覇市介護保険事業特別会計予算の要領は次のとおりである。

那 覇 市 長 翁 長 雄 志

平成 20 年度那覇市介護保険事業特別会計予算

平成20年度那覇市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 14,993,479 千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行

為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の間の流用

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 介護保険料		千円 2,562,944
	1 介護保険料	2,562,944
2 使用料及び手数料		1,201
	1 手数料	1,201
3 国庫支出金		3,381,136
	1 国庫負担金	2,466,734
	2 国庫補助金	914,402
4 支払基金交付金		4,316,448
	1 支払基金交付金	4,316,448
5 県支出金		2,078,949
	1 県負担金	2,004,182
	2 財政安定化基金支出金	1
	3 県補助金	74,766
6 財産収入		2
	1 財産運用収入	2
7 繰入金		2,522,717
	1 他会計繰入金	2,299,157
	2 基金繰入金	223,560
8 繰越金		1
	1 繰越金	1
9 諸収入		1,825
	1 延滞金、加算金及び過料	2
	3 雑入	1,823
10 市債		1
	1 市債	1
11 サービス収入		128,255
	1 予防給付費収入	128,255
歳 入 合 計		14,993,479

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 507,834
	1 総務管理費	277,830

	2 徴収費	31,405
	3 介護認定審査会費	198,599
2 保険給付費		13,756,665
	1 介護サービス等諸費	12,685,066
	2 介護予防サービス等諸費	1,051,049
	3 その他諸費	20,550
3 財政安定化基金拠出金		1
	1 財政安定化基金拠出金	1
4 基金積立金		1
	1 基金積立金	1
5 地域支援事業費		561,509
	1 介護予防事業費	167,356
	2 包括的支援事業・任意事業費	394,153
6 諸支出金		4,052
	1 償還金及び還付加算金	4,051
	2 繰出金	1
7 公債費		163,417
	1 公債費	163,417
歳 出 合 計		14,993,479

第 2 表 債務負担行為

単位 千円

事 項	期 間	限 度 額
コピー機賃貸借料	平成 2 1 年度から 平成 2 4 年度まで	1,008
プリンター賃貸借料	平成 2 1 年度から 平成 2 4 年度まで	1,656
見守りネットワークシステム賃貸借契約	平成 2 1 年度から 平成 2 2 年度まで	1,840
包括支援センター グループウェア賃貸借契約	平成 2 1 年度から 平成 2 2 年度まで	4,000
包括支援センター パソコン賃貸借契約	平成 2 1 年度から 平成 2 2 年度まで	4,000
包括支援センター 支援システム関連機器等の賃貸借契約	平成 2 1 年度から 平成 2 2 年度まで	5,252

那覇市告示第 3 0 号

平成 2 0 年 4 月 1 5 日

那覇市保育所保育料等の集金代行業務委託について

児童福祉法第56条第 4 項並びに那覇市会計規則第34条第 1 項及び第 2 項の規定に

より、次のとおり委託したので告示する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 委託業者 那覇市西 1 丁目 1 9 番 7 号
株式会社沖縄債権回収サービス
代表取締役 平良 孝夫
- 2 委託期間 自平成 2 0 年 4 月 1 日
至平成 2 1 年 3 月 3 1 日

公 告

那覇市公告第 2 1 3 号

平成 2 0 年 3 月 2 1 日

掲 示 済

平成 19 年度、道路位置の指定 (~~変更・廃止~~) について

建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づく道路位置の指定を次のとおりしたので、建築基準法施行規則第 10 条の規定により公告する。

その関係図書は、那覇市都市計画部建築指導課にそなえて一般の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 19 年度、道路位置指定 (~~変更・廃止~~)

指定年月日	位置 指定 番号	道路位置指定の地名・地番	道路幅員 (m)	延長 (m)	内容
平成 19 年 11 月 21 日	7	那覇市繁多川 2 丁目 174-10・12	4.00m	7.07m	位置指定
平成 19 年 12 月 3 日	8	那覇市首里石嶺町 3 丁目 97-4、98-10・11、110-4・5、 里道	5.00m	34.30m	位置指定
平成 19 年 12 月 19 日	9	那覇市字古波蔵行田谷原 191 番 1	6.00m	34.10m	位置指定
平成 20 年 2 月 29 日	10	那覇市真地 324-51・54	6.00m	43.10m	位置指定

那覇市公告第 2 1 9 号

平成 2 0 年 3 月 3 1 日

掲 示 済

那覇広域都市計画地区計画の変更について

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 17 条第 1 項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、那覇市民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに那覇市に意見書を提出することができます。

那覇市

上記代表者 那覇市長 翁 長 雄 志

1 都市計画の種類

那覇広域都市計画地区計画

- (1) 那覇市宇栄原市営住宅地区地区計画（新規決定地区）
- (2) 那覇市小禄南地区地区計画（既決定地区）

2 都市計画を定める土地の区域

- (1) 那覇市宇栄原市営住宅地区地区計画
那覇市字宇栄原の一部
- (2) 那覇市小禄南地区地区計画
那覇市字小禄及び字宇栄原の一部

3 都市計画の案の縦覧場所

那覇市都市計画部都市計画課（新都心銘苅庁舎 5 階）

4 都市計画の案の縦覧期間

平成 2 0 年 3 月 3 1 日（月）から平成 2 0 年 4 月 1 4 日（月）まで
（午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで。ただし、土・日曜日は除く。）

那覇市公告第 2 2 0 号

平成 2 0 年 3 月 3 1 日

掲 示 済

那覇広域都市計画公園事業の施行について

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 62 条第 1 項の規定による事業認可の図書の送付を受けたので、同法第 62 条第 2 項及び同法施行規則第 49 条の規定に基づき「事業地を表示する図書」を公衆の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画公園事業
 - (2) 名称 4・3・那4号 大石公園
- 2 施行者の名称
那覇市
- 3 事務所の所在地
沖縄県那覇市泉崎1丁目1番1号
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
- 5 事業施行期間
平成8年5月21日から平成22年3月31日まで
- 6 縦覧の場所
那覇市役所建設管理部花とみどり課
(那覇市銘苅2丁目3番1号、銘苅庁舎3階)

那覇市公告第 2 2 1 号

平成 2 0 年 3 月 3 1 日

掲 示 済

那覇広域都市計画公園事業の施行について

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 62 条第 1 項の規定による事業認可の図書の送付を受けたので、同法第 62 条第 2 項及び同法施行規則第 49 条の規定に基づき「事業地を表示する図書」を公衆の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画公園事業
 - (2) 名称 3・3・那1号 城岳公園
- 2 施行者の名称
那覇市
- 3 事務所の所在地
沖縄県那覇市泉崎1丁目1番1号

- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
- 5 事業施行期間
昭和 5 6 年 4 月 2 7 日から平成 2 2 年 3 月 3 1 日まで
- 6 縦覧の場所
那覇市役所建設管理部花とみどり課
(那覇市銘苅 2 丁目 3 番 1 号、銘苅庁舎 3 階)

那覇市公告第 2 2 2 号

平成 2 0 年 3 月 3 1 日

掲 示 済

那覇広域都市計画公園事業の施行について

都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 62 条第 1 項の規定による事業認可の図書の送付を受けたので、同法第 62 条第 2 項及び同法施行規則第 49 条の規定に基づき「事業地を表示する図書」を公衆の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画公園事業
 - (2) 名称 3・3・那 8 号 森口公園
- 2 施行者の名称
那覇市
- 3 事務所の所在地
沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
- 5 事業施行期間
平成 2 年 6 月 1 5 日から平成 2 2 年 3 月 3 1 日まで
- 6 縦覧の場所
那覇市役所建設管理部花とみどり課
(那覇市銘苅 2 丁目 3 番 1 号、銘苅庁舎 3 階)

那覇市公告第 2 2 3 号

平成 2 0 年 3 月 3 1 日

掲 示 済

那覇広域都市計画公園事業の施行について

都市計画法(昭和43年法律第100号)第62条第1項の規定による事業認可の図書の送付を受けたので、同法第62条第2項及び同法施行規則第49条の規定に基づき「事業地を表示する図書」を公衆の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画公園事業
 - (2) 名称 3・3・那3号 希望ヶ丘公園
- 2 施行者の名称
那覇市
- 3 事務所の所在地
沖縄県那覇市泉崎1丁目1番1号
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
- 5 事業施行期間
平成4年10月2日から平成22年3月31日まで
- 6 縦覧の場所
那覇市役所建設管理部花とみどり課
(那覇市銘苅2丁目3番1号、銘苅庁舎3階)

那覇市公告第 2 2 4 号

平成 2 0 年 3 月 3 1 日

掲 示 済

那覇広域都市計画公園事業の施行について

都市計画法(昭和43年法律第100号)第62条第1項の規定による事業認可の図書の送付を受けたので、同法第62条第2項及び同法施行規則第49条の規定に基づき「事業地を表示する図書」を公衆の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画公園事業

- (2) 名称 4・3・那1号 緑ヶ丘公園
- 2 施行者の名称
那覇市
- 3 事務所の所在地
沖縄県那覇市泉崎1丁目1番1号
- 4 事業地
(1) 収用の部分 変更なし
(2) 使用の部分 なし
- 5 事業施行期間
昭和47年9月20日から平成22年3月31日まで
- 6 縦覧の場所
那覇市役所建設管理部花とみどり課
(那覇市銘苅2丁目3番1号、銘苅庁舎3階)

那覇市公告第225号

平成20年3月31日

掲 示 済

那覇広域都市計画公園事業の施行について

都市計画法(昭和43年法律第100号)第62条第1項の規定による事業認可の図書の送付を受けたので、同法第62条第2項及び同法施行規則第49条の規定に基づき「事業地を表示する図書」を公衆の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 都市計画事業の種類及び名称
(1) 種類 那覇広域都市計画公園事業
(2) 名称 5・5・那2号 末吉公園
- 2 施行者の名称
那覇市
- 3 事務所の所在地
沖縄県那覇市泉崎1丁目1番1号
- 4 事業地
(1) 収用の部分 変更なし
(2) 使用の部分 なし
- 5 事業施行期間
昭和47年9月20日から平成22年3月31日まで
- 6 縦覧の場所
那覇市役所建設管理部花とみどり課
(那覇市銘苅2丁目3番1号、銘苅庁舎3階)

那覇市公告第 2 2 6 号

平成 2 0 年 3 月 3 1 日

掲 示 済

那覇広域都市計画公園事業の施行について

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 62 条第 1 項の規定による事業認可の図書の送付を受けたので、同法第 62 条第 2 項及び同法施行規則第 49 条の規定に基づき「事業地を表示する図書」を公衆の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画公園事業
 - (2) 名称 5・5・那 3 号 識名公園
- 2 施行者の名称
那覇市
- 3 事務所の所在地
沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 変更なし
- 5 事業施行期間
昭和 5 8 年 8 月 8 日から平成 2 2 年 3 月 3 1 日まで
- 6 縦覧の場所
那覇市役所建設管理部花とみどり課
(那覇市銘苅 2 丁目 3 番 1 号、銘苅庁舎 3 階)

那覇市公告第 2 2 7 号

平成 2 0 年 3 月 3 1 日

掲 示 済

那覇広域都市計画公園事業の施行について

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 62 条第 1 項の規定による事業認可の図書の送付を受けたので、同法第 62 条第 2 項及び同法施行規則第 49 条の規定に基づき「事業地を表示する図書」を公衆の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画公園事業

- (2) 名称 那 6 号 寒川緑地
- 2 施行者の名称
那 覇 市
- 3 事務所の所在地
沖 縄 県 那 覇 市 泉 崎 1 丁 目 1 番 1 号
- 4 事業地
(1) 収用の部分 変更なし
(2) 使用の部分 なし
- 5 事業施行期間
平成 7 年 7 月 2 8 日 から 平成 2 2 年 3 月 3 1 日 まで
- 6 縦覧の場所
那 覇 市 役 所 建 設 管 理 部 花 と み ど り 課
(那 覇 市 銘 苅 2 丁 目 3 番 1 号、銘 苅 庁 舎 3 階)

那 覇 市 公 告 第 2 3 0 号

平成 2 0 年 3 月 3 1 日

掲 示 済

那 覇 広 域 都 市 計 画 事 業 真 嘉 比 古 島 第 一 地 区 土 地 区 画 整 理 事 業 の 事 業 計 画 変 更 に つ い て

那 覇 広 域 都 市 計 画 事 業 真 嘉 比 古 島 第 一 地 区 土 地 区 画 整 理 事 業 の 事 業 計 画 の 変 更 を し た の で、土 地 区 画 整 理 法 第 5 5 条 第 1 3 項 に お い て 準 用 す る 同 条 第 9 項 の 規 定 に よ り、下 記 の 事 項 を 公 告 す る。

那 覇 市 長 翁 長 雄 志

記

- 1 土地区画整理事業の名称 那 覇 広 域 都 市 計 画 事 業
真 嘉 比 古 島 第 一 地 区 土 地 区 画 整 理 事 業
- 2 施 行 者 の 名 称 那 覇 市
- 3 施 行 地 区

那 覇 市	古 島	1 丁 目 2 丁 目	全 部
	真 嘉 比	1 丁 目 2 丁 目	
	松 島	1 丁 目 2 丁 目	
那 覇 市	字 古 島	古 島 宝 口 原	の 一 部
	首 里 山 川 町	2 丁 目	
	字 松 川	与 那 覇 堂 原	
	首 里 末 吉 町	4 丁 目	

- 4 事業施行期間 昭和50年 6月 5日から
平成23年 3月31日まで
- 5 事務所の所在地 那覇市字真嘉比343番地13
都市計画部区画整理課
- 6 事業計画の決定の年月日 昭和50年 6月 5日
- 7 事業計画の変更の年月日 平成20年 3月31日

那覇市公告第231号

平成20年3月31日

掲 示 済

那覇広域都市計画事業小禄金城土地区画整理事業の事業計画変更について

那覇広域都市計画事業小禄金城土地区画整理事業の事業計画の変更をしたので、土地区画整理法第55条第13項において準用する同条第9項の規定により、下記の事項を公告する。

那覇市長 翁 長 雄 志

記

- 1 土地区画整理事業の名称 那覇広域都市計画事業
小禄金城土地区画整理事業

- 2 施行者の名称 那 覇 市

- 3 施 行 地 区

那覇市	赤 嶺	1丁目 2丁目	全 部
	田 原	1丁目 2丁目 3丁目 4丁目	
	金 城	1丁目 2丁目 3丁目 4丁目 5丁目	
	字安次嶺	安次嶺原	の一部

- 4 事業施行期間 昭和58年 8月11日から
平成23年 3月31日まで

- 5 事務所の所在地 那覇市字真嘉比343番地13
都市計画部区画整理課

- 6 事業計画の決定の年月日 昭和 5 8 年 8 月 1 1 日
- 7 事業計画の変更の年月日 平成 2 0 年 3 月 3 1 日

那覇市公告第 2 3 2 号

平成 2 0 年 3 月 3 1 日

掲 示 済

那覇広域都市計画事業壺川土地区画整理事業の事業計画変更について

那覇広域都市計画事業壺川土地区画整理事業の事業計画の変更をしたので、土地区画整理法第 55 条第 13 項において準用する同条第 9 項の規定により、下記の事項を公告する。

那覇市長 翁 長 雄 志

記

- 1 土地区画整理事業の名称 那覇広域都市計画事業
壺川土地区画整理事業
- 2 施行者の名称 那 覇 市
- 3 施 行 地 区

那覇市	泉 崎	1 丁目 2 丁目	の 一 部
	旭 町		
	字 壺 川	赤畑原、阿手川原	
	字 古 波 蔵	長作原	
	楚 辺	2 丁目	

- 4 事業施行期間 昭和 5 9 年 1 月 1 8 日から
平成 2 3 年 3 月 3 1 日まで
- 5 事務所の所在地 那覇市字真嘉比 3 4 3 番地 1 3
都市計画部区画整理課
- 6 事業計画の決定の年月日 昭和 5 8 年 8 月 1 1 日
- 7 事業計画の変更の年月日 平成 2 0 年 3 月 3 1 日

消防本部訓令

那覇市消防本部訓令第 6 号

平成 2 0 年 3 月 3 1 日

施 行 済

那覇市火災予防査察規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市消防本部消防長 宮 平 智

那覇市火災等予防査察規程の一部を改正する訓令

那覇市火災等予防査察規程(平成15年那覇市消防本部訓令第4号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(査察用語の定義)</p> <p>第2条 この規程における用語の定義は、次に定めるところによるものとする。</p> <p>(1) 査察は、法第4条又は第16条の5の規定に基づき<u>仕事場、工事若しくは公衆の出入する場所に立ち入り、消防対象物の位置、構造、設備及び管理の状況について検査し、又は質問を行い、火災等予防上の法又は条例の規定の不備欠陥(以下「不備欠陥」という。)について関係者に指摘し、その是正を促すことをいう。</u></p> <p>(2)～(5) [略]</p> <p>[別表 別記]</p>	<p>(査察用語の定義)</p> <p>第2条 この規程における用語の定義は、次に定めるところによるものとする。</p> <p>(1) 査察は、法第4条又は第16条の5の規定に基づき<u>消防対象物に立ち入り、その位置、構造、設備及び管理の状況について検査し、又は質問を行い、火災等予防上の法又は条例の規定の不備欠陥(以下「不備欠陥」という。)について関係者に指摘し、その是正を促すことをいう。</u></p> <p>(2)～(5) [略]</p> <p>[別表 別記]</p>
<p>備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p>	

付 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表(第2条・第7条関係)

区分	対象	回数
第1種査察対象物	ア <u>政令別表第1(1)項から(4)項まで(5)項イ、(6)項、(9)項イ及び(16)項イに掲げる防火対象物のうち、法第8条第1項の適用を受けるもの</u> イ 政令別表第1(16の2)項及び(16の3)項に掲げる防火対象物で法第8条の2第1項の適用を受けるもの ウ 政令別表第1(17)項に掲げる防火対象物	[略]
	[略]	
第2種査察対象物	<u>政令別表第1(5)項ロ、(7)項、(8)項、(9)項ロ、(10)項から(15)項及び(16)項ロまでに掲げる防火対象物のうち、法第8条第1項の適用を受けるもの</u>	[略]
[略]		

[改正後 別記]

別表(第2条・第7条関係)

区分	対象	回数
第1種査察対象物	ア <u>法第8条の2の2第1項の規定により、定期に点検し及び報告することとされる防火対象物</u> イ 政令別表第1(16の2)項及び(16の3)項に掲げる防火対象物で法第8条の2第1項の適用を受けるもの ウ 政令別表第1(17)項に掲げる防火対象物	[略]
	[略]	
第2種査察対象物	<u>政令別表第1に掲げる防火対象物のうち法第8条第1項の適用を受けるもの(第1種査察対象物を除く)</u>	[略]
[略]		

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第 3 4 号

平成 2 0 年 3 月 2 4 日

掲 示 済

平成 20 年 (2008 年) 2 月那覇市議会定例会で議決された平成 19 年度那覇市水道事業会計補正予算 (第 3 号) の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 19 年度那覇市水道事業会計補正予算 (第 3 号)

(総則)

第 1 条 平成 19 年度那覇市水道事業会計の補正予算 (第 3 号) は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第 2 条 平成 19 年度那覇市水道事業会計予算 (以下「予算」という。) 第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第 1 款 水道事業収益	8,634,462 千円	14,613 千円	8,649,075 千円
第 1 項 営業収益	8,429,804 千円	11,764 千円	8,441,568 千円
第 2 項 営業外収益	118,784 千円	2,849 千円	121,633 千円
支 出			
第 1 款 水道事業費用	8,104,669 千円	9,258 千円	8,095,411 千円
第 1 項 営業費用	7,630,570 千円	10,867 千円	7,619,703 千円
第 2 項 営業外費用	438,689 千円	1,609 千円	440,298 千円

(資本的収入及び支出)

第 3 条 予算第 4 条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「1,792,450 千円」を「1,867,167 千円」に、減債積立金「790,550 千円」を「1,178,652 千円」に、過年度分損益勘定留保資金「966,280 千円」を「652,895 千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第 1 款 資本的収入	530,132 千円	150,400 千円	379,732 千円
第 1 項 企業債	150,400 千円	150,400 千円	0 千円
支 出			
第 1 款 資本的支出	2,322,582 千円	75,683 千円	2,246,899 千円
第 2 項 企業債償還金	940,950 千円	424,317 千円	1,365,267 千円
第 3 項 投資	500,000 千円	500,000 千円	0 千円

(企 業 債)

第 4 条 予算第 6 条に定めた起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は削除する。

(た な 卸 資 産 購 入 限 度 額)

第 5 条 予算第 9 条中「36,779 千円」を「29,390 千円」に改める。

那覇市上下水道局告示第 3 5 号

平成 2 0 年 3 月 2 4 日

掲 示 済

平成 20 年 (2008 年) 2 月那覇市議会定例会で議決された平成 19 年度那覇市下水道事業会計補正予算 (第 3 号) の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 19 年度那覇市下水道事業会計補正予算 (第 3 号)

(総 則)

第 1 条 平成 19 年度那覇市下水道事業会計の補正予算 (第 3 号) は、次に定めるところによる。

(収 益 的 収 入 及 び 支 出)

第 2 条 平成 19 年度那覇市下水道事業会計予算 (以下「予算」という。) 第 3 条に定めた支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既 決 予 定 額)	(補 正 予 定 額)	(計)
	支 出		
第 1 款 下水道事業費用	3,811,875 千円	4,080 千円	3,807,795 千円
第 1 項 営業費用	3,072,042 千円	186 千円	3,072,228 千円
第 2 項 営業外費用	725,111 千円	4,266 千円	720,845 千円

(資 本 的 収 入 及 び 支 出)

第 3 条 予算第 4 条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「765,452 千円」を「768,805 千円」に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額「49,496 千円」を「53,745 千円」に、「過年度損益勘定留保資金 301,022 千円及び当年度分損益勘定留保資金 414,934 千円」を「減債積立金 447,596 千円及び過年度分損益勘定留保資金 267,464 千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既 決 予 定 額)	(補 正 予 定 額)	(計)
	収 入		
第 1 款 資本的収入	2,666,446 千円	994,100 千円	3,660,546 千円
第 1 項 企業債	1,078,900 千円	994,100 千円	2,073,000 千円

支 出

第 1 款	資本的支出	3,431,898 千円	997,453 千円	4,429,351 千円
第 1 項	建設改良費	1,900,736 千円	92,497 千円	1,993,233 千円
第 2 項	企業債償還金	1,508,929 千円	904,956 千円	2,413,885 千円

(企業債)

第 4 条 予算第 6 条に定めた公共下水道事業債の限度額「522,000 千円」を「516,600 千円」に、流域下水道事業債の限度額「158,200 千円」を「247,400 千円」に、下水道高金利対策借換債の限度額「404,100 千円」を「391,800 千円」に改め、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法に次の 1 件を加える。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
補償金免除繰上償還に係る下水道事業債の借換債	千円 917,200	証書借入	年 5.00% 以内	償還期間は、10 年以内とする。 償還方法は、元利均等、元金均等等による。 ただし、財政の都合により、繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。

那覇市上下水道局告示第 36 号

平成 20 年 3 月 24 日

掲 示 済

平成 20 年 (2008 年) 2 月那覇市議会定例会で議決された平成 20 年度那覇市水道事業会計予算の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 20 年度那覇市水道事業会計予算

(総 則)

第 1 条 平成 20 年度水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	149,000 戸
(2) 年間総配水量	40,219,350 ?
(3) 一日平均配水量	110,190 ?
(4) 主要な建設改良事業	
上識名配水池建設工事	

事業費 411,575 千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第 1 款 水道事業収益	8,633,731 千円
第 1 項 営業収益	8,483,388 千円
第 2 項 営業外収益	110,345 千円
第 3 項 特別利益	39,998 千円
支 出	
第 1 款 水道事業費用	8,128,084 千円
第 1 項 営業費用	7,756,057 千円
第 2 項 営業外費用	337,262 千円
第 3 項 特別損失	14,765 千円
第 4 項 予備費	20,000 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 2,257,534 千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 56,274 千円及び過年度分損益勘定留保資金 2,201,260 千円で補てんするものとする。）

収 入	
第 1 款 資本的収入	374,769 千円
第 1 項 補助金	340,000 千円
第 2 項 出資金	7,535 千円
第 3 項 固定資産売却代金	15,001 千円
第 4 項 その他資本収入	1 千円
第 5 項 他会計貸付金償還金	12,232 千円
支 出	
第 1 款 資本的支出	2,632,303 千円
第 1 項 建設改良費	1,298,897 千円
第 2 項 企業債償還金	1,326,000 千円
第 3 項 投資	2,405 千円
第 4 項 その他資本的支出	1 千円
第 5 項 予備費	5,000 千円

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限度額
水道メーター検針業務委託	平成20年度から平成23年度まで	131,166千円
上識名・豊見城配水池機械警備業務委託	平成20年度から平成23年度まで	14,942千円
庁舎維持管理業務委託	平成20年度から平成21年度まで	28,323千円

配水施設維持管理業務委託	平成20年度から平成21年度まで	53,960千円
水質検査業務委託	平成20年度から平成21年度まで	8,159千円
水道管緊急修繕工事及び保安業務委託	平成20年度から平成21年度まで	平成21年度 那覇市水道 事業会計予 算において 計上する額 及び平成20 年度末修繕 引当金残高
電算機器等保守管理業務委託	平成20年度から平成21年度まで	5,894千円
電子入札システム業務委託	平成 21 年度	378千円
電子入札システム利用料金	平成 21 年度	1,204千円

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 6 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用 (消費税及び地方消費税に限る。)

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 7 条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 1,300,980 千円

(2) 交際費 256 千円

(たな卸資産購入限度額)

第 8 条 たな卸資産の購入限度額は、35,081 千円と定める。

那覇市上下水道局告示第 3 7 号

平成 2 0 年 3 月 2 4 日

掲 示 済

平成 20 年 (2008 年) 2 月那覇市議会定例会で議決された平成 20 年度那覇市下水道事業会計予算の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 20 年度那覇市下水道事業会計予算

(総 則)

第 1 条 平成 20 年度下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業 務 の 予 定 量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)水洗化戸数	135,000 戸
(2)年間総処理水量	35,340,030 ?
(3)一日平均処理水量	96,822 ?

(収 益 的 収 入 及 び 支 出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、営業外費用中企業債利息 605,749 千円の財源に充てるため、下水道事業債(特別措置分) 98,100 千円を借入れる。

		収 入
第 1 款	下水道事業収益	3,935,572 千円
第 1 項	営業収益	3,522,295 千円
第 2 項	営業外収益	413,276 千円
第 3 項	特別利益	1 千円
		支 出
第 1 款	下水道事業費用	3,824,041 千円
第 1 項	営業費用	3,137,015 千円
第 2 項	営業外費用	661,663 千円
第 3 項	特別損失	5,363 千円
第 4 項	予備費	20,000 千円

(資 本 的 収 入 及 び 支 出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 665,561 千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 19,786 千円及び過年度分損益勘定留保資金 645,775 千円で補てんするものとする。)

		収 入
第 1 款	資本的収入	1,801,279 千円
第 1 項	企業債	876,800 千円
第 2 項	補助金	609,000 千円
第 3 項	出資金	312,479 千円
第 4 項	その他資本収入	3,000 千円
		支 出
第 1 款	資本的支出	2,466,840 千円
第 1 項	建設改良費	1,328,244 千円
第 2 項	企業債償還金	1,112,217 千円

第 3 項 他会計借入金償還金	12,232 千円
第 4 項 投資	9,147 千円
第 5 項 予備費	5,000 千円

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
パーソナルコンピュータ賃借	平成 20 年度から平成 23 年度まで	8,400 千円
公共下水道維持管理業務委託	平成 20 年度から平成 21 年度まで	66,103 千円
ポンプ場施設維持管理業務委託	平成 20 年度から平成 21 年度まで	15,239 千円
電算機器等保守管理業務委託	平成 20 年度から平成 21 年度まで	3,721 千円
再生水利用下水道事業水質検査業務委託	平成 20 年度から平成 21 年度まで	336 千円
公共樹設置工事	平成 20 年度から平成 21 年度まで	7,500 千円
電子入札システム業務委託	平成 21 年度	378 千円
電子入札システム利用料金	平成 21 年度	1,204 千円

(企業債)

第 6 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業	千円 365,400	証書借入又は証券発行	年 8 % 以内	償還期間は、据置期間を含め 30 年以内とする。 償還方法は、元利均等、元金均等等による。 ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。
流域下水道事業	102,900			
下水道事業債 (特別措置分)	506,600			

(一時借入金)

第 7 条 一時借入金の限度額は、600,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 8 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用 (消費税及び地方消費税に限る。)

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 9 条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない

い。

(1) 職員給与費

418,274 千円

(2) 交際費

30 千円

那覇市上下水道局告示第 38 号

平成 20 年 3 月 26 日

掲 示 済

公共下水道の供用開始について

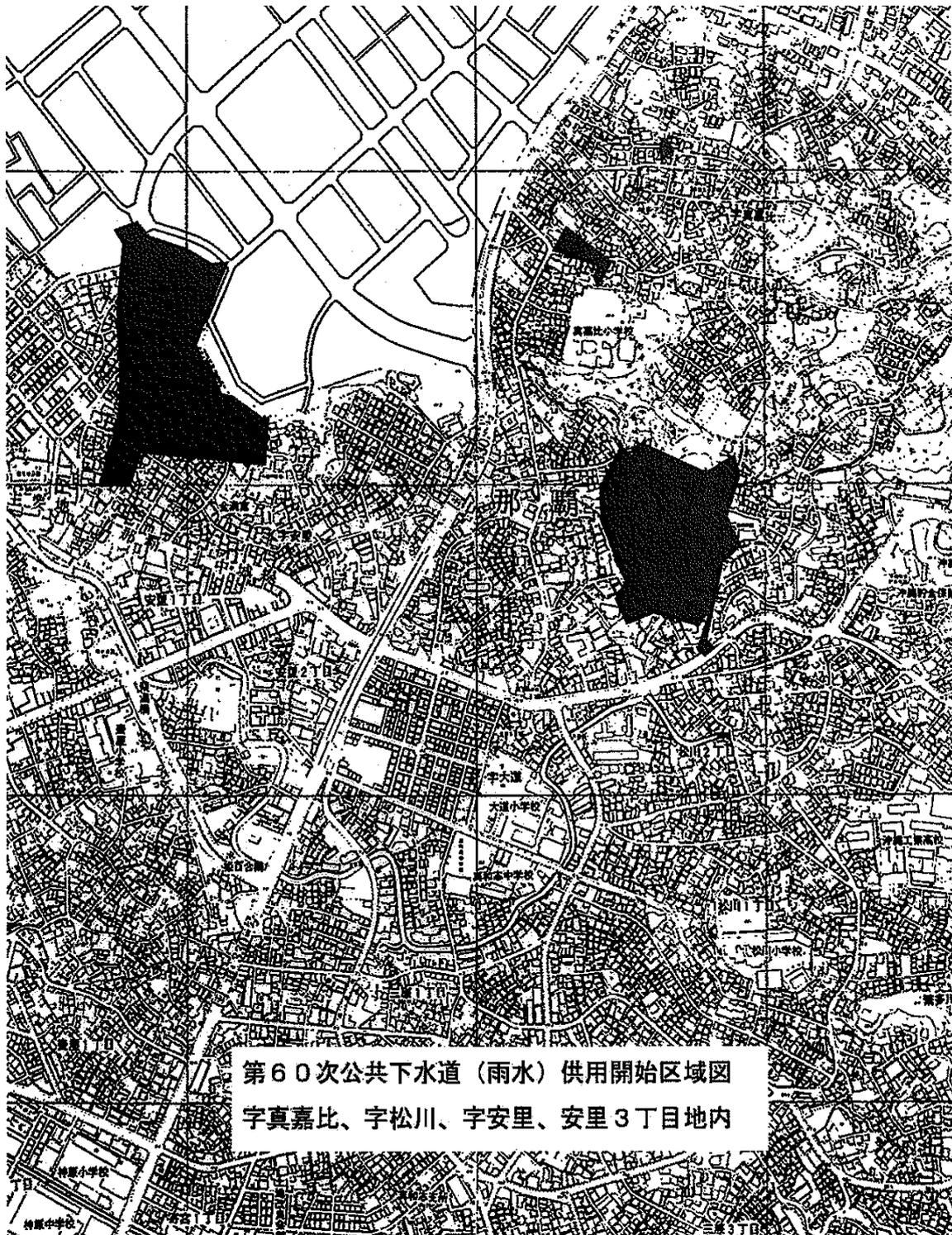
下水道法第 9 条第 1 項及び同条第 2 項の規定により公共下水道 60 次 (雨水・汚水) の供用及び処理開始を次のとおり公示する。

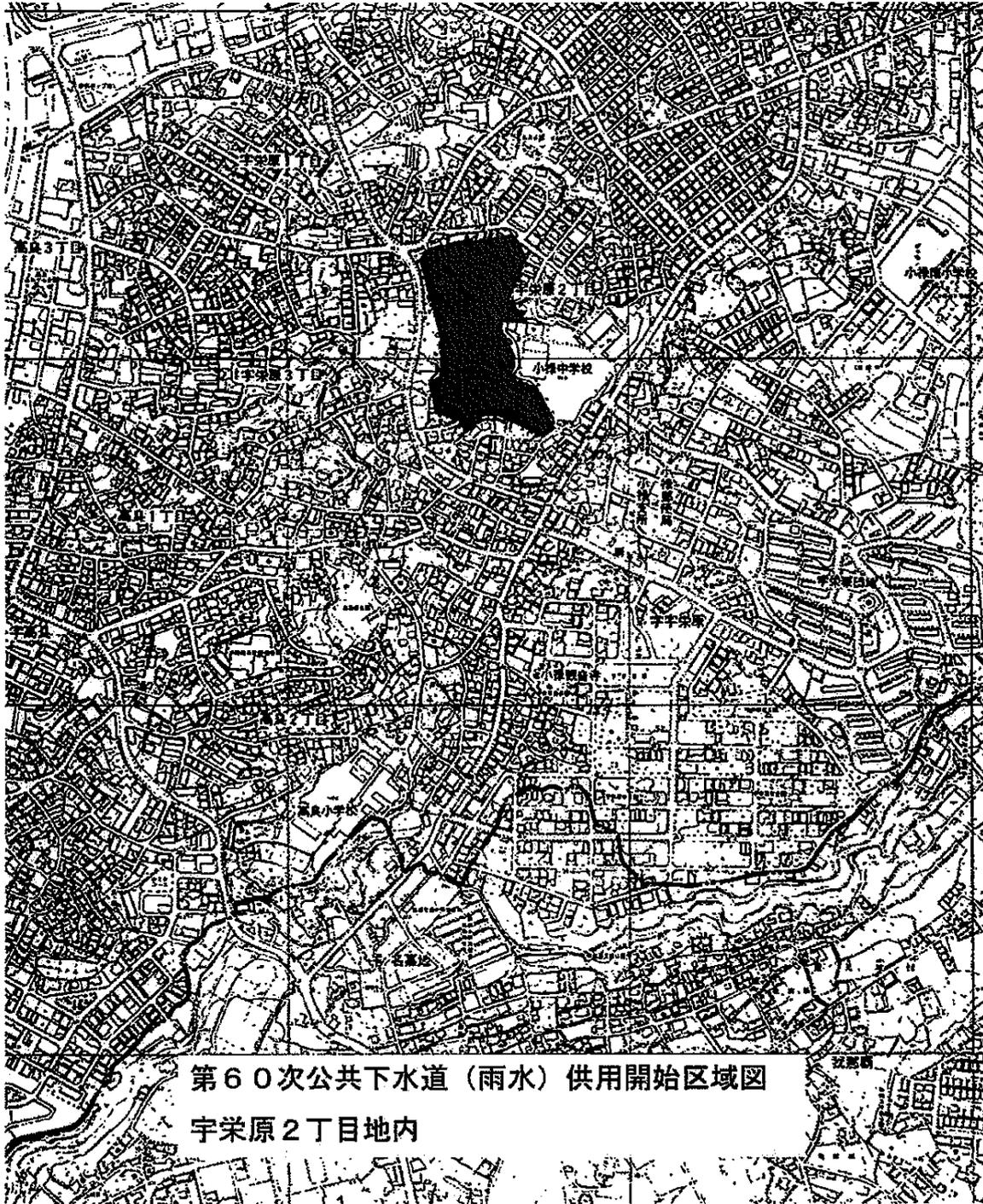
那覇市上下水道事業管理者

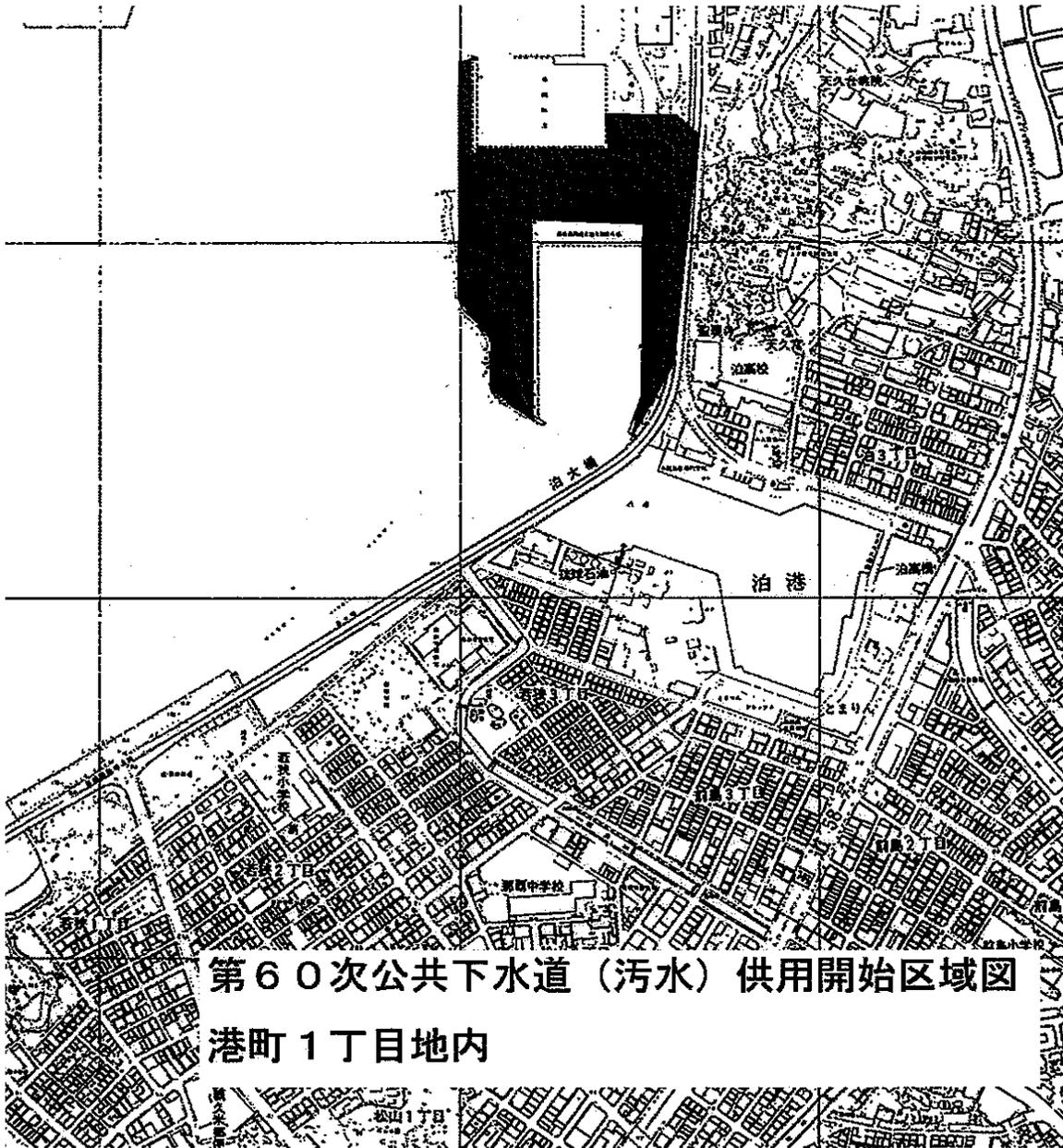
上下水道局長 松 本 親

- 1 使用及び処理開始年月日 平成 20 年 3 月 26 日
- 2 使用及び処理開始区域
雨水
銘苅 2 丁目の一部、字真嘉比の一部、字松川の一部、字安里の一部、安里 3 丁目の一部、宇栄原 2 丁目の一部
汚水
港町 1 丁目の一部、首里石嶺町 4 丁目の一部、首里汀良町 2 丁目・3 丁目の一部、字松川の一部、首里山川町 1 丁目・2 丁目の一部、字真嘉比の一部、真嘉比 3 丁目の一部、字古島の一部、松島 2 丁目の一部、松尾 2 丁目の一部、牧志 3 丁目の一部、字仲井真の一部、字具志の一部
- 3 供用及び処理開始する排水施設の位置
別紙図示のとおり
- 4 供用及び処理開始する排水施設の分流式又は合流式の別
分流式
- 5 図面を縦覧に供する場所及び期間
那覇市上下水道局 給排水設備課
平成 20 年 3 月 26 日から 2 週間
- 6 終末処理場の位置
那覇浄化センター - 那覇市西 3 丁目 10 番 1 号



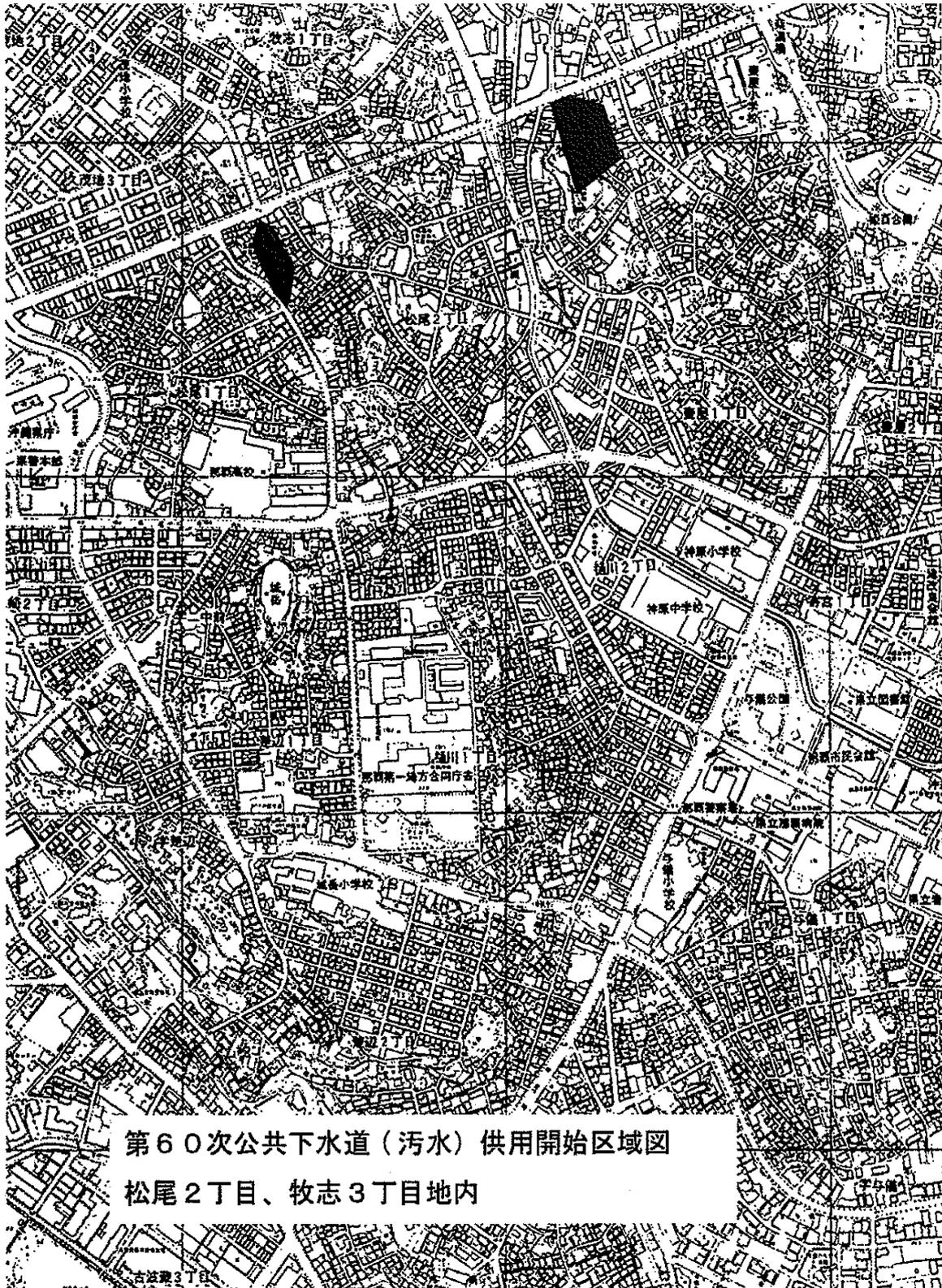
















那覇市上下水道局告示第 3 9 号

平成 2 0 年 3 月 2 7 日

掲 示 済

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第 1 0 条 1 項の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 松 本 親

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者名簿追加

登録 番号	事 業 者	事業所の所在地	代 表 者	指定年月日
3 5 8	エスケイ電気	うるま市 前原 163-2	喜久山 勝盛	平成 19 年 9 月 27 日
3 5 9	新秀設備	南風原町 字兼城 202 番地	新垣 秀和	平成 19 年 10 月 5 日
3 6 0	スイド建設	沖縄市 呉屋 4 丁目 23 番 3 号	與那嶺 靖	平成 19 年 10 月 30 日
3 6 1	有限会社 兼城設備工業	南風原町 字兼城 136 番地	内間 克也	平成 19 年 11 月 16 日
3 6 2	有限会社 國場電工	金武町 字金武 4035- 1	國場 盛光	平成 19 年 11 月 19 日
3 6 3	有限会社 同志建設工業	西原町 字翁長 74	島袋 敏	平成 20 年 2 月 27 日
3 6 4	有限会社 ゆいまーる水道	宜野湾市 字愛知 289-8 1 F	照屋 彰	平成 20 年 3 月 6 日
3 6 5	日動水道	南風原町 字照屋 12- 1	古堅 和則	平成 20 年 3 月 13 日

那覇市上下水道局告示第 4 0 号
平成 2 0 年 3 月 2 7 日
掲 示 済

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止について

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第 1 0 条 1 項の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 松 本 親

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者廃止名簿

登録 番号	事 業 者	事業所の所在地	代 表 者
2 7 7	美玉住設	豊見城市 字我那覇 2 4 3 - 8	玉 寄 薫

病院管理規程

那覇市病院管理規程第27号

平成 2 0 年 3 月 3 1 日

公 布 濟

那覇市病院事業管理者の職務代理者を定める規程等を廃止する規程をここに公布する。

那覇市病院事業管理者

市立病院長 與 儀 實 津 夫

那覇市病院事業管理者の職務代理者を定める規程等を廃止する規程

次に掲げる規程は廃止する。

- (1) 那覇市立病院公告式規程(平成 16 年那覇市病院管理規程第 18 号)
- (2) 那覇市病院事業管理者の職務代理者を定める規程(平成 15 年那覇市病院管理規程第 1 号)
- (3) 那覇市立病院組織規程(平成 15 年那覇市病院管理規程第 2 号)
- (4) 那覇市立病院事務決裁規程(平成 15 年那覇市病院管理規程第 3 号)
- (5) 那覇市立病院公印規程(平成 15 年那覇市病院管理規程第 4 号)
- (6) 那覇市立病院文書取扱規程(平成 15 年那覇市病院管理規程第 5 号)
- (7) 那覇市個人情報保護条例施行規程(平成 15 年那覇市病院管理規程第 6 号)
- (8) 那覇市情報公開条例施行規程(平成 15 年那覇市病院管理規程第 7 号)
- (9) 那覇市立病院聴聞及び弁明の機会の付与の手續に関する規程(平成 15 年那覇市病院管理規程第 8 号)
- (10) 那覇市立病院庁舎管理規程(平成 15 年那覇市病院管理規程第 9 号)
- (11) 那覇市立病院防火管理規程(平成 15 年那覇市病院管理規程第 10 号)
- (12) 那覇市立病院自家用電気工作物保安規程(平成 15 年那覇市病院管理規程第 11 号)
- (13) 那覇市立病院車両管理規程(平成 15 年那覇市病院管理規程第 12 号)
- (14) 那覇市立病院医師宿舍管理規程(平成 15 年那覇市病院管理規程第 13 号)

- (15) 那覇市立病院看護師宿舍管理規程(平成 15 年那覇市病院管理規程第 14 号)
- (16) 那覇市立病院企業職員就業規程(平成 15 年那覇市病院管理規程第 15 号)
- (17) 那覇市立病院企業職員の任期付職員の給与の特例に関する規程(平成 19 年那覇市病院管理規程第 4 号)
- (18) 那覇市立病院企業職員の名札の制式、勤務の記録等に関する規程(平成 16 年那覇市病院管理規程第 19 号)
- (19) 那覇市立病院企業職員の職務に専念する義務の免除に関する規程(平成 15 年那覇市病院管理規程第 16 号)
- (20) 那覇市立病院の特別の勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程(平成 15 年那覇市病院管理規程第 17 号)
- (21) 那覇市立病院安全衛生管理規程(平成 15 年那覇市病院管理規程第 19 号)
- (22) 那覇市立病院職員の任免等の経過措置に関する規程(平成 15 年那覇市病院管理規程第 20 号)
- (23) 那覇市立病院人事評価の試行に関する規程(平成 15 年那覇市病院管理規程第 39 号)
- (24) 那覇市立病院企業職員の給与に関する規程(平成 15 年那覇市病院管理規程第 21 号)
- (25) 那覇市立病院企業職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程(平成 15 年病院那覇市管理規程第 22 号)
- (26) 那覇市立病院企業職員の初任給調整手当に関する規程(平成 15 年那覇市病院管理規程第 23 号)
- (27) 那覇市立病院企業職員の特殊勤務手当に関する規程(平成 15 年那覇市病院管理規程第 24 号)
- (28) 那覇市立病院臨時職員の身分取扱いに関する規程(平成 15 年那覇市病院管理規程第 25 号)
- (29) 那覇市立病院非常勤職員の身分取扱いに関する規程(平成 15 年那覇市病院管理規程第 26 号)
- (30) 那覇市立病院の看護師等の職務の級の切替え等に関する規程(平成 18 年那覇市病院管理規程第 5 号)
- (31) 那覇市立病院企業職員の旅費に関する規程(平成 15 年那覇市病院管理規程

- 第 27 号)
- (32) 那覇市立病院被服貸与規程(平成 15 年那覇市病院管理規程第 28 号)
 - (33) 那覇市病院事業会計規程(平成 15 年那覇市病院管理規程第 29 号)
 - (34) 那覇市立病院建設工事等の契約の指名競争入札参加者の指名等に関する規程(平成 17 年那覇市病院管理規程第 11 号)
 - (35) 那覇市立病院使用料及び手数料条例施行規程(平成 15 年那覇市病院管理規程第 30 号)
 - (36) 那覇市立病院診療規程(平成 15 年那覇市病院管理規程第 31 号)

付 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

病院告示

那覇市病院告示第 1 号
平成 20 年 3 月 31 日
掲 示 済

那覇市病院事業の業務に係る公金の出納事務の一部を取り扱わせる金融機関の指定についての廃止について

那覇市病院事業の業務に係る公金の出納事務の一部を取り扱わせる金融機関の指定について(平成 17 年那覇市病院告示第 1 号)は、廃止する。

この告示は、平成 20 年 4 月 1 日から効力を生ずる。

那覇市病院事業管理者
市立病院長 與 儀 實 津 夫

教育委員会規則

那覇市教育委員会規則第 1 3 号
平成 2 0 年 3 月 2 8 日
公 布 済

那覇市立視聴覚ライブラリー設置条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

那覇市教育委員会
委員長 西 原 篤 一

那覇市立視聴覚ライブラリー設置条例施行規則を廃止する規則

那覇市立視聴覚ライブラリー設置条例施行規則(昭和48年那覇市教育委員会規則第6号)は、廃止する。

付 則
この規則は、平成20年4月1日から施行する。

那覇市教育委員会規則第 1 4 号
平成 2 0 年 3 月 2 8 日
公 布 済

那覇市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市教育委員会
委員長 西 原 篤 一

那覇市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市立図書館条例施行規則(平成17年那覇市教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(事業)</p> <p>第2条 那覇市立図書館(以下「図書館」という。)は、図書館法(昭和25年法律第118号)第3条の規定に基づき、次の事業を行う。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p><u>(8) 移動図書館の運営</u></p> <p>(9)～(10) [略]</p> <p><u>(移動図書館)</u></p> <p>第3条 <u>移動図書館は、自動車により市内を巡回し、図書館資料の貸出し及びその他の奉仕を行う。</u></p> <p>2 <u>移動図書館の巡回計画等は、中央図書館長(以下「館長」という。)が定める。</u></p> <p>3 <u>移動図書館の利用については、第6条から第10条までの規定を適用する。</u></p> <p><u>(開館時間及び休館日)</u></p> <p>第4条 <u>図書館の開館時間及び休館日は別表のとおりとする。ただし、館長が必要と認めるときは、開館時間及び休館日を変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。</u></p> <p><u>(利用の制限)</u></p> <p>第5条 <u>この規則又は館長(分館においては分館長。以下この条において同じ。)</u></p>	<p>(事業)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p><u>(8) 視聴覚教材(上映権付きの視聴覚資料をいう。)及び機器の社会教育関係団体等への貸出し</u></p> <p>(9)～(10) [略]</p> <p><u>(開館時間)</u></p> <p>第3条 <u>図書館の開館時間は、別表第1のとおりとする。ただし、中央図書館長(以下「館長」という。)が特に必要と認めるときは、開館時間を変更することができる。</u></p> <p><u>(休館日)</u></p> <p>第4条 <u>図書館の休館日は、別表第2のとおりとする。ただし、館長が特に必要と認めるときは、休館日を変更し、若しくは臨時に開館日とし、又は開館日を臨時に休館日とすることができる。</u></p> <p><u>(遵守事項)</u></p> <p>第5条 <u>図書館の利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</u></p>

の指示に従わない者に対して、館長は図書館の利用を禁止し、又は退館を命ずることができる。

(貸出の手續)

第7条 図書館資料の貸出しを受けようとする者は、個人貸出登録申込書を館長に提出し、那覇市立図書館利用者カード(以下「利用者カード」という。)の交付を受けなければならない。この場合において、館長は、前条に定める条件を証明する書類等の提示を求めることができる。

2～6 [略]

7 第2項から第4項の規定は、住基カードによる図書館資料の貸出しについて準用する。この場合において、これらの規定中「利用者カード」とあるのは「住基カード」と読み替えるものとする。

(団体貸出)

第10条 [略]

2 団体が図書館資料の貸出しを受けようとするものは、団体貸出登録申込書を館長に提出し、利用者カードの交付を受けなければならない。この場合において、館長は、前項に定める条件及び責任者の住所等を証明する書類等の提示を求めることができる。

(1) 館内においては、静粛にし、他人に迷惑をかけること。

(2) 飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。

(3) 図書館資料及び機器、設備等は大切に扱うこと。

(4) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる物品又は動物類を携帯しないこと。

(5) 許可を受けずに物品の展示又は販売をしないこと。

(6) その他館長の指示すること。

(貸出しの手續)

第7条 図書館資料の貸出しを受けようとする者は、所定の事項を記載した個人貸出登録申込書を館長に提出し、那覇市立図書館利用者カード(以下「利用者カード」という。)の交付を受けなければならない。この場合において、館長は、前条に定める条件を証明する書類等の提示を求めることができる。

2～6 [略]

7 第2項から第4項までの規定は、住基カードによる図書館資料の貸出しについて準用する。この場合において、これらの規定中「利用者カード」とあるのは「住基カード」と読み替えるものとする。

(団体貸出)

第10条 [略]

2 団体が図書館資料の貸出しを受けようとするものは、所定の事項を記載した団体貸出登録申込書を館長に提出し、利用者カードの交付を受けなければならない。この場合において、館長は、前項に定める条件及び責任者の住所等を証明する書類等の提示を求めることがで

<p>3～4 [略] (資料の複写) 第12条 [略] 2 前項の規定により複写をしようとする者は、複写申込書を館長に提出しなければならない。 3～5 [略] [別表 別記]</p>	<p>きる。 3～4 [略] (資料の複写) 第12条 [略] 2 前項の規定により複写をしようとする者は、<u>所定の事項</u>を記載した複写申込書を館長に提出しなければならない。 3～5 [略] [別表第1 別記] [別表第2 別記]</p>
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 4 改正前の欄中の表(以下「改正表」という。)及びこれに対応する改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)に下線が引かれた部分が全くない場合については、当該改正表の全部を当該改正後表に改める。 5 改正後表の表示に対応する改正前の欄中に当該表の表示がない場合は、当該改正後表を加える。 	

付 則

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 特別の勤務に従事する那覇市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則(平成5年那覇市教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を削る。 2 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係る罫線に対応する改正部分及び改正部分に係る罫線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係る罫線を加える。 	

[改正前 別記]

別表(第2条関係)

職員の範囲	週休日	勤務時間の割振り	休憩時間
[略]			

図書館及び 博物館に勤 務する職員	[略]
-------------------------	-----

[改正後 別記]

別表(第2条関係)

職員の範囲	週休日	勤務時間の割振り	休憩時間
[略]			
博物館に勤 務する職員	[略]		
図書館に勤 務する職員	(1) 月曜日又は金曜日のい れか館長が指定する日 ただし、月曜日又は金曜 日が、国民の祝日に関する法 律(昭和23年法律第178号)に 規定する文化の日に当たる場 合は、その日以後において館 長が指定する日 (2) 4週につき4日館長が指定 する日	1週40時間とし、館 長の定める割振り 勤務とする。	11時から 14時まで の間で館 長の定め る45分は 休憩時間 とする。

[改正前 別記]
別表(第4条関係)

館	開館時間	休館日
中央図書館	午前9時30分から午後7時(土曜日、日曜日は午後6時)まで	1 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号。以下「法」という。)に定める休日 2 月曜日(その日が法第2条に規定する日に当たるときは、その日の翌日も休館日とする。ただし、中央図書館を除く。) 3 慰霊の日 6月23日 4 12月28日から翌年1月4日までの日(第1号に掲げる日を除く。) 5 館内整理日(第4木曜日。ただし、繁多川図書館を除く。) 6 特別整理期間(年間15日以内で館長が指定する期間)
久茂地図書館 小禄南図書館 首里図書館 若狭図書館 石嶺図書館	午前9時30分から午後7時(土曜日は午後6時、日曜日は午後5時)まで	
繁多川図書館	午前9時30分から午後7時(土曜日及び日曜日は午後6時、第4木曜日は午後5時)まで	

[改正後 別記]
別表第1(第3条関係)

館	開館時間
中央図書館	火曜日から金曜日まで 午前9時30分から午後7時まで 土曜日及び日曜日 午前9時30分から午後6時まで
小禄南図書館 若狭図書館 石嶺図書館	火曜日から金曜日まで 午前9時30分から午後7時まで 土曜日 午前9時30分から午後6時まで 日曜日 午前9時30分から午後5時まで
繁多川図書館	月曜日から木曜日まで 午前9時30分から午後7時まで 土曜日及び日曜日 午前9時30分から午後6時まで
久茂地図書館 首里図書館	月曜日から木曜日まで 午前9時30分から午後7時まで 土曜日 午前9時30分から午後6時まで 日曜日 午前9時30分から午後5時まで

別表第2(第4条関係)

館	定期休館日	定期休館日以外の休館日
中央図書館 小禄南図書館 若狭図書館 石嶺図書館	月曜日(その日が、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号。以下この表において「法」という。)に規定する文化の日に当たるときを除く。)	1 法に定める休日(文化の日を除く。) 2 法に定める休日及び文化の日が、定期休館日に当たるときは、その日の前後7日以内で館長が指定する日を休館日とする。 3 慰霊の日 6月23日 4 年末及び年始休館(12月28日から12月31日まで、及び1月2日から1月4日まで) 5 館内整理日(第3水曜日) 6 特別整理期間(年間15日以内で館長が指定する期間)
久茂地図書館 首里図書館 繁多川図書館	金曜日(その日が、文化の日に当たるときを除く。)	

那霸市教育委員会規則第 1 5 号
平成 2 0 年 3 月 2 8 日
公 布 済

那霸市立図書館協議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那霸市教育委員会
委員長 西 原 篤 一

那覇市立図書館協議会規則の一部を改正する規則

那覇市立図書館協議会規則(昭和50年那覇市教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、那覇市立図書館条例(昭和50年那覇市条例第35号)第8条第4項および第9条の規定に<u>もとづき</u>、那覇市立図書館協議会(以下「協議会」という。)について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(担当事務)</p> <p>第2条 協議会は、館長の諮問に応じて、那覇市立図書館及び那覇市立視聴覚ライブラリーの運営に関する必要な事項を審議し、答申する。</p> <p>(会長および副会長)</p> <p>第3条 協議会に会長および副会長をおき、委員の<u>うちから互選する</u>。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、<u>会長が欠けたときはその職務を行なう</u>。</p> <p>(庶務)</p> <p>第6条 協議会の庶務は、<u>那覇市立図書館</u>で処理する。</p> <p>(委任)</p> <p>第7条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、<u>別に会長が定める</u>。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、那覇市立図書館条例(昭和50年那覇市条例第35号)第6条の規定に基づき、那覇市立図書館協議会(以下「協議会」という。)の<u>運営に関し</u>必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(担当事務)</p> <p>第2条 協議会は、館長の諮問に応じて、那覇市立図書館の運営に関する必要な事項を審議し、答申する。</p> <p>(会長及び副会長)</p> <p>第3条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の<u>互選でこれを定める</u>。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、<u>その職務を代理する</u>。</p> <p>(庶務)</p> <p>第6条 協議会の庶務は、<u>那覇市立中央図書館</u>において処理する。</p> <p>(委任)</p> <p>第7条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、<u>会長が協議会に諮って定める</u>。</p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p>	

付 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

那霸市教育委員会規則第 16 号
平成 20 年 3 月 28 日
公 布 済

那霸市教育委員会公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那霸市教育委員会
委員長 西 原 篤 一

那覇市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

那覇市教育委員会公印規則(平成10年那覇市教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																																																								
<p>[別表(第4条関係) 別記] 第6号様式(第16条関係) [略]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%; text-align: center;">管守課</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">課長</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">主査 <u>等</u></td> <td style="width: 15%; text-align: center;">担当</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>第7号様式(第18条関係) [略]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">管守課</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">課長</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">主査 <u>等</u></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">担当</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">管守課</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">課長</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">主査 <u>等</u></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">担当</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		管守課	課長	主査 <u>等</u>	担当						管守課	課長	主査 <u>等</u>	担当		管守課	課長	主査 <u>等</u>	担当										<p>[別表(第4条関係) 別記] 第6号様式(第16条関係) [略]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%; text-align: center;">管守課</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">課長</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">主幹 <u>等</u></td> <td style="width: 15%; text-align: center;">担当</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>第7号様式(第18条関係) [略]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">管守課</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">課長</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">主幹 <u>等</u></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">担当</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">管守課</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">課長</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">主幹 <u>等</u></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">担当</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		管守課	課長	主幹 <u>等</u>	担当						管守課	課長	主幹 <u>等</u>	担当		管守課	課長	主幹 <u>等</u>	担当									
	管守課	課長	主査 <u>等</u>	担当																																																					
管守課	課長	主査 <u>等</u>	担当		管守課	課長	主査 <u>等</u>	担当																																																	
	管守課	課長	主幹 <u>等</u>	担当																																																					
管守課	課長	主幹 <u>等</u>	担当		管守課	課長	主幹 <u>等</u>	担当																																																	
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 表の改正規定において、改正部分及び改正部分に係る罫線に対応する改正後部分及び改正後部分に係る罫線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係る罫線を削る。 3 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係る罫線に対応する改正部分及び改正部分に係る罫線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係る罫線を加える。 																																																									

付 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

[改正前 別記]
別表(第4条関係)

ひな形	寸法(ミリメートル)	用途	管守者	保管場所
[略]				
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 那 覇 市 ○ ○ 公 民 館 長 印 </div>	[略]			
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 那 覇 市 立 視 聴 覚 ライブラリー印 </div>	方21	視聴覚ライブラリー名を もってする文書	館長	視聴覚ラ イブ ラ リー
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 那 覇 市 立 壺 屋 焼 物 博 物 館 印 </div>	[略]			
[略]				
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 那 覇 市 立 城 北 中 学 校 長 印 </div>	[略]			
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 那 覇 市 教 育 委 員 会 教 育 長 印 こどもみらい部用 </div>	[略]	幼稚園に勤務する職員の休 業及び幼稚園に勤務する臨 時・非常勤職員の任免の辞 令、幼稚園に勤務する職員 の勤務並びに共済及び社会 保険等に関する文書及び諸 証明、幼稚園に関する調査 文書及び保育料減免決定通 知書等	こどもみ らい課長	こどもみ らい課

[改正後 別記]
別表(第4条関係)

ひな形	寸法(ミリメートル)	用途	管守者	保管場所
[略]				
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 那 覇 市 ○ ○ 公 民 館 長 印 </div>	[略]			
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 那 覇 市 立 壺 屋 焼 物 博 物 館 印 </div>	[略]			
[略]				
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 那 覇 市 立 城 北 中 学 校 長 印 </div>	[略]			
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 那 覇 市 教 育 委 員 会 印 こどもみらい部用 </div>	方21	幼稚園に勤務する臨時・非常勤職員の任免及び職員の休業の辞令、職員の勤務、共済及び社会保険等に関する文書並びに諸証明その他教育委員会名をもってする文書	こども政策課長	こども政策課
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 那 覇 市 教 育 委 員 会 教 育 長 印 こどもみらい部用 </div>	[略]	幼稚園職員 <u>の選考等に関する文書</u>	こども政策課長	こども政策課

那覇市教育委員会規則第 1 7 号
平成 2 0 年 3 月 2 8 日
公 布 済

那覇市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市教育委員会
委員長 西 原 篤 一

那覇市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則

那覇市教育委員会の組織等に関する規則(平成15年那覇市教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(行政機能の発揮)</p> <p>第3条 事務局及び教育機関は、教育長の<u>指揮監督の下に、一体となって行政機能</u>を発揮するように努めなければならない。</p> <p>(教育機関の所管)</p> <p>第8条 教育委員会の所管に属する教育機関の種類並びに所管する部及び課は、次の表のとおりとする。</p> <p>[表 別記]</p> <p>(公の施設の所管)</p> <p>第9条 教育委員会の所管に属する公の施設並びに所管する部及び課は、次の表のとおりとする。</p> <p>[表 別記]</p> <p>(附属機関)</p> <p>第12条 教育委員会の所管に属する附属機関(市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則(昭和59年那覇市規則第3号)に基づき補助執行するものを含む。)の名称及び庶務担当課等は、次の表のとおりとする。</p> <p>[表 別記]</p> <p>(局議等)</p> <p>第14条 教育長の職務の円滑かつ適正な執行を確保するため、局議、<u>課長連絡会及びその他必要な会議</u>を置く。</p> <p><u>2 局議及び課長連絡会の庶務は、総務課において処理する。</u></p> <p>(職の設置)</p> <p>第15条 [略]</p> <p>2 前項に定めるもののほか、事務局に必要なに応じて置く職は、参事監、参事、担当副参事、副参事、主幹、主査、専門員</p>	<p>(行政機能の発揮)</p> <p>第3条 事務局及び教育機関は、教育長の<u>統括の下に、相互の連絡を図り、すべて一体として行政機能</u>を発揮するように努めなければならない。</p> <p>(教育機関の所管)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>[表 別記]</p> <p>(公の施設の所管)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>[表 別記]</p> <p>(附属機関)</p> <p>第12条 [略]</p> <p>[表 別記]</p> <p>(局議等)</p> <p>第14条 教育長の職務の円滑かつ適正な執行を確保するため、局議<u>その他必要な会議</u>を置く。</p> <p>(職の設置)</p> <p>第15条 [略]</p> <p>2 前項に定めるもののほか、事務局に必要なに応じて置く職は、参事監、参事、担当副参事、副参事、主幹、主査、専門員</p>

<p>主査、主任主事、主任技師、主任教育相談員、主任専門員、主任栄養士、主事、技師、教育相談員、専門員及び栄養士とする。</p> <p>(職名及び職位)</p> <p>第19条 那覇市職員定数条例(昭和47年那覇市条例第74号)第2条第5号及び第6号に定める教育委員会の職員の職名及びその職位は、次の表のとおりとする。</p> <p>[表 別記]</p> <p>2 [略]</p> <p>(職務)</p> <p>第20条 前条に掲げる職名の職務は、次の表のとおりとする。ただし、主任教諭及び教諭については、別の定めによるものとする。</p> <p>[表 別記]</p> <p>[別表第1 別記]</p> <p>[別表第2 別記]</p>	<p>主査、主任主事、主任技師、主任教育相談員、主任専門員、<u>主任保健師</u>、主任栄養士、主事、技師、教育相談員、専門員、<u>保健師</u>及び栄養士とする。</p> <p>(職名及び職位)</p> <p>第19条 [略]</p> <p>[表 別記]</p> <p>2 [略]</p> <p>(職務)</p> <p>第20条 [略]</p> <p>[表 別記]</p> <p>[別表第1 別記]</p> <p>[別表第2 別記]</p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>4 表の改正規定において、改正部分及び改正部分に係る罫線に対応する改正後部分及び改正後部分に係る罫線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係る罫線を削る。</p> <p>5 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係る罫線に対応する改正部分及び改正部分に係る罫線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係る罫線を加える。</p> <p>6 改正前の欄中の表(以下「改正表」という。)及びこれに対応する改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)に下線が引かれた部分が全くない場合については、当該改正表の全部を当該改正後表に改める。</p>	

付 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

[第8条の表]

教育機関の種類	所管する部及び課	
	部	課
[略]	[略]	
図書館		
<u>視聴覚ライブラリー</u>		
博物館		
[略]		

[改正後 別記]

[第8条の表]

教育機関の種類	所管する部及び課	
	部	課
[略]	[略]	
図書館		
博物館		
[略]		

[改正前 別記]

[第9条の表]

公の施設の名称	所管する部及び課	
	部	課
[略]	[略]	
漫湖公園市民庭球場		
<u>那覇新都心多目的広場</u>		
玉陵タマウドウン		
[略]		

[改正後 別記]

[第9条の表]

公の施設の名称	所管する部及び課	
	部	課
[略]	[略]	
漫湖公園市民庭球場		
玉陵タマウドウン		
[略]		

[改正前 別記]

[第12条の表]

附属機関の名称	庶務担当課等
[略]	
那覇市立壺屋焼物博物館協議会	壺屋焼物博物館
[略]	

[改正後 別記]

[第12条の表]

附属機関の名称	庶務担当課等
[略]	
那覇市立壺屋焼物博物館協議会	壺屋焼物博物館
[略]	
那覇市学校給食センター運営委員会	学校給食センター

[改正前 別記]

[第19条の表]

職位	職名
[略]	
主任級	主任主事 主任技師 主任公民館主事 主任教育相談員 教諭 司書 主任学芸員 主任専門員 主任栄養士 主任調理員 主任運転手
主事級	主事 技師 公民館主事 教育相談員 教諭 司書 学芸員 専門員 栄養士 調理員 運転手 用務員

[改正後 別記]

[第19条の表]

職位	職名
[略]	
主任級	主任主事 主任技師 主任公民館主事 主任教育相談員 教諭 司書 主任学芸員 主任専門員 <u>主任保健師</u> 主任栄養士 主任調理員 主任運転手
主事級	主事 技師 公民館主事 教育相談員 教諭 司書 学芸員 専門員 <u>保健師</u> 栄養士 調理員 運転手 用務員

[改正前 別記]

[第20条の表]

職名	職務
[略]	
主任主事 主任技師 主任公民館主事 主任専門員 公民館主事 専門員	[略]
主任教育相談員 主任学芸員 司書 教育相談員 学芸員	[略]
[略]	
<u>主事</u> <u>技師</u> 用務員	[略]
[略]	

[改正後 別記]

[第20条の表]

職名	職務
[略]	
主任主事 主任技師 主任公民館主事 主任専門員 <u>主事</u> <u>技師</u> 公民館主事 専門員	[略]
主任教育相談員 主任学芸員 <u>主任保健師</u> 司書 教育相談員 学芸員 <u>保健師</u>	[略]
[略]	
用務員	[略]
[略]	

[改正前 別記]

別表第1(第6条関係)

事務局の事務分掌

生涯学習部に関する事項

課	分掌事務
総務課	1～5 [略] 6 <u>例規審議会に関すること。</u> 7～8 [略] 9 <u>局議及び課長連絡会に関すること。</u> 10 [略] 11 <u>学校適正規模等審議会に関すること。</u> 12～30 [略] 31 <u>学校事務職の定数削減に関すること。</u> 32～35 [略] 36 <u>課内庶務に関すること。</u>
生涯学習課	1～4 [略] 5 <u>生涯学習推進協議会に関すること。</u> 6～7 [略] 8 <u>チルドレンズミュージアムに関すること。</u> 9～11 [略] 12 <u>社会教育委員に関すること。</u> 13～16 [略] 17 <u>所管する教育機関の指導助言及び総合調整に関すること。</u> 18 <u>課内庶務に関すること。</u>
市民スポーツ課	1～2 [略] 3 <u>スポーツ振興審議会に関すること。</u> 4～7 [略] 8 [略] 9 <u>課内庶務に関すること。</u>
文化財課	1～3 [略] 4 <u>文化財調査審議会に関すること。</u> 5～7 [略] 8 <u>所管する教育機関の指導助言及び公の施設等の管理運営に関すること。</u> 9 <u>所管する教育機関の総合調整に関すること。</u> 10 <u>課内庶務に関すること。</u>
施設管理課	1～4 [略] 5 <u>市有物件(車両を除く。)の共済に関すること。</u> 6 <u>学校施設の維持及び管理(警備及び目的外使用許可を含む。)</u> <u>に関すること。</u> 7 <u>学校用地の取得・管理及び賃借に関すること。</u> 8 [略] 9 <u>課内庶務に関すること。</u>

備考 この表における分掌事務については、幼稚園に関する事務を除く。ただし、施設管理課の項の第7号については、幼稚園を含む。

学校教育部に関する事項

課	分掌事務
---	------

学校教育課	1～5 [略] 6 <u>就学指導委員会</u> に関する <u>こと。</u> 7～14 [略] 15 <u>学校結核対策委員会</u> に関する <u>こと。</u> 16～17 [略] 18 <u>所管する教育機関の指導助言及び総合調整</u> に関する <u>こと。</u> 19～20 [略] 21 <u>課内庶務</u> に関する <u>こと。</u>
総合青少年課	1～7 [略] 8 <u>青少年問題協議会</u> に関する <u>こと。</u> 9～12 [略] 13 <u>課内庶務</u> に関する <u>こと。</u>
学務課	1～6 [略] 7 <u>特殊学級就学奨励費</u> に関する <u>こと。</u> 8～9 [略] 10 <u>課内庶務</u> に関する <u>こと。</u>
学校給食室	1～4 [略] 5 <u>所管する教育機関の指導助言及び総合調整</u> に関する <u>こと。</u> 6 <u>室内庶務</u> に関する <u>こと。</u>

備考 この表における分掌事務については、幼稚園に関する事務を除く。

[改正後 別記]

別表第1(第6条関係)

事務局の事務分掌

生涯学習部に関する事項

課	分掌事務
総務課	1～5 [略] 6～7 [略] 8～27 [略] 28～31 [略]
生涯学習課	1～4 [略] 5～6 [略] 7 <u>那覇こどものためのデザイン事業</u> に関する <u>こと。</u> 8～10 [略] 11～14 [略]
市民スポーツ課	1～2 [略] 3～7 [略]
文化財課	1～3 [略] 4～6 [略] 7 <u>所管する公の施設等の管理運営</u> に関する <u>こと。</u>
施設管理課	1～4 [略] 5 <u>学校施設の維持及び管理(警備、目的外使用許可及び災害共済を含む。)</u> に関する <u>こと。</u> 6 <u>学校用地(幼稚園用地を含む。)</u> の取得、借用及び管理に関する <u>こと。</u> 7 [略]

学校教育部に関する事項

課	分掌事務
学校教育課	1～5 [略] 6～13 [略] 14～15 [略] 16～17 [略]
総合青少年課	1～7 [略] 8～11 [略]
学務課	1～6 [略] 7 特別支援学級就学奨励費に関する事 8～9 [略]
学校給食室	1～4 [略]

[改正前 別記]

別表第2(第11条関係)

教育機関の事務分掌

教育機関の名称	分掌事務
中央公民館	1 講座の開設に関する事。 2 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会、まつり等の開催に関する事。 3 各種の団体、機関等の連絡に関する事。 4 施設を市民の集会その他公共的利用に供すること。 5 市全域にわたる事業に関する事。 6 学習団体の育成に関する事。 7 学習相談に関する事。 8 広報(館報等)に関する事。 9 公民館相互の連絡調整に関する事。 10 中央公民館以外の公民館の統括に関する事。 11 館の管理運営に関する事。 12 その他公民館の設置目的を達成するために必要な事業に関する事。 13 公民館運営における市民との協働に関する施策に関する事。 14 館内庶務に関する事。
久茂地公民館 小禄南公民館 首里公民館 若狭公民館 石嶺公民館 繁多川公民館	1 講座の開設に関する事。 2 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会、まつり等の開催に関する事。 3 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。 4 体育、レクリエーション等に関する集会の開催に関する事。 5 各種の団体、機関等の連絡に関する事。 6 施設を市民の集会その他公共的利用に供すること。 7 学習団体の育成に関する事。 8 学習相談に関する事。 9 広報(館報等)に関する事。 10 館の管理運営に関する事。 11 所管する複合施設の維持管理に関する事。(久茂地、小禄南、首里、石嶺公民館) 12 その他公民館の設置目的を達成するために必要な事業に関する事。 13 館内庶務に関する事。
中央図書館	1 図書館奉仕に関する事。

	<ol style="list-style-type: none"> 2 レファレンス及び読書相談に関する事。 3 図書館資料の購入計画、選書、登録、除籍等に関する事。 4 図書館資料の保存に関する事。 5 障害者のための資料の収集及び宅配サービスに関する事。 6 寄贈図書を受け入れに関する事。 7 読書会、おはなし会等、読書推進事業の主催及び関係団体の支援に関する事。 8 他の公共図書館及び学校図書館等との図書館資料の相互貸借に関する事。 9 移動図書館の奉仕に関する事。 10 移動図書館のおはなし会等、関係団体の支援に関する事。 11 移動図書館のレファレンス及び読書相談に関する事。 12 移動図書館資料の購入計画、選書、登録、除籍等に関する事。 13 移動図書館資料の保存に関する事。 14 移動図書館ステーションに関する事。 15 視聴覚ライブラリーに関する次のこと。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 学校、社会教育施設等に対し視聴覚機器及び機材を供給すること。 (2) 視聴覚機器及び機材の利用に関する解説資料等の作成、配布に関する事。 (3) 視聴覚機器及び機材の取り扱い研修に関する事。 (4) 映写会、展示会等の開催に関する事。 (5) 視聴覚機器及び機材の利用指導に関する事。 (6) 視聴覚教材の制作及び視聴覚機器の補修に関する事。 (7) その他視聴覚教育に関する機関及び団体等との連絡、協力等に関する事。 16 図書館コンピューターシステムの運営管理に関する事。 17 統計及び広報に関する事。 18 図書館運営の調査研究及び企画に関する事。 19 図書館関連要綱等の内規の制定に関する事。 20 図書館協議会に関する事。 21 所管する複合施設の維持管理及び分館の所管する複合施設の維持管理の総括に関する事。 22 分館との連絡調整に関する事。 23 その他図書館の設置目的を達成するために必要な事業に関する事。 24 図書館運営における市民との協働に関する施策に関する事。 25 館内庶務及び図書館全般の庶務に関する事。
<p>久茂地図書館 小緑南図書館 首里図書館 若狭図書館 石嶺図書館 繁多川図書館</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 図書館奉仕に関する事。 2 レファレンスおよび読書相談に関する事。 3 図書館資料の購入計画、選書、登録、除籍等に関する事。 4 図書館資料の保存に関する事。 5 寄贈図書を受け入れに関する事。 6 読書会、おはなし会等、読書推進事業の主催及び関係団体の支援に関する事。 7 学校図書館等との図書館資料の相互貸借に関する事。 8 所管する複合施設の維持管理に関する事。(若狭、繁多川図書館) 9 館内庶務に関する事。
<p>壺屋焼物博物館</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 焼物及びこれに関する資料(以下「焼物等」という。)の収集、保管及び展示に関する事。 2 焼物等に関する調査及び研究に関する事。 3 焼物等に関する展覧会、講演会、講習会等の開催に関する事。 4 展示等のための施設の提供に関する事。

	<ol style="list-style-type: none"> 5 那覇市立壺屋焼物博物館協議会に関する事 6 その他博物館の設置目的を達成するために必要な事業に関する事 7 館内庶務に関する事
教育研究所	<ol style="list-style-type: none"> 1 教育に関する専門的、技術的事項の調査、研究に関する事 2 教育関係職員の研修に関する事 3 教育に関する情報の提供、収集及び広報に関する事 4 情報教育の推進に関する事 5 OA推進業務に関する事 6 教育研究所運営審議会に関する事 7 その他教育研究所の設置目的を達成するために必要な事業に関する事 8 所内庶務に関する事
学校給食センター	<ol style="list-style-type: none"> 1 給食センターの管理運営に関する事 2 給食センター運営委員会に関する事 3 給食費の執行に関する事 4 賄材料の調達及び検収に関する事 5 献立の作成及び栄養に関する業務等に関する事 6 調理及び運搬等に関する事 7 その他学校給食センターの設置目的を達成するために必要な事業に関する事 8 学校給食センター全般の庶務に関する事。(小禄学校給食センター) 9 所内庶務に関する事

備考 別表1及び別表2において庶務とは、概ね次の事務をいう。

- (1) 予算の編成及び執行に関する事
- (2) 服務に関する事
- (3) 文書に関する事
- (4) 旅行命令に関する事
- (5) 物品に関する事
- (6) 給与に関する事

[改正後 別記]

別表第2(第11条関係)

教育機関の事務分掌

教育機関	分掌事務
公民館	<ol style="list-style-type: none"> 1 講座の開設に関する事 2 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会、まつり等の開催に関する事 3 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること 4 体育、レクリエーション等に関する集会の開催に関する事 5 各種の団体、機関等の連絡に関する事 6 施設を市民の集会その他公共的利用に供すること 7 市全域にわたる事業に関する事(中央公民館に限る。) 8 学習団体の育成に関する事 9 学習相談に関する事 10 広報に関する事 11 公民館の連絡調整及び統括に関する事(中央公民館に限る。) 12 公民館運営における市民との協働に関する事 13 所管する複合施設の維持管理に関する事。(久茂地公民館、

	<p>小禄南公民館、首里公民館及び石嶺公民館に限る。)</p> <p>14 その他公民館の設置目的を達成するために必要な事業に関する事</p>
図書館	<p>1 図書館奉仕に関する事。</p> <p>2 レファレンス及び読書相談に関する事。</p> <p>3 図書館資料の購入計画、選書、登録、除籍等に関する事。</p> <p>4 図書館資料の保存に関する事。</p> <p>5 障がい者のための資料の収集及び宅配サービスに関する事。</p> <p>6 寄贈図書を受け入れに関する事。</p> <p>7 読書会、おはなし会その他の読書推進事業の主催及びその関係団体の支援に関する事。</p> <p>8 他の公共図書館及び学校図書館等との図書館資料の相互貸借に関する事。</p> <p>9 学校、社会教育関係団体等への視聴覚教材等の貸出しに関する事(中央図書館に限る。)</p> <p>10 図書館コンピュータシステムの運営管理に関する事(中央図書館に限る。)</p> <p>11 統計及び広報に関する事。</p> <p>12 図書館運営の調査研究及び企画に関する事(中央図書館に限る。)</p> <p>13 図書館関連要綱等の内規の制定に関する事(中央図書館に限る。)</p> <p>14 図書館業務の総括に関する事(中央図書館に限る。)</p> <p>15 図書館運営における市民との協働に関する事。</p> <p>16 所管する複合施設の維持管理に関する事(中央図書館、若狭図書館及び繁多川図書館に限る。)</p> <p>17 その他図書館の設置目的を達成するために必要な事業に関する事。</p>
博物館	<p>1 焼物及びこれに関する資料(以下「焼物等」という。)の収集、保管及び展示に関する事。</p> <p>2 焼物等に関する調査及び研究に関する事。</p> <p>3 焼物等に関する展覧会、講演会、講習会等の開催に関する事。</p> <p>4 展示等のための施設の提供に関する事。</p> <p>5 その他博物館の設置目的を達成するために必要な事業に関する事。</p>
教育研究所	<p>1 教育に関する専門的、技術的事項の調査、研究に関する事。</p> <p>2 教育関係職員の研修に関する事。</p> <p>3 教育に関する情報の提供、収集及び広報に関する事。</p> <p>4 情報教育の推進に関する事。</p> <p>5 OA推進業務に関する事。</p> <p>6 その他教育研究所の設置目的を達成するために必要な事業に関する事。</p>
学校給食センター	<p>1 学校給食センターの管理運営に関する事。</p> <p>2 給食費の執行に関する事。</p> <p>3 賄材料の調達及び検収に関する事。</p> <p>4 献立の作成及び栄養に関する業務等に関する事。</p> <p>5 調理及び運搬等に関する事。</p> <p>6 その他学校給食センターの設置目的を達成するために必要な事業に関する事。</p> <p>7 学校給食センター全般の庶務に関する事(小禄学校給食センターに限る。)</p>

教育委員会訓令

那覇市教育委員会訓令第 2 号

平成 2 0 年 3 月 2 8 日

施 行 済

那覇市教育委員会職員被服貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市教育委員会

委員長 西 原 篤 一

那覇市教育委員会職員被服貸与規程の一部を改正する訓令

那覇市教育委員会職員被服貸与規程(昭和58年那覇市教育委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>2 表の改正規定において、改正部分に係る罫線に対応する改正後部分に係る罫線がない場合には、当該改正部分に係る罫線を削る。</p>	

付 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表(第2条関係)

項	貸与該当者	貸与被服	数量	期間	備考
6	[略]	作業服(A)	[略]		
		作業服(B)	1	1	中央図書館(移動図書館係)
		作業靴	[略]		
		[略]			
		前掛け	1	2	図書館(移動図書館係を除く。)・学校図書館

[改正後 別記]

別表(第2条関係)

項	貸与該当者	貸与被服	数量	期間	備考
6	[略]	作業服(A)	[略]		
		作業靴	[略]		
		[略]			
		前掛け	1	2	図書館・学校図書館

教育委員会教育長訓令

那霸市教育委員会教育長訓令第 6 号
平成 2 0 年 3 月 2 8 日
施 行 済

那霸市教育委員会教育長事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那霸市教育委員会
教育長 桃 原 致 上

那覇市教育委員会教育長事務決裁規程の一部を改正する訓令

那覇市教育委員会教育長事務決裁規程(平成3年那覇市教育委員会教育長訓令第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、教育委員会教育長(以下「教育長」という。)の権限に属する事務を迅速に処理し、事務能率の向上を期し、かつ、内部的責任の範囲を明らかにするため、事務決裁について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>(3) 課長 規則第19条第1項に規定する課長級の職位のもの(担当副参事及び副参事を除く。)並びに<u>那覇市立小学校、中学校及び幼稚園</u>(以下「学校」という。)の長をいう。</p> <p>(4)～(10) [略]</p> <p>[別表第4 別記]</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、<u>別に定めるもののほか</u>、教育委員会教育長(以下「教育長」という。)の権限に属する事務を迅速に処理し、事務能率の向上を期し、かつ、内部的責任の範囲を明らかにするため、事務決裁について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(用語の意義)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>(3) 課長 規則第19条第1項に規定する課長級の職位のもの(担当副参事及び副参事を除く。)並びに<u>那覇市立幼稚園、小学校及び中学校</u>(以下「学校」という。)の長をいう。</p> <p>(4)～(10) [略]</p> <p>[別表第4 別記]</p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 表の改正規定において、改正部分及び改正部分に係る罫線に対応する改正後部分及び改正後部分に係る罫線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係る罫線を削る。</p>	

付 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表第4(第4条関係)

教育機関個別決裁事項

所属	事項	決裁者
[略]		
図書館	分館の臨時職員及び非常勤職員の休暇の承認に関すること。	[略]
	図書館協議会に関すること。	課長
	移動図書館に関すること。	課長
	定例行事の企画・実施に関すること。	[略]
	[略]	
	資料の寄贈依頼及び礼状に関すること。	[略]
	那覇市立視聴覚ライブラリーに関すること。	課長
壺屋博物館	施設の使用許可に関すること。	[略]
	博物館協議会に関すること。	課長
	展覧会、講演会、講習会等の企画、運営及び実施に関すること。	[略]
	[略]	
教育研究所	[略]	
	教育関係図書及び研究資料の保存、閲覧及び貸出しに関すること。	[略]
	教育研究所運営審議会に関すること。	課長
学校給食センター	学校給食センター運営委員会に関すること。	課長
	献立作成に関すること。	[略]
	学校給食用物資の調達に関すること。	課長
	学校給食費の予算・決算に関すること。	課長
	学校給食用物資の代金の支払に関すること。	課長
	学校給食費の保管に関すること。	課長
	学校給食の中止又は停止に関すること。	[略]
	[略]	
小学校及び中学校	文書の保存及び保存文書の廃棄に関すること。	課長
幼稚園	文書の保存及び保存文書の廃棄に関すること。	課長
	別表第2の共通決裁事項に掲げるもの	主任教諭の3日を 課長

<u>のうち、幼稚園の職員の休暇の承認に関すること。</u>	<u>超えるもの及び教諭の7日を超えるもの</u>	
	<u>主任教諭の3日以内及び教諭の7日以内</u>	主幹等
<u>非常勤職員の休暇の承認に関すること。</u>		主幹等
<u>職員の国内出張命令の承認に関すること。</u>	<u>主任教諭の3日を超えるもの及び教諭の7日を超えるもの</u>	課長
	<u>主任教諭の3日以内及び教諭の7日以内</u>	主幹等
<u>職員の研修に関すること。</u>		主幹等
<u>入園、退園、転園及び休園に関すること。</u>		主幹等
<u>出席簿の作成に関すること。</u>		主幹等
<u>園児の健康診断の実施に関すること。</u>		主幹等
<u>防災計画に関すること。</u>		主幹等
<u>入園料及び保育料の収納に関すること。</u>		主幹等
<u>物品購入に関すること。</u>	<u>30万円以上50万円未満</u>	課長
	<u>30万円未満</u>	主幹等
<u>その他の定例的な幼稚園事務に関すること。</u>	重要	課長
	軽易	主幹等

[改正後 別記]

別表第4(第4条関係)

教育機関個別決裁事項

教育機関	事項	決裁者	
[略]			
図書館	分館の臨時職員及び非常勤職員の休暇の承認に関する事 こと。	[略]	
	定例行事の企画・実施に関する事 こと。	[略]	
	[略]		
	資料の寄贈依頼に関する事 こと。	[略]	
博物館	施設の使用許可に関する事 こと。	[略]	
	展覧会、講演会、講習会等の企画、運 営及び実施に関する事 こと。	[略]	
	[略]		
教育研究所	[略]		
	教育関係図書及び研究資料の保存、閲 覧及び貸出しに関する 事 こと。	[略]	
学校給食セ ンター	献立作成に関する事 こと。	[略]	
	学校給食の中止又は停止に関する事 こと。	[略]	
	[略]		
幼稚園	文書の保存及び保存文書の廃棄に関する事 こと。	課長	
	別表第2の共通決裁事項に掲げるもの のうち、幼稚園の職員の休暇の承認に 関する事 こと。	主任教諭の3日を超 えるもの及び教諭 の7日を超えるもの	課長
		主任教諭の3日以 内及び教諭の7日 以内	主幹等
	非常勤職員の休暇の承認に関する事 こと。	主幹等	
	職員の国内出張命令の承認に関する事 こと。	主任教諭の3日を超 えるもの及び教諭 の7日を超えるもの	課長
		主任教諭の3日以 内及び教諭の7日 以内	主幹等
	職員の研修に関する事 こと。	主幹等	
	入園、退園、転園及び休園に関する事 こと。	主幹等	
	出席簿の作成に関する事 こと。	主幹等	

	園児の健康診断の実施に関する <u>こと。</u>		主幹等
	防災計画に関する <u>こと。</u>		主幹等
	入園料及び保育料の収納に関する <u>こと。</u>		主幹等
	物品購入に関する <u>こと。</u>	30万円以上50万円未満	課長
		30万円未満	主幹等
	その他の定例的な幼稚園事務に関する <u>こと。</u>	重要	課長
		軽易	主幹等
小学校及び中学校	文書の保存及び保存文書の廃棄に関する <u>こと。</u>		課長

那覇市教育委員会教育長訓令第7号
平成20年3月28日
施 行 済

那覇市立視聴覚ライブラリー視聴覚機器及び教材貸出規程を廃止する訓令を次のように定める。

那覇市教育委員会
教育長 桃 原 致 上

那覇市立視聴覚ライブラリー視聴覚機器及び教材貸出規程を廃止する訓令

那覇市立視聴覚ライブラリー視聴覚機器及び教材貸出規程(昭和48年那覇市教育委員会教育長訓令第1号)は、廃止する。

付 則
この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

那覇市教育委員会教育長訓令第8号
平成20年3月28日
施 行 済

那覇市教育委員会局議規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市教育委員会
教育長 桃 原 致 上

那覇市教育委員会局議規程の一部を改正する訓令

那覇市教育委員会局議規程(昭和61年那覇市教育委員会教育長訓令第2号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(設置)</p> <p>第1条 <u>市の教育行政に係る基本的運営事項及び重要な事案について教育長案を審議決定し、もって教育長の職務の円滑かつ適正な執行を確保するため、局議を置く。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 <u>この規程は、那覇市教育委員会の組織等に関する規則(平成15年那覇市教育委員会規則第1号)第14条に規定する局議の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p>
<p>備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p>	

付 則
この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

那覇市教育委員会教育長訓令第9号
平成20年3月28日
施 行 済

那覇市教育委員会自家用電気工作物保安規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市教育委員会
教育長 桃 原 致 上

那覇市教育委員会自家用電気工作物保安規程の一部を改正する訓令

那覇市教育委員会自家用電気工作物保安規程(昭和59年那覇市教育委員会教育長訓令第2号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(効力及び適用場所) 第3条 [略] 2 この規程で委員会の事業所とは、次の事業所をいう。 (1)～(4) [略] (5) 図書館(視聴覚ライブラリーを含む。以下同じ。) (6)～(7) [略]	(効力及び適用場所) 第3条 [略] 2 [略] (1)～(4) [略] (5) 図書館 (6)～(7) [略]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

付 則
この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

選挙管理委員会告示

那覇市選挙管理委員会告示第 1 号

平成 2 0 年 4 月 1 日

掲 示 済

那覇市農業委員会委員の解任請求に要する選挙権を有する者の数について

農業委員会等に関する法律(昭和 2 6 年法律第 8 8 号)第 1 4 条第 1 項の規定に基づき農業委員会委員の解任請求に要する数は、次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会

委員長 瀬 良 垣 武 安

農業委員会委員の選挙権を有する者の 2 分の 1 以上の数 2 6 1 人

那覇市選挙管理委員会告示第 2 号

平成 2 0 年 4 月 1 日

掲 示 済

那覇市選挙管理委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程の全部を改正する規程を次のように定める。

那覇市選挙管理委員会

委員長 瀬 良 垣 武 安

那覇市選挙管理委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規程

那覇市選挙管理委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程(昭和 5 2 年選挙管理委員会規程第 1 号)の全部を改正する。

(趣旨)

第 1 条 この規程は、地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 1 8 0 条の 7 の規定に基づき那覇市選挙管理委員会(以下「選挙管理委員会」という。)の権限に属する事務の一部を市長の補助機関たる職員に委任し、及び補助執行させることに關し、必要な事項を定めるものとする。

(委任)

第 2 条 選挙管理委員会は、選挙管理委員会事務局職員(臨時職員及び非常勤職員を除く。)の給与等に関する事務を那覇市総務部長に委任するものとする。

(補助執行)

第 3 条 選挙管理委員会は、公職選挙法施行令(昭和 25 年政令第 89 号)第 17 条の規定による選挙人名簿の登録の移替えに関する事務を那覇市市民課の職員及び各支所の職員に補助執行させるものとする。

(協議)

第 4 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、関係機関の協議により定める。

付 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

監 査 委 員 訓 令

那 霸 市 監 査 委 員 訓 令 第 1 号

平 成 2 0 年 3 月 2 4 日

施 行 済

那 霸 市 監 査 委 員 の 権 限 に 属 す る 事 務 の 委 任 に 関 す る 規 程 を 次 の よ う に 定 め る。

那 霸 市 代 表 監 査 委 員 長 嶺 紀 雄

那 霸 市 監 査 委 員 の 権 限 に 属 す る 事 務 の 委 任 に 関 す る 規 程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の7の規定に基づき、
那 霸 市 監 査 委 員 (以 下 「 監 査 委 員 」 と い う 。) の 権 限 に 属 す る 事 務 の 一 部 を 市 長 の
補 助 機 関 た る 職 員 に 委 任 さ せ る こ と に 関 し 、 必 要 な 事 項 を 定 め る も の と す る。

(委任)

第 2 条 監 査 委 員 は 、 職 員 (臨 時 職 員 及 び 非 常 勤 職 員 を 除 く 。) の 給 与 等 に 関 す る 事 務
を 総 務 部 長 に 委 任 す る も の と す る。

(協議)

第 3 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、関係機関の協議により別に定
め る。

付 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

那 霸 市 監 査 委 員 訓 令 第 2 号

平 成 2 0 年 4 月 1 日

施 行 済

那 霸 市 監 査 委 員 事 務 局 処 務 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 訓 令 を 次 の よ う に 定 め る。

那 霸 市 代 表 監 査 委 員 長 嶺 紀 雄

那覇市監査委員事務局処務規程の一部を改正する訓令

那覇市監査委員事務局処務規程（1966年那覇市監査委員訓令第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(事務局職員)</p> <p>第2条 事務局に事務局長（以下「局長」という。）及び書記を置く。</p> <p>2 書記の職員は、副参事及び<u>主事</u>とする。</p> <p>(職務)</p> <p>第3条 局長は、監査委員の命を受け、事務局の事務を掌理し、職員を指揮監督する。</p> <p>2 {略}</p> <p>3 <u>主事</u>は、上司の命を受け、その事務に従事する。</p> <p>(代理)</p> <p>第4条 局長に事故があるときは、あらかじめ監査委員が定めた<u>職員</u>がその職務を代理する。</p> <p>(専決)</p> <p>第7条 局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例に属する事項は、この限りでない。</p> <p>(1)~(3) {略}</p> <p>(4) <u>所属職員の休暇、欠勤等の承認に関すること。</u></p> <p>(5) <u>所属職員の市内出張及び時間外勤務に関すること。</u></p> <p>(6) <u>軽易または定例の報告、照会及び回答に関すること。</u></p> <p>(7) <u>その他軽易な事項の処理に関すること。</u></p>	<p>(事務局職員)</p> <p>第2条 {略}</p> <p>2 書記の職員は、副参事及び<u>主幹</u>とする。</p> <p>(職務)</p> <p>第3条 {略}</p> <p>2 {略}</p> <p>3 <u>主幹</u>は、上司の命を受け、その事務に従事する。</p> <p>(代理)</p> <p>第4条 局長に事故があるときは、あらかじめ監査委員が定めた<u>副参事</u>がその職務を代理する。</p> <p>(専決)</p> <p>第7条 {略}</p> <p>(1)~(3) {略}</p> <p>(4) <u>副参事の休暇及び出張に関すること。</u></p> <p>(5) <u>削除</u></p> <p>(6) <u>削除</u></p> <p>(7) <u>削除</u></p>

<p>(文書の取扱い)</p> <p>第 8 条 文書の記号は、「那監第 号」とし、<u>暦年</u>ごとの一連番号とする。</p>	<p>2 <u>副参事は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例に属する事項は、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>所属職員の休暇、出張及び時間外勤務命令の承認に関すること。</u></p> <p>(2) <u>軽易又は定例の報告、照会及び回答に関すること。</u></p> <p>(3) <u>その他軽易な事項の処理に関すること。</u></p> <p>(文書の取扱い)</p> <p>第 8 条 文書の記号は、「那監第 号」とし、<u>会計年度</u>ごとの一連番号とする。</p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p>	

付 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

公平委員会規則

那覇市公平委員会規則第1号

平成 20 年 3 月 31 日

公 布 済

那覇市職員団体の登録に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市公平委員会委員長 安 次 富 哲 雄

那覇市職員団体の登録に関する規則の一部を改正する規則

那覇市職員団体の登録に関する規則(昭和47年那覇市公平委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(法人となる申出)</p> <p>第8条 登録を受けた職員団体が、<u>法第54条</u>の規定により法人となる旨の申出をしようとする場合は、第8号様式によらなければならない。ただし、登録後直ちに法人になろうとする場合は、条例第2条第1項に規定する申請書に法人となる旨の申出書を添付するものとする。</p> <p>[第8号様式 別記] [第9号様式 別記]</p>	<p>(法人となる申出)</p> <p>第8条 登録を受けた職員団体が、<u>職員団体等に対する法人格の付与に関する法律(昭和53年法律第80号)第3条第1項第3号</u>の規定により法人となる旨の申出をしようとする場合は、第8号様式によらなければならない。ただし、登録後直ちに法人になろうとする場合は、条例第2条第1項に規定する申請書に法人となる旨の申出書を添付するものとする。</p> <p>[第8号様式 別記] [第9号様式 別記]</p>
<p>備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p>	

付 則

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

[改正前 別記]

第8号様式

法人となる旨の申出書		
	年	月 日
那覇市公平委員会委員長殿		
	職員団体名	
	代表者役職	
	氏 名	㊟
<u>地方公務員法第54条</u> の規定に基づき、本職員団体を法人としたいので申し出ます。		

[改正後 別記]

第8号様式

法人となる旨の申出書		
	年	月 日
那覇市公平委員会委員長殿		
	職員団体名	
	代表者役職	
	氏 名	㊟
<u>職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第3条第1項第3号</u> の規定に基づき、本職員団体を法人としたいので申し出ます。		

[改正前 別記]
第9号様式

<p>受理証明書</p> <p>職員団体名 主たる事務所所在地 代表者役職氏名</p> <p><u>地方公務員法第54条</u>の規定に基づき、上記の団体を法人とすることについての 申出は、本日これを受理した。</p> <p>年 月 日</p> <p>那覇市公平委員会委員長 氏名 </p>
--

[改正後 別記]
第9号様式

<p>受理証明書</p> <p>職員団体名 主たる事務所所在地 代表者役職氏名</p> <p><u>職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第3条第1項第3号</u>の規定に基づ き、上記の団体を法人とすることについての申出は、本日これを受理した。</p> <p>年 月 日</p> <p>那覇市公平委員会委員長 氏名 </p>
--

那覇市公平委員会規則第2号

平成 20 年 3 月 31 日

公 布 済

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市公平委員会委員長 安 次 富 哲 雄

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則(昭和47年那覇市公平委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p>	

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表(第2条関係)

機関	職
[略]	
市長部局	(1) [略] (2) 副部長 <u>公室長</u> 管理センター長 参事 局長 (3)～(5)
[略]	

備考

1～8 [略]

9 表中「図書館」とは、那覇市立図書館条例(昭和50年那覇市条例第35号)第2条に規定する図書館をいう。

10～12 [略]

[改正後 別記]

別表(第2条関係)

機関	職
[略]	
市長部局	(1) [略] (2) 副部長 管理センター長 参事 局長 (3)～(5)
[略]	

備考

1～8 [略]

9 表中「図書館」とは、那覇市立図書館条例(昭和50年那覇市条例第35号)第1条に規定する那覇市立図書館をいう。

10～12 [略]

正 誤

那覇市公報号外第 688 号の正誤

2008 (平成 20) 年 3 月 28 日付け那覇市公報号外第 688 号の那覇市規則第 5 号について、次のとおり訂正する。

1419ページ

[訂正前]

第5号様式(第4条関係、第6条関係)

公開空地の表示書

建築基準法第 条 第 項(※1)の許可を受けるに当たり、敷地内の見やすい場所に、当該敷地内の公開空地が、建築基準法に基づいて設けられたものである旨を、次の表示板により一般公衆に表示いたします。

年 月 日

那覇市長 様

公開空地設置者 住所
氏名
電話
(法人にあっては所在地、名称、代表者の氏名) 印 ↑

公開空地の表示板

この公開空地(広場、植込等)は、建築基準法に基づく建築物の許可条件として確保したものです。
歩行者の通行又は利用は自由です。

年 月 日

公開空地設置者
住所
氏名
電話

公開空地位置図

↑

↓

← 800mm以上 →

公開空地の表示板の規格は次のとおりです。

- (1) ステンレス板、銅板等の耐候性、耐久性に富み、かつ、容易に破損しない材質とする。
- (2) 堅固に固定したものとする。
- (3) 大きさは、縦500mm以上、横800mm以上とする。ただし、敷地の状況により、大きさを変更することができるものとする。表示板の設置数は、2以上とする。

注 ※1には許可条項を記入してください。

[訂正後]

第5号様式(第4条関係、第6条関係)

公開空地の表示書

建築基準法第 条 第 項(※1)の許可を受けるに当たり、敷地内の見やすい場所に、当該敷地内の公開空地が、建築基準法に基づいて設けられたものである旨を、次の表示板により一般公衆に表示いたします。

年 月 日

那覇市長 様

公開空地設置者 住所 氏名 印
電話
(法人にあつては所在地、名称、代表者の氏名)

公開空地の表示板

この公開空地(広場、植込等)は、建築基準法に基づく建築物の許可条件として確保したものです。

歩行者の通行又は利用は自由です。

年 月 日

公開空地設置者
住所
氏名
電話

公開空地位置図

↑ 500mm以上

← 800mm以上 →

公開空地の表示板の規格は次のとおりです。

- (1) ステンレス板、銅板等の耐候性、耐久性に富み、かつ、容易に破損しない材質とする。
- (2) 堅固に固定したものとする。
- (3) 大きさは、縦500mm以上、横800mm以上とする。ただし、敷地の状況により、大きさを変更することができるものとする。表示板の設置数は、2以上とする。

注 ※1には許可条項を記入してください。

252

1421ページ

[訂正前]

第7号様式(第6条関係)

一団地等の表示書

建築基準法第 条 第 項(※1)の規定に基づく(認定・許可)を受けるに当たり、区域内の見やすい場所に、当該区域内の建築物が建築基準法に基づいて設けられたものである旨を、次の表示板により一般公衆に表示いたします。

年 月 日

那覇市長 様

印

建築主 住所
氏名
電話
(法人にあっては所在地、名称、代表者の氏名)

一団地等の表示板

この区域内の建築物は、建築基準法第 条 第 項(※1)の規定に基づき、那覇市長の(認定・許可)を受けたものです。区域内を適法に維持管理するため下記の管理責任者を定めています。

なお、この区域内で建築又は土地利用の変更をする場合は、再度、那覇市長の(認定・許可)が必要です。

(認定・許可)年月日
年 月 日

一団地等維持管理責任者
住所
氏名
電話

区域全体の配置図

区域内の施設等を表示する

800mm以上

一団地等の表示板の規格は次のとおりです。

- (1) ステンレス板、銅板等の耐候性、耐久性に富み、かつ、容易に破損しない材質とする。
- (2) 堅固に固定したものとする。
- (3) 大きさは、縦500mm以上、横800mm以上とする。ただし、敷地の状況により、大きさを変更することができるものとする。表示板の設置数は、2以上とする。

注(1) ※1には許可条項を記入してください。

(2) 様式中の不要の文字は、抹消してください。

(3) 一団地等とは、法第86条第1項及び第3項の一団地並びに同条第2項及び第4項の一定の一団の土地の区域をいう。

[訂正後]

第7号様式(第6条関係)

一団地等の表示書

建築基準法第 条 第 項(※1)の規定に基づく(認定・許可)を受けるに当たり、区域内の見やすい場所に、当該区域内の建築物が建築基準法に基づいて設けられたものである旨を、次の表示板により一般公衆に表示いたします。

年 月 日

那覇市長 様

建築主 住所
氏名 印
電話
(法人にあつては所在地、名称、代表者の氏名)

一団地等の表示板

この区域内の建築物は、建築基準法第 条 第 項(※1)の規定に基づき、那覇市長の(認定・許可)を受けたものです。区域内を適法に維持管理するため下記の管理責任者を定めています。

なお、この区域内で建築又は土地利用の変更をする場合は、再度、那覇市長の(認定・許可)が必要です。

(認定・許可)年月日
年 月 日

一団地等維持管理責任者
住所
氏名
電話

区域全体の配置図

区域内の施設等を表示する

↑ 500mm以上 ↓

← 800mm以上 →

一団地等の表示板の規格は次のとおりです。

- (1) ステンレス板、銅板等の耐候性、耐久性に富み、かつ、容易に破損しない材質とする。
- (2) 堅固に固定したものとする。
- (3) 大きさは、縦500mm以上、横800mm以上とする。ただし、敷地の状況により、大きさを変更することができるものとする。表示板の設置数は、2以上とする。

注(1) ※1には許可条項を記入してください。

(2) 様式中の不要の文字は、抹消してください。

(3) 一団地等とは、法第86条第1項及び第3項の一団地並びに同条第2項及び第4項の一定の一団の土地の区域をいう。